

第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策

本県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、活動計画として「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定し、各施策を推進してきた。

実施計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを導入し、取組の進捗や成果指標の達成状況の検証などを踏まえ、毎年度計画の見直しを行い、施策の効果的な推進を図っている。

本章においては、実施計画に掲げる「成果指標」の達成状況や「主な課題」の解消状況を評価・点検し、その結果及び新沖縄発展戦略の基本的方向性を踏まえ、基本施策ごとに、これまでの施策展開による成果と課題について明らかにするとともに、今後の対策の方向性を示すこととする。

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

県民一人ひとりが、沖縄の自然環境が貴重な財産であることを認識し、県民全体で自然環境保全、再生及び適正利用に取り組むことにより、沖縄の多様な自然環境を次世代に継承するため、各種施策を展開した。

【目標とするすがた】の状況等

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「豊かな自然が保全されていること」は22.9ポイント、「赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること」は0.8ポイントそれぞれ増加し、県民満足度が向上している。

＜目標とするすがたの状況＞

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
豊かな自然が保全されていること	24.3% (H21年県民意識調査)	47.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること	20.3% (H21年県民意識調査)	30.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

自然環境の保全・再生・適正利用に向けては、人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努める必要がある。

また、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に

取り組むとともに、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図る必要がある。

このため、自然環境の保全や生物資源活用等の研究等を展開する拠点となる「国立自然史博物館」の誘致や外来種対策、サンゴ礁の保全等に取り組むとともに、自然保護区域の拡大、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録、赤土等流出防止や水質汚濁・土壤汚染・大気汚染等対策に取り組む必要がある。

また、自然環境に配慮した河川や海岸の水辺環境の再生や自然環境の持続的な利用のため、適正利用を促進するとともに、学校教育や地域活動と連携した環境教育を推進するなど、県民参画の下での環境保全体制を構築する必要がある。

ア 生物多様性の保全

(成果等)

沖縄の自然環境が育んでいる多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、繊細で壊れやすい特性を持っている。

このことを踏まえ、希少種を始め多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息する健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全する取組を行った。

生物多様性の保全については、自然環境の保全に向けた調査研究、外来種対策の推進、サンゴ礁の保全等に取り組んだ。

自然環境の保全に向けた調査研究については、生物多様性の保全のため、本県が取り組むべき方向性として、平成24年度に「生物多様性おきなわ戦略」を策定した。

また、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータおきなわー」について、改定に必要なデータの収集・整理を行い、平成29年3月に「動物編」、平成30年3月に「菌類編・植物編」の改訂を行い、最新の状況を踏まえた希少種や天然記念物の保護を推進している。

さらに、自然環境保全の拠点となる「国立自然史博物館」を誘致するため、県内外でシンポジウムを開催し機運醸成を図るとともに、国に対し、本県への設立に向けた要望を行っている。

あわせて、在来種の保護・保全に向けた研究として、平成28年度から既存資料の収集及び現地調査等を行い、ジュゴンと海草草原の関連について明らかにし、沖縄島周辺に生息するジュゴンを保護するための取組を実施している。

外来種対策の推進については、マンガース等外来種防除及び新たな外来種の侵入防止のため、やんばる地域でのマンガース捕獲やグリーンアノール、タイワニスジオ、インドクジャク、ニホンイタチ等の生息状況の把握、捕獲手法開発に取り組むとともに、ヒアリをはじめとした外来アリの早期発見技術の検討・開発を実施した。

これらの取組などを行ったものの、環境の悪化も含めた様々な要因により、沖縄の絶滅種数は、2種増加し、基準値を上回って悪化している。

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用 ア 生物多様性の保全

また、沖縄島北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲は、一括交付金（ソフト）を活用した北部地域におけるマングース対策等の推進により、希少種生息環境の回復が図られ、調査年度ごとに増減はあるものの、平成29年度は173メッシュとなり、平成24年度以降、基準値の水準で推移している。

環境省の調査によるヤンバルクイナの推定個体数は、平成17年の約700羽から、平成29年には約1,500羽まで回復していることが確認されている。

サンゴ礁の保全については、サンゴ礁生態系の持続的な保全再生を図るため、平成25年度に「沖縄県総合沿岸域管理計画」を策定した。

保全再生のための取組として、一括交付金（ソフト）などを活用し、植付けによるサンゴ礁再生実証実験、サンゴの遺伝子解析等の調査研究、民間団体が行うサンゴ礁保全活動の支援等を行っている。この結果、有性生殖法による手法を用いたサンゴ稚苗の大量生産に成功し、平成24年度から平成28年度までの5年間で、3.42haの海域に累計15万1,314本のサンゴ稚苗の植付けを行った。

さらに、オニヒトデ対策として、オニヒトデ大量発生の予察を実証するとともに、平成25年度からオーストラリア国立海洋科学研究所（AIMS）と研究協力協定を締結し、効率的なオニヒトデ対策の研究に取り組んでいる。

海洋保護区の設定については、海域生物を保護するため、開発行為の規制等を行う海洋保護区の指定に向けて取り組む必要がある。

そのため、環境省が示す海洋保護区の定義「法律及び慣習を含む手段により、海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区域」に即した地域については、新たな設置に向けた検討を行っている。

なお、海洋保護区の設置数については、漁業を中心とした活動組織により1区域が設定されており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄の絶滅種数	18種 (H23年度)	21種 (H29年度)	21種
沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (H23年度)	173メッシュ (H29年度)	200メッシュ
海洋保護区の設置数	0海域 (H23年)	1海域 (H29年)	2海域

*メッシュ：一定の經線・緯線で地域を網の目状に区画したもの（一区画は約1.3×0.9km）

（課題及び対策）

生物多様性の保全については、本県は亜熱帯性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用 イ 隣域・水辺環境の保全

の生物多様性が失われていくことが危惧されている。

このことから、野生生物等の保全のため、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等を的確に把握するとともに、これまで収集した生物多様性に関するデータの整理と併せ、更なる情報の収集・研究・教育普及を図ることが極めて重要である。

また、人為的に持ち込まれた外来種により、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕していることから、外来種の防除及び侵入防止対策を講じるとともに、希少種回復状況調査について、より精度の高い調査結果を得るために調査手法の検討、効果的な肉食系外来種の捕獲手法の開発等に取り組む必要がある。

さらに、サンゴについては、オニヒトデの大量発生や農地等からの赤土等流出、加えて高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けていることから、引き続き、官民協働による保全・再生の取組を推進するとともに、国内外の研究機関と連携した調査研究を行う必要がある。

このため、自然環境の保全や生物資源の活用等の研究等を展開する拠点として、日本学術会議を始め県内外で論議が進められている「国立自然史博物館」を誘致し、沖縄の自然環境の魅力を世界に発信するとともに、自然環境の保全に向けた県民理解の促進や沖縄観光の魅力の強化につなげる必要がある。

あわせて、県内教育・研究機関等と連携した科学技術振興、新産業創出、国際貢献などを視野に、国際共同研究を促進する生物多様性条約の対応を含めたアジアの国際共同研究の拠点化を目指す必要がある。

イ 隣域・水辺環境の保全

（成果等）

自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識の下、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、農場等の陸域・水辺環境を保全するための取組を行った。

自然保護地域の指定については、沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、法令等に基づき自然環境を保護する区域の拡大に努めるとともに、自然公園の施設整備により適正管理を推進した。

また、平成24年度に鳥獣保護法に基づき2か所の鳥獣保護区（826ha）を新規で指定し、第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月～令和4年3月）に基づき、新たに7か所を鳥獣保護区として指定することを目指しており、保護区の拡大に向け取り組んでいる。

これらの取組などにより、自然保護区域面積は、基準値の5万3,473haから平成29年には5万4,299haとなり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、国

において北部訓練場返還地の大半を推薦地に追加するなど、国際自然保護連合（IUCN）の指摘に対応した上で、平成31年2月1日に推薦書を提出しており、2020年の確実な遺産登録に向けて、取り組んでいるところである。

森林病害虫防除対策については、リュウキュウマツの病害虫対策のため、一括交付金（ソフト）を活用し、保全対象松林とその他松林に対する総合的な防除を実施している。この結果、平成29年度の松くい虫による県全体の被害量は2,309立方メートルで、過去最大の被害が出た平成15年度の4万3,980立方メートルと比較し、約95%減少した。

赤土等流出防止対策については、環境教育、講習会等の実施により、赤土等流出問題に対する認識及び理解の向上、沖縄県赤土等流出防止条例による開発行為届出の周知、及び赤土等流出防止対策の技術向上が図られた。

また、グリーンベルトの設置対策等、赤土等流出防止対策協議会を設置している県内10市町村（大宜味村等）を支援し、農地からの赤土等流出防止対策について取り組んだ。

この他、県内28海域において、赤土等堆積状況調査や生物生育状況調査を実施し、調査結果を赤土等流出防止条例の効果検証や赤土等流出対策の基礎資料として活用した。一括交付金（ソフト）の活用により、調査対象海域が12海域から28海域に増加し、詳細なモニタリング調査が可能となっている。

これらの取組などにより、開発現場からの流出量が抑えられており、海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合は、基準値の33.0%から平成29年には54.0%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

大気汚染対策については、大気の状況を確認するため、常時監視や有害大気汚染物質の測定を継続して実施したほか、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を行った。

また、工場等発生源の監視・指導を行うとともに、大陸からの越境汚染物質の状況把握を行った。

これらの取組などにより、大気環境基準の達成率は、基準値の90.0%から平成29年度には91.0%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

水質汚濁対策については、浄化槽設置者に対する講習会や「浄化槽の日」イベントを集客力の高い施設等で開催し、維持管理の意識向上を図るとともに、污水処理施設を整備したこと、污水処理人口普及率は着実に向上している。

また、水質測定機器等を整備することで、水質監視体制の維持及び強化に取り組んでいる。

これらの取組などを行っているものの、生活排水の流入により、河川水質環境基準の達成率は、8%低下し、基準値を下回っている。

また、海域水質環境基準の達成率は、9%低下し、基準値を下回っている。

土壤汚染対策については、事業者への土壤調査の実施や汚染土壤の適正管理に関する

指導等を強化し、汚染土壤の適正な管理を促した。

一方で、ダイオキシン類に係る環境基準の達成率は、汚染状況の監視や指導等に継続して取り組んだ結果、基準年である平成22年度以降、達成率100%を維持しており、現時点で目標値を達成している。

騒音・振動対策については、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るために、騒音規制法、振動規制法に基づき、町村の意向を踏まえて、工場等から発生する騒音・振動を規制するための規制地域の指定及び見直しを行った。

悪臭対策については、事業場から発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法に基づき、町村の意向を踏まえて規制地域の指定及び規制基準の設定を行った。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
自然保護区域面積	53,473ha (H23年)	54,289ha (H29年)	55,633ha
海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33.0% (H23年)	54.0% (H29年)	100%
大気環境基準の達成率	90.0% (H22年度)	91.0% (H29年度)	100%
河川水質環境基準の達成率	97.0% (H22年度)	89.0% (H29年度)	100%
海域水質環境基準の達成率	92.0% (H22年度)	83.0% (H29年度)	100%
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (H22年度)	100% (H29年度)	100%

（課題及び対策）

自然保護区域の指定については、沖縄の優れた風景景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理や新たな保護地域の指定に取り組む必要がある。

また、自然公園の適正な管理及び利用の増進を図るため、過去に整備してきた自然公園施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的・効率的な修繕や更新を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要がある。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、登録に向けて、希少種保護や外来種対策、持続可能な漁業管理、地域との協働による遺産管理などに引き続き取り組む必要がある。

1 このことから、今後も、地元関係団体、環境省、林野庁等と連携しながら、自然環境の保全と持続的な利活用の両立を図る必要がある。

2 森林病害虫防除対策については、リュウキュウマツの松くい虫による被害が本島北部を中心に依然として発生していることから、効果的な防除対策を継続して行う必要がある。

3 赤土等流出防止対策について、赤土等の流出は、海域生態系に著しい負荷を与えておりほか、漁業や観光産業への負の影響など産業振興の観点からも問題となっていることから、「赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、赤土等流出防止対策流域協議会の活動支援などを行うほか、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討などを推進する必要がある。

4 また、県民の生活及び活動とも密接に関わることから、環境教育や啓発イベント等を行うことにより、地域住民の主体的な取組を促進する必要がある。特に農地からの赤土等流出量の割合が大きいため、當農関係機関や地元農家との連携体制の構築など、農地からの赤土等流出防止対策に一層取り組む必要がある。

5 大気汚染対策については、一部環境基準を達成できていない状況にあることから、大気汚染状況の常時監視や工場・工事現場等への監視・指導を継続して行う必要がある。

6 また、大陸からの越境汚染物質の飛来など本県だけでは対応できない事例については、国や九州各県と連携し広域的な取組を行う必要がある。

7 水質汚濁対策については、生活排水等による影響が一因となり、河川や海域の一部で環境基準を達成できていない状況にあることから、生活排水の流入負荷の削減を図るために、地域住民の水質保全に関する意識の向上に努める必要がある。

8 また、水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、事業場排水の監視を継続して行う必要がある。

9 さらに、地下水の汚染については、継続監視や原因究明調査を実施するなど、適切な対策を講じる必要がある。

10 土壤汚染対策については、土壤汚染判明時において、土地周辺の地下水脈及び地質構造が不明な場合が多いことから、これらの情報を収集・蓄積し、汚染防止対策に活用していく必要がある。

11 騒音・振動・悪臭対策については、住民生活に身近な感覚公害であることから、住民の生活環境を保全するため、主体となる市町村と連携を図りながら、規制地域の指定及び見直し等に取り組む必要がある。

ウ 自然環境の再生 (成果等)

1 環境容量を超えた経済活動によって失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生するための取組を行った。

2 自然環境の再生については、本県の大きな財産である沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、自然環境の変遷等の実態調査を行い、失われた自然環境の特徴や課題、再生事業の実施に当たって必要な事項を取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を策定し、自然環境再生の取組を全県的に推進している。

3 また、再生事業を推進するに当たり、東村慶佐次川において同指針を踏まえたモデル事業を展開し、再生事業におけるノウハウや課題等の抽出を行ったところである。

4 河川の水辺環境の再生については、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るために、自然環境に配慮し、護岸に自然石を用いるなどの多自然川づくりにて20河川の護岸工事等の整備を行った。

5 これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は、基準値の63.2%から平成29年度には67.6%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

6 海岸の水辺環境については、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置き、整備対象海岸において、後背地の植栽を実施し海浜緑地を創出するとともに、養浜を実施し砂浜の再生を図るなどの整備を行っている。

7 これらの取組などにより、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値の600mから平成29年度には1,976mとなり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.6% (H29年度)	70.2%
自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (H23年度)	1,976m (H29年度)	2,830m

(課題及び対策)

1 自然環境の再生については、本土復帰後、社会資本の整備等による大規模開発などによって自然環境の急速な改変が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の搅乱が懸念されている。

2 このため、自然環境を壊すことのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。

3 このことから、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、干溝、藻場等の海域や河川・海岸等の陸域における自然環境の再生に取り組むとともに、自然豊かな海岸を有する地域においては、環境調査結果に基づく地域の特性に応じた海岸整備を検討する必要がある。

また、自然環境再生の取組を県内に広く普及させるため、自然環境再生に取り組む市町村や団体へ支援を行う必要がある。

エ 自然環境の適正利用

(成果等)

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考え方の下、自然環境を適正に利用するための取組を行った。

自然環境の適正利用については、自然環境の持続可能な利用を促進するため、自然環境の保全と持続的な利用を推進するモデルとなる保全利用協定の方策の検討、モデル地域の選定、認定基準への支援を行った。

これらの取組などにより、事業者間における保全利用協定の認定数（累計）は、基準値の2協定から平成29年には8協定となり、当初の目標値を6協定上回って増加している。

また、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、一括交付金（ソフト）を活用し、市町村が行う東屋及びトイレ設置の支援や保全ルールを周知する看板設置の支援を行ったことにより、ルールを遵守するエコツーリズム事業者と地域の取組を観光客へ情報発信することが可能となり、地域全体の自然環境の保全利用を促進することができた。

このほか、沖縄県環境影響評価条例等関係規程の改正を行い、新たに計画段階での環境配慮書の手続を導入することで、開発事業の早期段階における環境配慮を可能にした。

さらに、同条例の対象事業の種類と規模要件を見直し、「土地の造成を伴う事業」を対象事業に追加する等の規制の強化によって、これまで条例の対象とならなかつた、より小規模な事業についても環境影響評価がなされることとなった。

加えて、貴重種に対する環境保全措置の検証や埋立等事業に係る潮流の予測手法の構築など、環境配慮に係る知見及び事例の集積を図った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (H23年)	8協定 (H29年)	10協定

(課題及び対策)

自然環境の適正利用については、自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。

また、本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく、開発行為に対して脆弱であることから、社会状況の変化等に対応し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業において、環境影響評価及び適切な環境配慮がなされるよう環境影響

評価制度の強化及び推進を図る必要がある。

さらに、個別事業の実施に先立つ意思決定段階において環境配慮を組み込むため、国等の動向を踏まえ、戦略的環境影響評価（Strategic Environmental Assessment）の実施方策について検討する必要がある。

オ 県民参画と環境教育の推進

(成果等)

豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境保全に対する県民参画の推進に努めるとともに、環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上に取り組んだ。

県民参画と環境教育の推進については、県民一体となった環境保全体制の構築のため、平成25年3月に「第2次沖縄県環境基本計画」を、平成26年6月に「沖縄県環境教育等推進行動計画」をそれぞれ策定し、同計画を周知したことで各主体の参画による環境保全体制の構築につなげることができた。

また、現状と課題を整理するため、平成30年3月に環境基本計画の中間評価を実施し、この結果を踏まえ今後の施策展開を反映させた「第2次沖縄県環境基本計画」を平成30年10月に改定した。

さらに、沖縄県地域環境センターにおける環境情報の発信や効果的な環境保全啓発事業を実践した。

これらの取組などにより、環境啓発活動（出前講座、自然観察会等）参加延べ人数は、山の日イベントの開催もあり、基準値の2,500人から平成29年度には2万2,567人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

さらに、学校における環境教育を推進するため、小・中・高校・特別支援学校の教員を対象に環境教育に係る研修講座を実施するとともに、生徒の環境保全への意識や姿勢の醸成を図るために、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れた様々な実践活動を行った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
環境啓発活動(出前講座、自然観察会等)参加延べ人数	2,500人 (H23年度)	22,567人 (H29年度)	28,000人

(課題及び対策)

県民参画と環境教育の推進については、世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくため、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制を構築する必要がある。

このことから、県民、事業者、関係機関等との連携を強化するため、県内の環境教育・環境保全活動に携わっている各主体の情報交換や相互交流の場を創出するとともに、沖縄県地域環境センターによる環境情報の発信を継続して行う必要がある。

【主要な制度】 (1) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定

また、環境保全の重要性など、県民一人ひとりの環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要がある。

このことから、環境保全活動プログラムの普及・活用等を推進するとともに、学校教育や地域活動と連携し、自然環境に親しむための体験学習や総合学習など多様な学習機会の提供を通して、次代を担う子どもたちの環境倫理の醸成を図る必要がある。

【主要な制度】 (1) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定

- 1 環境の過剰な利用を予防することが重要であることから、制度の普及啓発及び認知度向上に取り組むとともに、保全利用協定の申請における適切な支援を実施することにより、保全利用協定の締結を促していく。
- 2 保全利用協定認定のための調整や協定維持に係る事業者負担に見合うメリットを増やすため、自然環境の保全活動の支援を拡充する。

【主要な制度】

(1) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定

(目的及び概要)

エコツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により発生する自然環境の劣化を解消するために、適正な環境保全と利用のルールを定め、環境保全型自然体験活動の適切な実施を促進するための制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域
措置の概要	自然環境をフィールドとして利用する事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、地域住民などの意見を反映しつつ、事業者間で自主的な協定（保全利用協定）を締結し、その内容が自然環境の保全上適切である等の要件に適合する時は、県知事が認定する。

(活動実績及び効果)

環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定数は、平成14年度から平成29年度まで8件あり、現在は7件が認定されている。保全利用協定を締結した地域では、各事業者が利用人数を制限し自然体験活動を実施していることから、観光資源の一つである自然環境の保全と持続的な利用の両立が図られている。

【表3-1-1-1】環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定状況

認定番号	協定名	認定月
認定1号	仲間川地区保全利用協定	平成16年6月
認定2号	比謝川地区保全利用協定	平成22年3月
認定3号	伊都岳地区保全利用協定	平成26年10月
認定4号	波の上郷地区保全利用協定	平成26年11月（認定期限終了）
認定5号	大浦川地区保全利用協定	平成26年11月
認定6号	白保サンゴ礁地区保全利用協定	平成27年8月
認定7号	謝名瀬地区保全利用協定	平成28年3月
認定8号	吹通川地区保全利用協定	平成28年10月

(課題及び今後の方向性)

昨今の大型クルーズ船や格安航空会社などによる観光客の大幅な増加により、自然

(2) 持続可能な循環型社会の構築

本県の狭い島しょ性により、環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性を克服するとともに、自然環境の保全と経済社会の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築を図るために、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「一般廃棄物の排出量の抑制」は、一人当たりの排出量が横ばい傾向にあるものの、人口増に伴い、総量が2万5千トン増加し45万6千トンとなり、基準年から後退している。

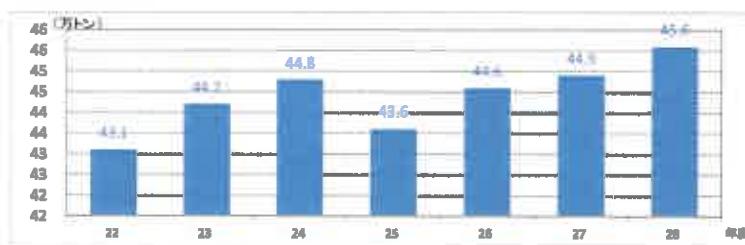
また、「産業廃棄物の排出量の抑制」は、2万5千トン減少し179万1千トンとなり、目標値の182万6千トン以下に抑制されており、現時点で目標値を達成している。

さらに、「廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること」は、5.8ポイント下落し、県民満足度は低下している。

＜目標とするすがたの状況＞

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
一般廃棄物の排出量の抑制	431千トン (H22年度)	450千トン (H23年度)	425千トン
産業廃棄物の排出量の抑制	1,816千トン (H22年度)	1,791千トン (H23年度)	1,820千トン
廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること	40.6% (H21年県民意識調査)	34.8% (H20年県民意識調査)	県民満足度の向上

【図表3-1-2-1】一般廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「廃棄物対策の概要」

【図表3-1-2-2】産業廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書」

持続可能な循環型社会の構築に向けては、沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践とともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要がある。

このため、3Rの推進や資源循環コストの低減化等に取り組むとともに、下水汚泥及び消化ガスの有効利用やバイオマスの活用を図るなど未利用資源の活用を推進する必要がある。

また、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進めるとともに、効率的なごみ処理体制の構築、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

ア 3Rの推進

(成果等)

沖縄県は、狭い島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、第1に廃棄物の発生を最小限に抑えること（Reduce）、第2に再利用（Reuse）することを最大限に推進し、最後に発生した廃棄物の再生利用と熱回収（Recycle）を推進した。

3Rの推進については、市町村への助言や情報提供等により未実施市町村のごみ収集有料化に取り組むとともに、環境フェア等のイベントの実施を通して、県民意識の向上を図る取組を行った。平成29年度末現在、38市町村でごみ収集の有料化を実施している。

これらの取組などにより、一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均（平成28年度）の925gを下回って推移しているものの、基準値の831gから平成28年度には854gとなり、基準値を上回って増加している。

また、一般廃棄物の再利用・再生利用促進のため、パネル展等による普及啓発活動や環境教育プログラムを実施した。

これらの取組などにより、一般廃棄物の再生利用率は、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均の20.3%を下回っているものの、基準値の12.7%から平成28年度には14.6%となり、目標値の達成に向けて着実に前進し

1 ている。

2 産業廃棄物については、産業廃棄物等の再生利用推進のため、特定建設資材廃棄物
3 を原材料とした製品「ゆいくる材」の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」の利用促進
4 について、県・市町村の公共工事関係者や国の発注機関に呼びかけるとともに、民間
5 工事においても積極的に利用するよう周知を図った。

6 「ゆいくる材」：沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質や性能、環境への安全性等が評価基
7 準に適合するものとして知事が認定した資材

8 あわせて、下水道の汚泥処理施設を整備することにより、下水汚泥から発生する消
9 化ガスの有効利用を推進するとともに、産業廃棄物の減量化と温室効果ガス排出量の
10 削減に努め、環境負荷の低減を図った。

11 これらの取組などにより、コンクリート般及びアスファルト般の再資源化率は
12 約99%となるなど、産業廃棄物の再生利用率は、基準値の48.7%から平成28年度には
13 51.7%となり、現時点で目標値を上回って改善している。

14 このほか、未利用資源の活用を推進するため、養豚における廃棄物の有効活用の取
15 組として、効率的なふん尿の再利用と悪臭低減が可能なオガコ養豚方式の普及推進を
16 図った。平成30年度現在、25戸の農家が同方式を採用している。

17 さらに、循環型農業を促進するため、県内産オガコ生産・利用モデルを作成し、せ
18 ん定枝オガコ製造技術の開発を行った。

19 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (H20年度)	854g (H28年度)	800g以下
一般廃棄物の再生利用率	12.7% (H22年度)	14.8% (H28年度)	22.0%
産業廃棄物の再生利用率	48.7% (H22年度)	51.7% (H28年度)	51.0%

33 (課題及び対策)

34 3 Rの推進については、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量
35 など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物
36 の更なる有効活用が求められている。

37 本県における一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均を下回り良好に推
38 移しているものの、多数の島々に県民が居住しているという地理的要因に起因する輸
39 送費の発生、小規模処理に起因する低い効率といった、他県と比較して資源循環コス
40 トが高いという構造的不利性もあり、一般廃棄物の再生利用率は全国平均を下回って
41 いる。

42 このことから、資源循環コストの低減化対策サーマルリサイクルの導入の検討な

1 ど、資源として活用可能な廃棄物を有効利用するための取組が必要である。

2 産業廃棄物の再生利用率については、全国平均より高水準にあり、目標値を上回っ
3 ており、引き続き、再生利用率を維持する必要がある。

4 さらに、未利用資源の活用については、養豚における廃棄物の有効活用のため、せ
5 ん定枝オガコ利用に係る実証を行い、県内産オガコ生産・利用モデル体系の構築を確
6 立し、悪臭対策及び循環型農業の促進を図る必要がある。

7 イ 適正処理の推進

8 (成果等)

9 故多くの島々からなる沖縄は、その構造的不利性から処理コストが高いという現状
10 を踏まえ、離島を含めた沖縄県全域において発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処
11 理できる体制を構築するための取組を行った。

12 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、離島間や沖縄本島との連
13 携による運搬ルートの合理化、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物のあわせ処
14 理、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例の活用等、発生した廃棄物
15 等を適正かつ効率的に処理する体制を構築するための取組を行っている。

16 また、離島市町村の効率的なごみ処理体制の構築を目的に、広域化等の効率的なご
17 もみ処理体制やごみ運搬費低減の具体的方策をシミュレートすることで、広域化による
18 コストの低減策を自治体ごとに具体的に示す取組を行った。

19 さらに、課題のある廃棄物の効率的な処理方法や焼却灰等の再資源化方法について
20 検討し、リサイクル率の向上及び最終処分場の延命化に向け取り組んでいる。

21 産業廃棄物については、管理型最終処分場の残余容量がひっ迫しており、喫緊に整
22 備する必要があるため、平成25年3月に実施主体となる沖縄県環境整備センター株式
23 会社を設立し、同年9月には名護市安和区、名護市、沖縄県環境整備センター株式会
24 社及び沖縄県の四者間で基本合意を締結し、地域住民等の理解を得るなど整備に向
25 けた環境を整えた。

26 その後、難航して取組を行い、平成27年度に基本設計の完了及び事業用地の取得、
27 平成28年度に実施設計の完了、平成29年度に廃棄物処理施設の設置許可及び開発許可
28 を取得し、本体工事を着工した。現在、令和元年度の供用開始を目指し工事を行って
29 いる。

30 この取組により、産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】は、目標値
31 を達成できる見込みである。

32 廃棄物の不法投棄等の不適正処理防止対策については、県内保健所に廃棄物監視指
33 導員や不法投棄監視員を配置し、不法投棄監視パトロール及び排出事業者、処理事業
34 者の事業場への立ち入り検査等を実施することにより、監視体制を強化している。

35 また、不法投棄廃棄物を放置した場合、新たな投棄を誘発するおそれがあることか
36 ら、不法投棄廃棄物の撤去事業を行う公益法人等による支援事業を活用し、不法投棄
37 廃棄物を早期に撤去するなど、廃棄物の不適正処理防止に取り組んだ。

38 あわせて、排出事業者や廃棄物処理業者に対し、適正処理に関する研修会等を開催す

ことにより、意識の向上が図られ、優良認定産業廃棄物処理業者が増加している。これらの取組などにより、不法投棄件数（1トン以上）は、基準値の140件から平成29年度には123件となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

環境美化の推進については、道路、公園、観光地等、公共の場の環境美化のため、県民参加型の全県一斉清掃の実施、環境美化促進モデル地区の指定、県内全小学校への環境学習教材配付による普及啓発活動等に取り組んだ。環境美化の推進により、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱が減少した。

全県一斉清掃は、新聞広告やホームページ上での情報提供、市町村の協力による住民への周知等を行っており、全県一斉清掃参加人数は、基準値の5.7万人から平成29年度には7.2万人とほぼ計画通りに増加し、目標値の達成に向けて着実に前進している。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、国の補助金を活用した事業により海岸漂着物を回収・処理するとともに、まるごと沖縄クリーンビーチ（県下一齊海岸清掃）の取組により、海岸の景観や環境保全に寄与した。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.8年 【37,744m ³ 】 (H22年度)	10.1年 【34,563m ³ 】 (H28年度)	10.3年 【101,000m ³ 】
不法投棄件数(1トン以上)	140件 (H22年度)	123件 (H28年度)	70件
全県一齊清掃参加人数	5.7万人 (H22年度)	7.2万人 (H28年度)	10.0万人

思われる漁具やペットボトル、発泡スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いている。

また、平成26年度以降の調査で、県内の海岸に生息するヤドカリ等の内巻からマイクロプラスチックが見つかっている。

のことから、海岸漂着物による周辺環境への影響について調査を進めるとともに、海岸漂着物の発生源対策の強化や効率的な回収処理体制の構築が必要である。

（課題及び対策）

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、多数の有人島を抱える本県は、廃棄物の海上輸送等に伴ってごみ処理コストが高くなることから、効率的なごみ処理体制の検討や新たなリサイクル技術の導入などを図り、循環型社会の構築に取り組む必要がある。

不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進については、廃棄物の不法投棄等の不適正処理や、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となる。

このことから、引き続き、監視体制の更なる強化を図るとともに、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、県内各地の海岸において、海外からと

1 (3) 低炭素島しょ社会の実現

2 世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現し、地球温暖化対策の推進や環境技術の革新
 3 を進め、温室効果ガスが最大限抑制された環境モデル地域の形成を目指すため、各種
 4 施策を展開した。

5 【「目標とするすがた」の状況等】

6 各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準
 7 年と比較し、「クリーンエネルギーが普及していること」は、5.2ポイント上昇し、県
 8 民満足度が向上している。

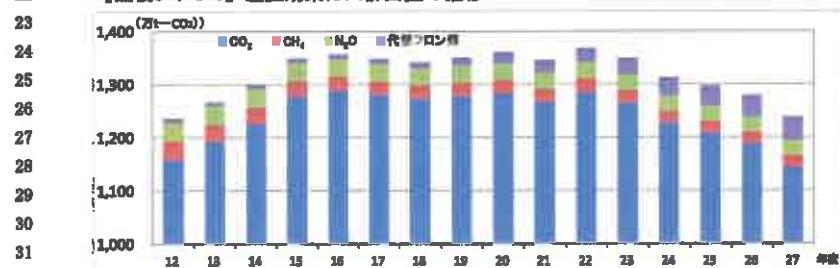
9 また、「温室効果ガスの排出量の抑制」は、排出量が減少傾向にあることから基準
 10 値を下回って1,239万トン/年となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

11 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (目標値)	R3年度の目標
クリーンエネルギーが普及していること	10.0% (H24年県民意識調査)	22.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
温室効果ガスの排出量の抑制	1,381万トン/年 (H20年度)	1,239万トン/年 (H27年度)	1,239万トン/年

20 注) 温室効果ガス排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

21 【図表3-1-3-1】 温室効果ガス排出量の推移



33 出典：沖縄県地球温暖化対策実行計画監修報告書（平成30年3月）

34 低炭素島しょ社会の実現に向けては、地球温暖化対策を推進するとともに、クリー
 35 エン ergyなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温
 36 室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成する必要がある。

37 また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図
 38 る必要がある。

39 このため、鉄道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交
 40 通ネットワークの構築や国の政策と連動した省エネルギーや再生可能エネルギー導入
 41 の取組を進めるとともに、クリーンエネルギーの安定的な供給等を推進する必要があ
 42 る。

1 る。

2 また、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るとともに、市街地再開
 3 発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組むなど、沖縄らしい低炭素社会
 4 を実現するための取組を行う必要がある。

5 ア 地球温暖化防止対策の推進

6 (成果等)

7 地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進
 8 するとともに、二酸化炭素の吸収源対策、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出
 9 削減を図るために取組を行った。

10 産業・民生部門における低炭素化の促進について、一括交付金（ソフト）を活用
 11 し、平成24年度から5年間燃費施設等に対する省エネルギー設備等の導入を支援する
 12 など、総合的エコ化促進のための取組を行った。これにより年間約6,539トンの二酸
 13 化炭素削減効果が見込まれている。

14 また、県内で開発した「省エネ型デマンド制御システム」を実際の店舗に設置し、
 15 効率的な電力消費となるよう実証を行うとともに、家庭用太陽光発電設備に対する導
 16 入補助を平成21年度から5年間実施し、再生可能エネルギーの普及拡大に寄与してき
 17 た。

18 さらに、クリーンかつ安全、低コストなエネルギーであるLNG（液化天然ガス）
 19 の県内への普及促進を行っている。

20 本県の特性に応じた地球温暖化対策のため、沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会
 21 を開催し、同計画の進捗管理を行うとともに、地球温暖化対策に関する講演会やイベ
 22 ント、パネル展示を実施し、県民等に対し、普及啓発や情報提供を行った。

23 これらの取組や平成27年度からの製造業における石油精製の中止などにより、産業
 24 部門における二酸化炭素排出量は、基準値の219万t-CO2から平成29年度報告値（平成
 25 27年度実績値）には160.7万t-CO2となり、現時点で目標値を下回って改善している。

26 また、民生家庭部門における二酸化炭素排出量は、基準値の298万t-CO2から減少傾
 27 向にあり、平成29年度報告値（平成27年度実績値）には266.7万t-CO2となり、目標値
 28 の達成に向けて着実に前進している。

29 さらに、民生業務部門における二酸化炭素排出量は、基準値の313万t-CO2から減少
 30 傾向にあり、平成29年度報告値（平成27年度実績値）には265.7万t-CO2となり、目標
 31 値の達成に向けて着実に前進している。

32 運輸部門の低炭素化の推進については、一括交付金（ソフト）を活用し、ノンステ
 33 ットバスの導入やIC乗車券システムOKICAのモノレール及びバスでのサービス
 34 開始に加え、バスレーンの延長など、自家用車利用から公共交通への転換を促す取組
 35 を行った。

36 また、今後は、沖縄都市モノレール延長事業やパークアンドライド駐車場の整備に
 37 伴い、自家用車利用から公共交通機関への転換が更に図られることが期待される。

38 これらの取組などにより、運輸部門における二酸化炭素排出量は、基準値の365万t

1 -CO₂から平成29年度報告値（平成27年度実績値）には345.2万t-CO₂となり、観光客数
 2 の増加に伴う航空機発着回数の増加等により目標値に達していないものの、目標値の
 3 達成に向けて着実に前進している。

4 <主な成果指標の状況>

5 成果指標名	6 基準値	7 現状値	8 R3年度 目標値
9 産業部門における二酸化炭素排出量	10 218万t-CO ₂ (H20年度)	11 180.7万t-CO ₂ (H27年度)	12 214万t-CO ₂
13 民生家庭部門における二酸化炭素排出量	14 288万t-CO ₂ (H20年度)	15 268.7万t-CO ₂ (H27年度)	16 242万t-CO ₂
17 民生業務部門における二酸化炭素排出量	18 313万t-CO ₂ (H20年度)	19 285.7万t-CO ₂ (H27年度)	20 257万t-CO ₂
21 運輸部門における二酸化炭素排出量	22 365万t-CO ₂ (H20年度)	23 345.2万t-CO ₂ (H27年度)	24 324万t-CO ₂

25 注) 二酸化炭素排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

26 <課題及び対策>

27 地球温暖化対策の推進については、沖縄県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、引き続き温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

28 産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担などが課題となっていることから、コスト支援に取り組む必要がある。

29 また、二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、民生部門、運輸部門が高くなっている。

30 今後、観光客の増加に伴い、各部門の二酸化炭素排出量が増加することが予想されることから、引き続き各部門における取組の強化が求められている。

31 このことから、各種啓発活動等による環境適応車の普及促進、エコドライブの推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築の推進、公共交通機関の利用促進等に取り組む必要がある。

32 あわせて、二酸化炭素の吸収源対策のため、公園、街路樹等の都市綠化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進する必要がある。

33 さらに、我が国の中期目標である2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）を見据えながら、国の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の取組を進め、沖縄らしい低炭素社会を目指していく必要がある。

34 このことから、再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るべく、引き続き本実証やその他の実証について取り組んでいく。

35 加えて、本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異な

5 るため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。

6 イ クリーンエネルギーの推進

7 (成果等)

8 本県は地理的・地形的及び需要規模の制約によりエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図るために取組を行った。

9 クリーンエネルギーの普及促進等については、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄本島及び宮古島において天然ガスの試掘事業を実施した。天然ガスの賦存が確認できたことにより、市町村とも連携して有効利活用に向けて取り組んでおり、平成29年度には、県から官古島市に試掘権を譲渡した。

10 また、クリーンエネルギーの安定的な供給システムの構築や普及に向けた取組を促進するため、太陽光発電設備及び風力発電設備を設置し、系統の安定化対策に関する実証研究の実施や、官古島内の電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギー・マネジメントシステム）実証、太陽光発電と蓄電池システムを組み合わせた来間島再生可能エネルギー100%自活実証を行った。

11 この結果、天候に左右されやすい電源である再生可能エネルギーを制御し、更なる普及拡大に向けての成果や知見が得られている。

12 このほか、波照間島では、再生可能エネルギーを安定的に最大限導入する手段として、再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するモーター発電機（MGセット）を国内で初めて電力系統に取り入れ、一時的ではあるが、島内の全電力を再生可能エネルギーで供給することができた。

13 海洋エネルギーについては、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、久米島町にある海洋深層水研究所敷地内に設置した海洋温度差発電実証試験設備において、連続発電運転及び要素試験等の実証試験を実施し、今後の技術開発につながる様々なデータを取得することができた。

14 地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、県立総合教育センターに実証用機器を設置し、実証試験を実施した。また、県内企業向けの講習会及び先進地研修を実施した。

15 これらの取組などに加え、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備等の導入が急速に進展しており、クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】は、基準値の $134 \times 10^4 \text{ kWh}$ 【約3万7,000世帯分】から平成29年度には $464 \times 10^4 \text{ kWh}$ 【約12万8,800世帯分】となり、目標値に達していないものの、基準値から着実に増加している。

16 また、再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】は、基準値の約5万8,000kW【8万4,000 t-CO₂】から平成29年度には約29万4,000kW【31万8,000 t-CO₂】へと増加している。

1 02】となり、目標値に達していないものの、基準値から着実に増加している。

2 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
クリーンエネルギー推定発電量 【世帯換算】	$134 \times 10^3 \text{kWh}$ 【約37,000世帯分】 (H22年度)	$484 \times 10^3 \text{kWh}$ 【128,800世帯分】 (H28年度)	$961 \times 10^3 \text{kWh}$ 【約265,900世帯分】
再生可能エネルギー導入容量 【年間二酸化炭素排出削減量】	約 58,000kW 【84,000t-CO ₂] (H23年度)	約 294,000kW 【318,000t-CO ₂] (H28年度)	約 884,000kW 【1,008,000t-CO ₂]

(課題及び対策)

クリーンエネルギーの普及促進等については、本県は、エネルギーの大部分を化石燃料に依存しているため、他地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出量が多いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図る必要がある。

このことから、島しょ社会の持続的発展を推進するアイランド・スマートグリッドのシステムの確立に向け、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るための実証等に取り組む必要がある。

また、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発や経済性等の課題もあり、十分に活用されていない状況にあることから、海洋温度差発電実証事業で取得してきたデータを大学や研究機関等に提供することにより、技術開発を促す必要がある。

地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、本取組で得られた温暖地用地中熱エネルギー活用の実証結果等を踏まえ、県内での地中熱エネルギー活用の普及に取り組み、クリーンエネルギーの利用を推進していく必要がある。

ウ 低炭素都市づくりの推進

(成果等)

低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組んだ。

コンパクトな都市構造の形成については、公共交通機関の整備として、モノレール延長整備について軌道桁、地下構造物、駅舎及び自由通路等のインフラ部の整備を実施している。

また、公共交通の利用促進に向けた取組として、モノレール車両案内表示器及びモノレール駅周辺の案内板を4か国語表記にするなど、外国人観光客向けの利用環境を整備した。

これらの取組などにより、モノレールの乗客数は、基準値の3万5,661人/日から平

成29年度には4万9,716人/日となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

さらに、乗合バスについては、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムの開発・運用開始、バスレーン延長を行うなど、利用者の利便性向上を図った。これらの取組などを行ったものの、乗合バス利用者数は、依然として自動車への依存が高いことや市街地の拡大等を背景として、基準値を下回って減少している。

交通流対策については、平成30年3月に沖縄西海岸道路（浦添北道路）及び浦添西原線（港川道路）を暫定供用するなど、ハシゴ道路ネットワークの構築を推進しているほか、平成24年度に沖縄地方渋滞対策推進協議会で特定された主要渋滞箇所(191箇所)において、短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良を行う渋滞ボトルネック対策を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は、平成30年度には186か所に減少しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

都市と自然の共生については、県営及び市町村営の都市公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向け、用地買収や園路整備、休憩施設等の整備を行った。

また、県民の暮らしや活動の場となる都市の環境の向上を図り、県土の発展を推進するため、広域的な都市圏を対象にみどりの豊かな姿と実現のための方針を定めた沖縄県広域緑地計画を改定した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
モノレールの乗客数	35,551人/日 (H22年度)	49,716人/日 (H28年度)	50,884人/日
乗合バス利用者数	80,745人/日 (H18年度)	72,181人/日 (H28年度)	130,274人/日
主要渋滞箇所数	-	186箇所 (H30年度)	181箇所

(課題及び対策)

低炭素都市づくりの推進については、本県の既成市街地の多くはエネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、人・モノが効率的に行き交う低炭素都市づくりを推進する必要がある。

また、本県の地域特性を踏まえたエネルギー利用の抑制、効率化により、都市における温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。

さらに、周辺地域の開発が進み大型商業施設等の立地が見込まれることから更なる温室効果ガスの削減が必要となる。

このことから、低炭素都市づくりを推進するため、無秩序な都市の拡大を抑制し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスター・プランにおいて、集約拠点への公共交通・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進する必要がある。

また、乗合バス利用者の減少は、自動車依存度が高いことや市街地の拡大等が課題として挙げられることから、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組む必要がある。

都市と自然の共生については、温室効果ガスの吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。

このことから、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進する。また、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定を促進するとともに、環境保全機能を有する緑地の保全や都市緑化等を推進する必要がある。

1 (4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

2 先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人
3 ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づ
4 くりを推進するため、一括交付金を活用するなど、伝統文化の保全・継承、しまく
5 とうばの普及・継承、伝統芸能の発信、文化交流の推進、沖縄空手の発信等の各種施
6 策を展開した。

7 【「目標とするすがた」の状況等】

8 各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基
9 準年と比較し、「魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること」は22.8ポイント増
10 加し、「県民が文化芸術にふれる機会が増加していること」は6.6ポイント増加し、県
11 民満足度が向上している。

12 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること	16.1% (H21年県民意識調査)	38.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
県民が文化芸術にふれる機会が増加していること	26.9% (H21年県民意識調査)	32.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

21 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造に向けては、沖縄の風土と伝統に根ざ
22 した個性豊かな文化の形成を図るために、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努
23 める必要がある。

24 また、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的
25 の沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとり
26 と安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成する必要がある。

27 このため、沖縄文化の基層であるしまくとうばや伝統的な行事・食文化の保存・普
28 及・継承に向けた取組を推進するとともに、先人の英知が刻まれた貴重な文化財を適
29 切に保護し、後世に引き継ぐための取組を推進する必要がある。

30 また、伝統芸能や伝統工芸の伝承者の養成、文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充
31 実、県立藝術大学の教育機能の充実を図るなど担い手の育成を図るとともに、文化芸
32 術創造活動を支える仕組みを充実させ、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりに取
33 り組む必要がある。

34 さらに、高校生の海外派遣など国内外における文化交流を推進するとともに、沖縄
35 空手会館を拠点に沖縄を発祥の地としチムグクルを育む沖縄空手を発信するなど沖縄
36 文化を国内外に強力に発信するための取組を行う必要がある。

37

1 ア 沖縄の文化的潮流を確認できる環境づくり
 2 (成果等)

3 沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化や歴史的遺産、伝統的な
 4 生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の潮流を確認できる環境を構
 5 築するための取組を行った。

6 しまくとうばの保存・普及・継承については、沖縄文化の基層であるしまくとうば
 7 を普及継承するため、効果的な普及推進方策等について、有識者や普及団体等関係者
 8 で検討を行う「しまくとうば普及推進専門部会」を平成25年度に設置し、10ヵ年の取
 9 組方針を記した「しまくとうば普及推進計画」を策定した。

10 また、文化庁が開催した、危機的な状況にある方言・方言サミット等に参加し、地
 11 域の研究者や文化団体等としまくとうば普及推進における全国的なネットワークを構
 12 築した。

13 さらに、県民がしまくとうばに親しめるような環境づくりとして、県民大会や語や
 14 びら大会等を開催するとともに、普及ソングや普及ツールを作成し配付するととも
 15 に、県内でしまくとうばの普及継承に取り組む団体等の自主的な活動を支援した。

16 あわせて、平成29年度には、沖縄県文化協会への委託により、「しまくとうば普及
 17 センター」を設置し、各関係団体との連携のもと、各地域での人材育成講座や出前講
 18 座などを実施した。

19 学校教育においては、教員の指導力向上のため、県立総合教育センターにおいて、
 20 「うちなーぐち指導実践講座」等を開催するとともに、教員が授業で直接指導する際
 21 に活用できるよう、平成26年度に副読本「高校生のための郷土のことば」を県立学校
 22 77校に配付した。

23 また、平成27年度には「しまくとうば読本」を県内の全小学校5年生、全中学校2
 24 年生に配付するなど、しまくとうば教育推進のための環境整備を行った。

25 さらに、各学校における独自の取組として、運動会や学芸会等の学校行事やクラブ
 26 活動等にしまくとうばを取り入れ、しまくとうばに触れる機会を創出する取組を行っ
 27 た。

28 あわせて、地域のしまくとうばを話せる人材を、国語や総合的な学習の時間等を中
 29 心にボランティアとして活用するなど、しまくとうばを次世代へ継承する取組を行っ
 30 た。

31 これらの取組などにより、県民の「しまくとうば」に対する気運醸成は一定程度図
 32 られているものの、しまくとうばを聞く機会や話す機会が減っていることなどから、
 33 しまくとうばを挨拶程度以上、話す人の割合は、3.4ポイント低下し、基準値を下
 34 回っている。

35 伝統行事の伝承・復元については、平成28年度に「沖縄の伝統的な食文化の普及推
 36 進計画（沖縄食文化創生プロジェクト）」を策定し、沖縄の伝統的な食文化の普及啓
 37 発活動を担う「琉球料理伝承人」を46人育成するなど、沖縄の伝統的な食文化の保存
 38 ・普及・継承に取り組んだ。

39 また、沖縄県各地で収録された方言による伝承話音源3万3,000件のデータベース
 40 構築及び優良民話のデジタル動画コンテンツの制作・公開を行い、伝承話に関する調
 41 査

1 査研究につなげるとともに、子供から大人まで楽しく鑑賞できるようにし、無形文化
 2 遺産のひとつである伝承話資料の保存・継承・活用に取り組んだ。
 3 このほか、豊年祭等、各地の伝統行事を保存・伝承するため、市町村や実行委員
 4 会、保存会等が実施する各種調査や映像記録の作成に要する経費を一部助成した。

5 文化財の適切な保全については、貴重な文化財を継承していくため、文化財の調査
 6 を始め、保存・活用、貴重な歴史史料の編集・刊行等に取り組んだ。

7 指定文化財の適切な保存・活用については、保存会等が行う無形文化財（芸能、工
 8 芸等）の記録作成を支援し、国選定保存技術「結髪」の映像記録集「きからじの世界
 9 （小波則夫）」等の映像記録を作成した。

10 また、組踊、琉球舞踊、琉球歌劇等の無形文化財を鑑賞する機会が少ない県内児童
 11 生徒を対象とする鑑賞会を行うとともに、ワークショップ等を開催することで児童生
 12 徒の関心を高めることができた。

13 さらに、記念物の保存・活用のため、国指定・県指定の史跡・名勝において、城跡
 14 の石垣や石疊道の修復工事、芝張り等の植栽工事、案内板等の設置工事等を実施し
 15 た。

16 これらの取組などにより、史跡等への訪問者数は、整備が進むにつれ増加し、基準
 17 値の327.7万人から平成29年度には393.2万人となり、現時点で目標値を上回って増加
 18 している。

19 文化財の指定については、平成30年3月には、文化財保護審議会において、新たな
 20 文化財として史跡「田名グスク」の指定を始め、無形文化財（芸能）の「沖縄伝統音
 21 楽野村流」、「沖縄伝統音楽安富祖流」、「沖縄伝統音楽等曲」、工芸技術「琉球漆
 22 器」保持者の追加認定が行われた。

23 これらの取組などにより、文化財の指定件数は、基準値の1,345件から平成29年度
 24 には1,409件となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

25 埋蔵文化財の調査については、駐留軍用地跡地の利用に伴う分布調査として、宜野
 26 湾市西普天間住宅地区の確認調査を行い、埋蔵文化財の分布状況を把握した。

27 また、南城市サキタリ洞遺跡や石垣市白保竿根田原洞穴遺跡の発掘調査を行うこと
 28 により、2万年前の保存状態が良好な旧石器人骨を発見し、日本人の起源を知る上で
 29 重要な成果を得た。

30 これらの調査成果の発信を目的とした展示会、講座、遺跡見学会等のイベントを実
 31 施し、平成29年度までに2万5,000人を超える参加者を集め、貴重な文化財を広く周
 32 知する機会を創出した。

33 職災文化財の復元については、円覚寺跡保存整備事業を実施しており、現在、三門
 34 の復元に向け計画的に作業を進めている。

35 国外に所在する沖縄関係文化財の調査については、福建省において福建師範大学や
 36 その他地域で管理されている琉球人墓碑を調査し、平成24年度から27年度までの間に
 37 47基の大きさや表面の文字情報などのデータを収集することができた。

38 このほか、琉球王国文化遺産の集積・再興のため、平成27年度から琉球王国の崩壊
 39 や先の大戦で失われた琉球王国時代の美術工芸品の模造復元を行った。復元品とその

1 過程で得られた知見を県民や工芸品製作等へ公開し、琉球王國文化への認識を深める取組を行うとともに、当時の手わざの調査研究及びその伝承に取り組んだ。

4 史料の収集・刊行については、先人達の多様な歩み、成果を現在及び未来へ提供するための基礎資料として「沖縄県史」及び約500年にわたる外交関係往復文書「歴代宝案」を編集・刊行している。

7 平成28年度には、「歴代宝案校訂本」全15冊の刊行を終え、平成29年度には「沖縄県史 各論編 沖縄篇」を刊行し、それぞれシンポジウムを開催し、沖縄の歴史に対する県民の关心を高めることができた。

10 また、資料の保存と今後の公開に向けてデジタル化を行っている。

12 貴重な歴史的資料である琉球政府文書等の適切な保存については、デジタル化を行い、インターネットで公開する取組を始めたことにより、これまで公文書館の利用が困難であった離島や過疎地における資料の閲覧が可能となった。

15 また、デジタル化の際に劣化の進んだ資料については、紙力強化等の修復措置を実施した。

17さらに、戦後の米国統治下(琉球政府時代)の資料として米国国立公文書館に所蔵されている沖縄に関する写真や動画を収集する取組を進めている。

20 <主な成果指標の状況>

21 成果指標名	22 基準値	23 現状値	24 R3年度 目標値
23 しまくとうばを接觸程度以上、話す人の割合	24 58% (H25年度)	25 54.8% (H29年度)	26 82%
25 史跡等への訪問者数	26 327.7万人/年 (H22年度)	27 383.2万人/年 (H29年度)	28 380.0万人/年度
27 文化財の指定件数	28 1,345件 (H23年度)	29 1,409件 (H29年度)	30 1,450件

32 (課題及び対策)

33 しまくとうばの保存・普及・継承については、沖縄文化の基層である「しまくとうば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなってしまっており、しまくとうばを聞く機会や話す機会が減っている。

36 このことから、中核的機能を担う「しまくとうば普及センター」を活用し、関係機関が連携することで、保存・普及・継承に向けた取組をより一層推進する必要がある。

40 伝統行事の伝承・復元については、各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事を始め伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少し

1 てきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。中でも、沖縄の伝統的な食文化は、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み失われつつあるため、保存・普及・継承を図り次世代へ継承するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組む必要がある。

6 文化財の適切な保全については、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を始め、沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継いでいく必要がある。

10 イ 文化的担い手の育成

(成果等)

12 ユネスコ無形文化遺産である組踊などの沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育成に取り組んだ。

16 伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者の養成については、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費を一部補助するとともに、実技研修を効果的に実施できるよう研修規模や研修内容の見直しに関する助言を行った。

20 このことにより、保存会等が高度な技術や芸能の伝承を効率的に行うことができるようになり、伝承者の養成及び国・県指定無形文化財(芸能、工芸)の保存・承継へつながった。

23 これらの取組などにより、伝承者養成・技術鍛磨事業における伝承者養成数(累計)は、基準値の1,519人から平成29年度には9,712人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

27 創造的芸術文化の発展を担う人材の育成については、文化芸術の鑑賞機会・公演機会や県立芸術大学の教育機能の充実を図るために取組を行った。

29 文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術の感動を体感できる環境づくりを行うため、離島を含む県内各地域において、重要無形文化財保持者による舞台公演や芸術性の高いクラシック音楽の鑑賞機会を提供するための取組を行った。

33 また、県民の多様な文化芸術活動の奨励及び鑑賞機会の提供を目的に開催している沖縄県技術文化祭において、公募展を実施し、本展と併せて各市町村や団体等が実施する行事等を連携事業として開催するとともに、広報活動等を展開するなど全県的に文化芸術の機運を高めるための取組を行った。

37 これらの取組などにより、沖縄県芸術文化祭参加者数は、基準値の6,290人から平成29年度には7,733人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

40 さらに、伝統芸能等の若手実演家を育成するため、国立劇場おきなわにおいて、若手実演家による伝統芸能公演の開催を支援し活躍の場を提供した。伝統芸能公演における集客率の向上を図るために、伝統芸能を県民等がよりわかりやすく鑑賞できるよ

う、演目の前に内容や見所の解説を行った。

あわせて、離島・へき地の児童生徒に対して、国内有数の芸術団体による舞台芸術鑑賞機会を提供した。公演の開催に当たっては、児童生徒が興味を持つよう演技指導などのワークショップを行ったことで、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。

これらの取組などにより、文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数は、1万人前後で推移しており、基準値の1万1,834人から平成29年度には1万2,954人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

県立芸術大学の教育機能の充実については、平成25年度に美術工芸学部及び音楽学部の全ての学生を対象にアートマネジメント関係の講座を開設し、文化芸術を様々な視点からプロデュースする人材の育成に取り組んだ。平成28年度からは、新たに音楽学部にアートマネージャーの育成を目的とした音楽文化専攻を設けた。

また、大学院修士課程修了以上の研究実績を有する等一定の要件を満たし、研究活動の継続を希望する卒業生を附属研究所共同研究員として受け入れることで、研究活動を支援するとともに、学生が自らの道路をデザインするカリキュラムを設置するなど、芸術家としての自立を促す芸術大学のインキュベート機能を強化した。

さらに、教員を対象に学生の就職・進路支援のあり方について学ぶキャリアカウンセリング研修を実施するとともに、文化芸術関係の企業を招いての合同企業説明会を開催した。

これらの取組などにより、県立芸術大学卒業者の就職率（起業含む）は、基準値の58.0%から平成30年3月卒においては77.6%となり、目標値を上回って改善している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝承者養成・技術継承事業における伝承者養成数(累計)	1,819人 (H23年度)	8,712人 (H29年度)	15,301人
沖縄県芸術文化祭参加者数	6,280人 (H22年度)	7,733人 (H29年度)	10,000人
文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数	11,834人 (H23年度)	12,954人 (H29年度)	13,000人
県立芸術大学卒業者の就職率(起業含む)	58.0% (H23年度)	77.6% (H30年3月卒)	65%

（課題及び対策）

伝承者の養成については、若い世代の伝統文化に対する関心が低下しており、伝統文化の後継者が不足しているため、伝統芸能や伝統工芸の技術や技芸の修練と研鑽を支援するなど、伝承者養成に長期的・継続的に取り組む必要がある。

文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、子どもたちを始め多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会が十分ではないため、文化創造活動の草さや芸術の感動を体感できる環境づくりが必要である。

県立芸術大学の教育機能の充実については、アートマネジメントなど芸術に関連した分野への就業又は起業を促すカリキュラムの設置などにより、教育機能を充実していくことが求められている。

ウ 文化活動を支える基盤の形成

（成果等）

沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成するための取組を行った。

文化活動を支える基盤の形成については、文化芸術活動拠点の活用・充実を図るために、博物館・美術館において、調査研究や資料収集を進めるとともに、展覧会や文化講座、学芸員講座、バックヤードツアー等を開催した。

また、博物館・美術館の魅力を高めるため、館内に電子看板やタブレットを設置したことを利用者の利便性が向上したほか、博物館常設展示室の展示改善や沖縄近現代美術史デジタル年表の作成、スマートフォン等による展覧会情報の発信を強化など、県民等が訪れるやすい環境づくりを行った。

これらの取組などにより、県立博物館・美術館の入場者数は、基準値の45万2,502人から平成29年度には50万8,822人となり、現時点で目標値を上回って増加している。

さらに、国立劇場おきなわを活用し、伝統技能保持者の活躍の場を提供することで、若手実演者の育成を図るとともに、県民が伝統文化に触れる機会を創出した。

これらの取組などにより、国立劇場おきなわの入場者数は、基準値を下回っているものの、6万人前後で推移している。

あわせて、地域の文化資源を活用した文化・芸能団体の活動の持続的発展を図るために、団体等が開催する文化イベント等を支援した。

加えて、文化芸術の有識者や専門人材の目利きのもとで、支援する活動の選定や事後評価に基づく助言指導等を行う「アーツカウンシル機能」を取り入れた支援体制を構築するなど、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組んだ。

これらの取組などにより、県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数は、基準値の14万9,527人から平成29年度には、文化芸術関連イベント107件に対し支援（後援）を行ったところ、16万4,478人となり、現時点で目標値を上回って増加している。

このほか、平成21年3月に開館した県立郷土劇場に代わる施設のあり方について検討を行い、国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する計画を取りまとめた。現在、当該計画を踏まえ、浦添市をはじめとする関係機関と施設

1 整備場所について協議を継続している。

3 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
県立博物館・美術館の入場者数	452,502人 (H22年度)	508,822人 (H29年度)	500,000人
国立劇場おきなわの入場者数	82,497人 (H23年度)	81,415人 (H29年度)	84,000人
県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数	149,827人 (H23年度)	184,478人 (H29年度)	147,000人

16 <課題及び対策>

17 文化活動を支える基盤の形成については、県内には伝統芸能の実演家やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かしきれていないなど、文化芸術創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸能活動を支える仕組みを充実させる必要がある。

20 また、文化芸術活動の拠点となる国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等については、県民等が利活用しやすい環境づくりに取り組む必要があり、加えて、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりにも取り組む必要がある。国立劇場おきなわは、県民や観光客に対して公演プログラムの魅力を十二分に周知できていないこと等が課題として挙げられることから、広報の強化に取り組む必要がある。

26 地域の文化は、文化関係団体をはじめとした多様な主体の参画により支えられ発展していくことから、文化関係機関相互が連携し情報交換等を行いながら、文化の保全・継承・発展に対する県民の关心や意識を高めるなど、社会全体で文化活動を支える環境を構築する必要がある。

31 エ 文化的発信・交流

32 (成果等)

33 沖縄文化の発展や他文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進するための取組を行った。

36 国内外における文化交流の推進については、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣し、書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行った。交流先の先生や生徒達との相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることができたことで生徒達の向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながった。

41 これらの取組などにより、文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）は、基準値の10人から平成29年度には465人となり、目標値の達成に向けて着実に前進して

1 いる。

2 国内外における沖縄文化の発信力の強化については、沖縄空手を広く学べる機会を創出するため、指導者を海外に派遣し空手セミナーや演武公演を開催したほか、県内においては、沖縄空手国際セミナーを開催するとともに、10月25日の「空手の日」を記念して、国際通りにおいて記念演武祭を開催した。平成28年10月の演武祭においては、過去最多の3,973人による形の演武を行った。

8 平成29年3月には、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、国際大会等の開催や研修生の受入体制の強化を図り、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点施設として、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄空手会館を供用開始した。

12 同年6月には、国内外から来訪する空手愛好家と町道場をつなぐ沖縄空手案内センターを沖縄空手会館内に設置するとともに、同年10月の「空手の日」においては、沖縄空手会館の特別道場で奉納演武を開催した。

16 これまで多くの国と地域から参加があり、「平和の武」であり守礼の心を育む沖縄空手の魅力とともに、「空手発祥の地・沖縄」を発信することができた。

17 これらの取組などにより、県外・海外からの空手関係者来訪数は、基準値の80人から平成29年度には8,453人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

20 また、本県の文化・芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを行うとともに、海外の日本旅行情報発信サイトや旅行代理店等と連携を図り、舞台公演ガイドの多言語化を実施した。

23 さらに、平成29年度には、沖縄県に所在する国及び県指定文化財についてまとめた「みんなの文化財（史跡・名勝編）」を刊行し、沖縄の歴史・文化の普及・啓発に役立てることができた。

26 このほか、本県文化を国内外へ発信し交流するため、文化・芸能面から沖縄の魅力を発信する取組として、海外における観光プロモーション活動と連携の上、沖縄芸能の歌舞団を海外へ派遣した。沖縄の古典舞踊や創作舞踊、地域に根付いている伝統芸能や歌舞劇などの舞台公演を実施したことで、沖縄への関心を高めることができた。

30 また、地理・自然・歴史・文化などのつながりから県域を越えて各分野で交流が行われている沖縄－奄美群島間において、両地域の連携・交流を更に促進するため、平成28年7月から両地域間の航空路及び航路運賃を支援し低減を図った。

34 <主な成果指標の状況>

成績指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）	10人 (H23年度)	465人 (H29年度)	700人
県外・海外からの空手関係者来訪数	80人 (H24年度)	8,453人 (H29年度)	9,400人

1
2 **(課題及び対策)**

3 国内外における文化交流の推進と発信力の強化については、文化は交流により育まれ、互いの文化を理解しあうことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組を強化していくことが必要である。

6 また、沖縄は魅力的な文化資源に恵まれているが、こうした文化資源の魅力を効果的に発信していくための基盤が不十分であり、郷土文化の地域間交流及び国際大会における県独自の文化プログラムの実施を図るとともに、「琉球歴史文化の日（仮称）」を制定し、沖縄文化の更なる普及、継承、発展及び発信に努めていく必要がある。

11 さらに、沖縄空手の次代を担う指導者・後継者の育成を図り、道場の運営基盤強化を図る取組や、世界に1億3千万人いるともいわれる空手愛好家に対し「空手発祥の地・沖縄」を発信し、国内外から来訪する空手愛好家の受け入れ体制を強化するとともにユネスコ無形文化遺産登録に向けた気運の醸成を図る必要がある。

1
2 **(5) 文化産業の戦略的な創出・育成**

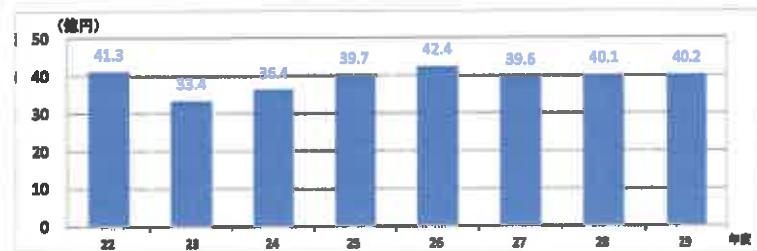
3 伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業利用を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備するため、一括交付金（ソフト）を活用するなど、文化財等を活用した風景づくり、伝統工芸産業の継承・発展、文化产业を支える人材の育成等の各種施策を展開した。

8
9 **【「目標とするすがた」の状況等】**

10 各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること」は3.1ポイント増加し、県民満足度は向上している。「工芸品生産額の増加」は、基準年と比較し、1.1億円減少し、40.2億円となっている。

14
15 **＜目標とするすがたの状況＞**

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状)	R3年度の目標
地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること	25.0% (H24年県民意識調査)	28.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
工芸品生産額の増加	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	88.0億円

24
25 **【図表3-1-5-1】工芸品生産額の推移**34
35 出典：沖縄県商工労働部

36 文化産業の戦略的な創出・育成に向けては、地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高める必要がある。

39 また、文化資源や芸能人材を活用した文化コンテンツを創出し、産業化を促進する必要がある。

41 このため、県内を始め県外・国外との相互交流を推進するなど地域外からの再評価
42 ・発掘を促進するとともに、文化財等を活用した歴史的風景と調和する風景づくりを

1 推進するなど地域文化資源の特性に応じたまちづくりに取り組む必要がある。
 2
 3 また、伝統工芸事業者等の経営基盤の強化や安定した製品供給体制の確立に取り組むとともに、感性型製品の開発や振興拠点施設の整備に取り組む必要がある。
 4
 5 さらに、文化産業を支える人材の育成や創作活動拠点の整備、資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業の振興を図る必要がある。

ア 文化資源を活用したまちづくり

(成果等)

11 沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源を再評価する
 12 とともに、これらを最大限活用して文化の豊かいまちづくりを推進するための取組
 13 を行った。

15 文化資源を活用したまちづくりについては、地域文化資源の発掘及び相互交流を推
 16 進するとともに、地域文化を活用したまちづくりの促進に取り組んだ。

17 地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、地域の伝統行事等の保存継承
 18 や活用を図るため、文化公演を開催し、地域の伝統行事の発信及び活性化を図るとともに、地域の伝統芸能を1所に集め、国立劇場おきなわで披露する公演を行い、他地
 19 城との比較や交流を行った。

21 また、県内各地で開催されている様々な伝統芸能・地域行事をはじめとした文化関
 22 連イベント情報を一元化し、情報発信ツールとしてWebサイトを開設した。

23 これらの取組などにより、伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数（累
 24 計）は、平成29年度には4,376人となり、目標値の達成にむけて着実に前進してい
 25 る。

26 このほか、地域文化の掘り起こしを図るために、文化行政連絡会議において、県や民
 27 間団体等が実施する助成事業の活用を促したところ、市町村と文化関係団体の連携に
 28 よる、演劇やダンス、シンポジウム、展示会等趣向を凝らした文化芸術イベントが増
 29 加した。

31 地域文化を活用したまちづくりの促進については、文化の社会貢献に関するシンポ
 32 ジューム等の開催支援を行うとともに、沖縄らしい文化的な歴史遺産、風土自然と共生
 33 する意いの場を創出する公園整備に取り組んだ。

34 また、技術者の育成及び古民家・保全・再生・利用の促進を目的に、沖縄の伝統木
 35 造住宅等文化的な建造物の保存修復等を紹介するシンポジウムを開催した。シンポジウ
 36 ムの参加人数は平成25年度の172人から平成29年度の261人と年々増加傾向にある。

37 これらの取組などにより、県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場
 38 者数は、基準値の521人/年から平成29年度には8,685人/年と大幅に増加しており、目
 39 標値の達成に向けて着実に前進している。

40 このほか、文化芸術団体の特色ある文化資源を活用した事業に対して支援を行った
 41 ことにより、各地域がもつ文化資源の再発見へつながり、地域が誇りを持って地域
 42 資源を効果的に活用したまちづくりを行うことに寄与した。

イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数（累計）	0人 (H23年度)	4,376人 (H29年度)	8,021人
県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数	521人/年 (H23年度)	8,685人/年 (H29年度)	13,000人/年

(課題及び対策)

11 地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、文化資源は人々を魅了し惹き
 12 つける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が
 13 気づかないことも少なくないため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こし
 14 を図っていく必要がある。

17 地域文化を活用したまちづくりの促進については、県内では、一部市町村において
 18 エイサーや地域の食文化を活用した地域づくりが進められているが、更なる地域活性化
 19 を目指し、地域の個性豊かな文化資源を取り入れたまちづくりの取組を推進するこ
 20 とが必要である。

イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興

(成果等)

24 長い歴史・風土の中で培われてきた染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の技術・
 25 技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高める
 26 ため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新
 27 たな販路開拓等を促進するための取組を行った。

29 伝統工芸産業の継承・発展については、伝統工芸を継承し、持続的に発展できる産
 30 業として競争力を高めるため、後継者等人材の育成や二次加工技術者の養成として、
 31 地域組合が実施する後継者育成事業に対する支援や、高度な技術者を養成するための
 32 研修事業の実施、工芸雑貨等の製造技術者の養成など、多様な工芸人材を育成した
 33 た。

34 また、県工芸士の認定や職物検査事業に取り組むことにより、工芸品製造者の生産
 35 意欲向上や伝統工芸品の品質の維持、ブランド力の向上に寄与するとともに、原材料
 36 安定確保の仕組みづくりのため、関係機関との連携や情報集積に取り組んだ。

38 感性型ものづくり産業の育成については、現代のニーズに対応した工芸製品の開発
 39 を支援するため、工芸事業者に対し、流通やマーケティング、試作品開発、販路開拓
 40 等に関する支援を行うとともに、本県の工芸品を活用した工芸雑貨製品、金細工製品
 41 を製造する技術者を養成するため、技術講習会を実施した。

42 また、工芸技術に関する試験研究を実施し、その成果を工芸産地や関連事業所へ移

転することで、生産技術の向上、新商品開発の検討、製品の品質向上に寄与した。
 これらの取組などを行ったものの、工芸品生産額は、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから基準値を下回っている。
 また、工芸産業従事者数は、基準値の1,707人から平成29年度には1,791人となり、目標値の達成にむけて着実に前進している。
 工芸産業従事者数は増加しているものの、工芸品生産額が減少していることから、従事者一人当たりの工芸品生産額は、17万8千円減少し、基準値を下回っている。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
工芸品生産額	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	45.0億円
工芸産業従事者数	1,707人 (H22年度)	1,791人 (H29年度)	2,000人
従事者一人当たりの工芸品生産額	2,422千円 (H22年度)	2,244千円 (H29年度)	3,300千円

(課題及び対策)

伝統工芸産業の継承・発展について、本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展させていくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等が必要であるが、工芸事業者等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。

このことから、伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、製造技術の向上や工程の見直し等による安定した製品供給体制の確立等に取り組む必要がある。

感性型ものづくり産業の育成について、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発や振興拠点施設の整備が求められている。

このことから、産地と試験研究機関等との連携による製品開発力の強化を図るとともに、伝統工芸産業の中核施設の整備を推進する必要がある。

ウ 文化コンテンツ産業の振興

(成果等)

沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び产业化を図るために取組を行った。

文化コンテンツ産業の振興については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツを創出するため、舞台公演の観光コンテンツとしての定番化向け、ブランディングを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊りをはじめとす

る沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。これらの取組を通じ、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の育成につながるとともに、国際的な演劇祭で披露した沖縄芸能公演が高い評価を得たことにより沖縄への関心が高まった。また、文化資源を活用した新産業を創出するため、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光客を促進するとともに、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。さらに、県内の団体等が行う文化資源を活用した取組やアーツマネジメントを含め広く沖縄文化の継承者を育成するなど、これまで155件の取組に対し支援を行った。これらの取組などにより、文化コンテンツ関連事業事業所数は、基準値の257事業所から平成28年度には261事業所となり、目標値を上回って増加している。また、観光客の「文化観光」の比率は、基準値の10.8%から平成29年度には11.8%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化コンテンツ関連事業事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所 (H28年度)	258事業所
観光客の「文化観光」の比率	10.8% (H24年度)	11.8% (H29年度)	30.0%

(課題及び対策)

文化コンテンツ産業の振興については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇る優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、文化資源の多くを観光をはじめとする产业化につなげる必要がある。

このことから、事業の自走化促進が図れるよう、人材の育成及びビジネスを支える総合的な環境の整備が必要である。

また、文化の产业化に当たっては、守るべき伝統文化を大切に継承しつつ、エンターテイメント性など新たな魅力が備わった文化コンテンツを創造し、伝統文化と新しい文化が相乗効果を生み出していくことが重要である。

(6) 値値創造のまちづくり

先人たちが創り、守り、育ててきた沖縄らしい風景を県民共有の財産として、次世代に引き継ぐとともに、人々を惹きつける魅力的なまちづくりを目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「自分の住む町の景観、町並みが美しいこと」が8.2ポイント、「公園や親しめる自然などがまわりにあること」が2.5ポイント増加し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
自分の住む町の景観、町並みが美しいこと	80.1% (H21年県民意識調査)	88.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
公園や親しめる自然などがまわりにあること	43.3% (H21年県民意識調査)	45.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

価値創造のまちづくりについては、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める確にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進する必要がある。

このため、良好な景観創出のための仕組みづくりや景観資源の保全・再生・利用を図るとともに、県民一体となった全島緑化、都市、道路、郊外及び農山村の綠化を推進する必要がある。

ア 沖縄らしい風景づくり**(成果等)**

自然、歴史、伝統文化に育まれた地域の景観資源を保全・再生し、それを最大限生かした個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを目指し、景観創出や景観資源の保全等に関する取組を行った。

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村の景観行政団体（景観計画の策定等風景づくりの主体となる行政機関）への移行促進のため、勉強会や研修会を開催し、担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、景観法に基づく手続や良好な地域景観の形成に係る助言等を行った。

これらの取組などにより、市町村景観行政団体数は、平成23年度の21団体から平成29年度の32団体へと増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、公共事業における景観評価システムについては、平成29年度から本格的に運

用を開始した。さらに、景観に配慮した土木・建築技術の人材育成のため、専門家等による研修会を実施した。

これらの取組などにより、景観アセスメント数は38件（平成29年度）となり目標値の達成に向けて着実に前進している。

景観資源の保全・再生・利用については、都市景観の向上や観光振興のため電線類を地中化する無電柱化に取り組んだ。これまで無電柱化推進計画の合意路線を対象に無電柱化を実施していたが、平成24年度以降は一括交付金を活用し要請者負担方式も併せて実施している。

これらの取組などにより、無電柱化整備延長は平成29年に149kmとなり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、国場川・小波津川などの20河川にて自然環境に配慮しつつ護岸工事等の整備を行った。

これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は平成29年度に67.6%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

さらに、各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けて、歴史景観と調和する都市公園の整備や古民家の保全・継承等の取組を行った。

都市公園の整備については、効果の早期実現のため、一部完成した公園の部分的な供用にも取り組んだが、地権者等との調整や文化財の発掘調査などの影響もあり、歴史景観と調和する都市公園の供用面積が、平成22年度の基準値 32.0haより増加しているものの、目標値の達成に向けて一層の施策推進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
市町村景観行政団体数	21団体 (H23年度)	32団体 (H29年度)	41団体
景観アセスメント数	0件 (H23年度)	38件 (H29年度)	80件
無電柱化整備延長(良好な景観形成)	108km (H23年)	149km (H29年)	173.2km
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.6% (H29年度)	70.2%
歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	33.5ha (H29年度)	56.9ha

①課題及び対策

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が方向性を共にし、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である。

また、沖縄らしい風景づくり、景観形成を推進するに当たっては、良質な公共空間の創出により地域の景観形成を先導するとともに、良好な景観形成に資する専門的な知識を有する人材育成や技術開発を行う必要がある。

景観資源の保全・再生・利用については、観光地や市街地において、電柱等が景観形成を阻害していることから、無電柱化の推進が必要である。

また、河川や海岸などの水辺環境においては、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっていることに加えて、景観を構成する重要な要素であることから、これらに配慮した良好な水辺環境・景観の創出が必要である。

さらに、景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるため、古民家等の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等が必要である。

イ 花と緑あふれる県土の形成

(成果等)

亞熱帯の特性を生かした花や緑であふれる魅力的な県土の形成、潤いと安らぎある「緑の美ら島」の創生を目指し、都市緑化や郊外・農山緑化など、効率的かつ総合的に緑化の取組を行った。

県民一体となった全島緑化の推進については、地域住民等との協働による緑化を推進するため、沖縄県植樹祭、緑化コンクール、緑の少年団育成等による普及啓発や企業・学校・自治会・市町村等への花苗の提供、地域住民等による「花と緑の名所づくり」への支援、市町村・企業等の緑化活動による二酸化炭素の吸収量を評価・認証する「沖縄県CO₂吸収量認証制度」を実施した。

これらの取組などにより、県民による緑化活動件数は、平成23年度の55件から平成29年度の61件と6件増加しており、目標値の達成に向け着実に前進している。

都市、道路、郊外及び農山村の緑化については、地元自治会、関係者等とも協力しながら円滑な都市公園整備に努め、さらに一部完成した公園では部分的な供用開始に取り組んだ。

しかし、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、計画区域内の人口が増加していることなどから、ほぼ横ばいにとどまっており、目標値の達成に向けて一層の施策推進が必要である。

また、主要道路の沿道等におけるアメニティ空間を創出するため、国際通りや首里城等の観光地へアクセスする道路に加え、平成29年度までに主要道路280kmにわたり緑化・植栽管理を実施しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

その他、郊外及び農山村等の緑化として、県民の森や平和創造の森公園の施設整

備、維持管理等に取り組んだ。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	61件 (H29年度)	65件
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.8m ² /人 (H22年度)	10.8m ² /人 (H28年度)	11.2m ² /人
主要道路における緑化延長	0km (H23年)	280km (H29年)	300km

②課題及び対策

県民一体となった全島緑化の推進については、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化を推進するとともに、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。

都市、道路の緑化については、主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道空間において、道路緑化及び植栽管理強化による沖縄らしい風景の創出や沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間を創出する必要がある。また、郊外及び農山村の緑化については、良好な自然環境、農業環境と調和を図りながら、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の整備を行う必要がある。

1
2 (7) 人間優先のまちづくり
3

4 すべての人にあって暮らしやすさを実感できる沖縄を実現するため、身近な場所で
5 充実した活動ができる生活圏の形成や交通弱者に配慮した交通手段の確保など、人に
6 優しいまちづくりを推進するため、各種施策を展開した。

7 【「目標とするすがた」の状況等】
8

9 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
10 基準年と比較し、「公共交通機関が利用しやすいこと」が、市街地の拡大による人口
11 の分散化や渋滞によるサービス水準の低下等もあり0.9ポイント減少し、「身近な場所
12 に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること」が、大型商業施設の出
13 店に伴う既存商店街の衰退等もあり4.4ポイント減少し、県民満足度は低下した。

14 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
公共交通機関が利用しやすいこと	40.8% (H21年県民意識調査)	39.9% (H20年県民意識調査)	県民満足度の向上
身近な場所に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること	81.1% (H21年県民意識調査)	80.7% (H20年県民意識調査)	県民満足度の向上

22 人間優先のまちづくりについては、高齢者や障害者を始め、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組む必要がある。

23 このため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、
24 安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進、基幹的な公共交通シス
25 テムの導入や公共交通利用環境の改善などに取り組む必要がある。

30 ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進

31 (成果等)

32 高齢者や障害者を始め、誰もが安全かつ安心して暮らせるよう、人に優しいまちづ
33 くりを目指して、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組んだ。

35 ユニバーサルデザインの導入については、高齢者や障害者等を始め、すべて的人が
36 安心して生活し、社会参加ができる地域社会を実現するため、多数の者が利用する公
37 共施設等におけるバリアフリー化を促進した。

38 これらの取組などにより、沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）につい
39 ては、平成29年度までに1,291件となっており、目標値の達成に向けて着実に前進し
40 ている。

42 また、県営住宅のバリアフリー化については、県営住宅を建て替える際、沖縄県公

1 計住宅等の整備に関する基準を定める条例により室内の段差解消、便所や浴室の手す
2 り設置等を行っているため、県営住宅のバリアフリー化率は平成22年度の22.8%から
3 平成29年度は27.4%と改善が進んでおり、目標値の達成に向けて着実に前進してい
4 いる。

6 さらに、都市公園のバリアフリー化については、地元自治会、利用者等の協力も得
7 ながら、公園内施設におけるバリアフリー化の優先度を高めし整備を推進したこと
8 で、都市公園のバリアフリー化率は平成22年度の25.6%より増加している。しかし、
9 経年劣化の著しい施設や危険度判定調査等で改善が必要と判断された施設も並
10 行して行っているため、目標値の達成に向けては一層の施策推進が必要である。

12 あわせて、日常生活や社会参加を困難にする障害の除去を図るために、手話通訳者等
13 義成研修、手話通訳者や盲ろう者向け通訳介護員の派遣等を実施したほか、観光バリ
14 アフリーに対する意識啓発等を図るため、沖縄観光バリアフリーセミナーを開催し
15 た。外国人観光客が利用しやすい環境づくりとしては、「沖縄県における多言語観光
16 案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支
17 援した。

18 このほか、公共交通機関のバリアフリー化については、交通弱者を含む全ての人が
19 利用しやすい環境づくりのため、乗降性に優れるノンステップバスを導入した。

21 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）	518件 (H23年度)	1,291件 (H29年度)	1,800件
県営住宅のバリアフリー化率	22.8% (H22年度)	27.4% (H29年度)	30.4%
都市公園のバリアフリー化率	25.6% (H22年度)	29.5% (H29年度)	30.4%

32 (課題及び対策)

33 ユニバーサルデザインの導入について、まちづくりにおいては、バリアフリー化に
34 とどまらず、女性の社会参加や児童の人権尊重、増加する外国人への配慮等への対応
35 として、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づ
36 くりが求められている。

38 また、沖縄県福祉のまちづくり条例施行により、新しい施設のバリアフリー化は進
39 んでいるが、施行以前に整備された施設及び日常生活で利用する小規模施設はバリア
40 フリー化が未了である施設が残っている。また、住宅から施設、施設から施設の移
41 (経路) や施設を含む面（まち）のバリアフリー化が課題となっている。

42 このため、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、観

1 光地、建築物、道路、公園、公共交通機関などの施設を整備する必要がある。

2 イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進

3 (成果等)

4 歩いて暮らせる環境の創出を目指して、安全で快適な生活環境の創出や住民参加の
5 まちづくりの推進に関する取組を行った。

6 安全で快適な生活環境の創出については、公共施設の整備や防災機能の改善によっ
7 て都市機能の更新を図るため公園整備を行った。それにより都市公園は増加している
8 ものの、市街地等の人口が集中している区域（D I D 地区）の広がりが大きいことか
9 ら、歩いて行ける身近な都市公園（街区公園）箇所数は、平成29年度 3.0か所／100
10 haと基準値より下回っている。

11 また、歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりのため、平成25年度
12 に指定された事故危険箇所の整備や防護柵の設置、滑り止め舗装等の交通事故対策を
13 行い、交通安全の確保・向上を図るとともに、国道449号（名護市風部地内）や、県
14 道12号線（読谷村喜納）等の歩道未整備箇所や狭い箇所、通学路等において歩道の
15 整備を行った。その結果、事故危険箇所の年間事故発生件数は、平成24年の22件から
16 平成27年は14件と8件減少しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

17 さらに、快適な歩行空間を確保するため、道路の緑化や除草等の適切な管理を行う
18 とともに、無電柱化整備を推進した。これらの取組などにより、無電柱化整備総延長
19 は、平成29年度に149kmとなり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

20 あわせて、効果的な都市機能の更新を図るため、地権者から土地の一部を提供して
21 もらい、道路、公園等の公共施設を整備する「土地区画整理事業」を行った。これに
22 より、良好な宅地の利用増進、健全な市街地形成が図られた。

23 市街地再開発事業では、壊した老朽建築物を除去し、高度利用及び共同化による
24 防火建築物や道路等の整備改善、防災機能の確保、都市機能の更新を図るために、平成
25 27年度から山里第一地区（沖縄市）の整備に着手し、平成30年4月には「パークエス
26 ティ」が完成した。

27 同様の問題を抱える農産市場地区（那覇市）においても、平成28年12月に学校棟、
28 平成29年6月に北工区住宅棟が完成した。平成29年10月には市場棟「のうれんプラ
29 ザ」が供用され、旧那覇農産市場の移転が行われるなど、「相対売り」を象徴するマ
30 テグー文化の継承が図られている。

31 モノレール旭橋駅周辺地区（那覇市）においては、平成30年9月、バスターミナル
32 や商業施設、県立図書館などが入居する北工区が完成し、土地の合理的な利用かつ健全
33 な高度利用が図られている。

34 住民参加のまちづくりの推進については、住民の関心を高めるため、市町村景観行
35 政担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、主体的に景観
36 施策を展開できる景観行政団体への移行促進に向けて、都市計画法に基づく手続や良

1 好な地域景観の形成に係る助言等を市町村に対して行った結果、景観行政団体数は年
2 々増加している。

3 <主な成果指標の状況>

4 成果指標名	5 基準値	6 現状値	7 R3年度 目標値
歩いていける身近な都市公園（街区公園）箇所数	3.2箇所／100ha (H22年度)	3.0箇所／100ha (H29年度)	3.3箇所／100ha
事故危険箇所の事故発生件数	22件／年 (H24年)	14件／年 (H27年)	9件／年
無電柱化整備総延長（歩行空間の確保）	109km (H23年度)	149km (H29年度)	173.2km

14 <課題及び対策>

15 安全で快適な生活環境の創出については、戦後の復興期に、適切な都市計画が実施
16 されなかった歴史的背景から、密集市街地や非効率な道路網が形成されるなど都市構
17 造に巣くおり、その改善が求められている。

18 このため、都市機能の低下が見られる地区については、老朽建築物の除去、敷地の
19 統合、公共施設の整備、防火機能の改善など、土地の合理的かつ健全な高度利用を行
20 うことにより都市機能の更新を図る必要がある。

21 また、狭い通学路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保さ
22 れていない危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子供など歩行者が安
23 全かつ安心して快適に移動できる環境づくりが必要である。加えて、亜熱帯性気候に
24 起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなる状況が見られることから、道路綠
25 化と併せて適切な管理を行う必要がある。

26 住民参加のまちづくりの推進については、都市の質向上を図り、住民にとってより
27 身近で分かりやすいまちづくりを進めため、住民の関心を高める必要がある。

28 ウ 人に優しい交通手段の確保

29 (成果等)

30 人に優しい交通手段を確保するため、基幹的な公共交通システムの導入に取り組む
31 とともに、公共交通利用環境の改善、多様な交通手段の確保等に取り組んだ。

32 基幹的な公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道
33 のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採
34 算性確保の可能性があることが示された。

35 構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や
36 学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まながら、5つのステップで段
37 階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねの

ルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等についてとりまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

また、モノレール延長整備については、幸地 IC（仮称）の実施設計や用地買収を行った。加えて、延長区間第4駅に隣接するパークアンドライド駐車場の整備については、実施設計や用地買収を完了し本工事を行っている。

公共交通利用環境の改善については、バス離れへ対応するため、一括交付金を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業などを行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点で215台導入された。同じく平成24年度から「わった～バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できる IC乗車券システムOKICAのサービスが開始された。このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長（国道58号・久茂地～伊佐間）、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け、那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

ノンステップバス導入率については、平成29年度 70.1%と目標値を達成しているものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度 7万2,161人と基準値を下回っている。

また、モノレールの利用を促進するため、車内案内表示器及び駅周辺サインの国語表記、ユニバーサルデザイン化を行ったほか、沿線施設と連携した外国人観光客向けパンフレットの作成、モノレールとの乗り継ぎを意識したバス実証実験などの環境整備を行った結果、利用者の利便性が向上し、平成29年度のモノレールの乗客数は4万9,716人／日となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

多様な交通手段の確保については、自動車に頼らないライフサイクルへの転換、自転車の利用促進を図るため、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への支援を行った。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
ノンステップバス導入率	1.3% (H22年度)	70.1% (H29年度)	70.0%
乗合バス利用者数	80,746人／日 (H18年度)	72,161人／日 (H29年度)	130,274人／日
モノレールの乗客数	35,551人／日 (H22年度)	49,716人／日 (H29年度)	50,984人／日

1 (課題及び対策)

基幹的な公共交通システムの導入について、本県は鉄道を有していない唯一の県であり、戦後、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われず、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び自動車交通量の増加などが、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせている。このことから、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。

このため、広域交流拠点の那覇と北部の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、その後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら、実現に向けて取り組む必要があるほか、鉄軌道・フィーダー交通等の連絡による南部・中部・北部の有機的な骨格軸について、検討をすすめる必要がある。

公共交通利用環境の改善について、沖縄本島の公共交通の骨格であるバス交通は、これまで利用者数の減少が続いていることに加え、運転手不足が顕在化していることから、バス路線の確保・維持が大きな課題となっており、利便性向上も急務となっている。

このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備などによる基幹バスシステムの導入や、公共交通への利用転換を図るTDM（交通需要マネジメント）施策の推進、路線バスの自動運転化のあり方に関する検討など、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。

また、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備を図り、効率的・広域的な利用を推進する必要がある。加えて、定時・定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、県民及び観光客へモノレール需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進させる必要がある。

多様な交通手段の確保については、環境や人にやさしい自転車利用環境の整備や、高齢者等 交通弱者の移動制約にも配慮した交通システムや交通環境の構築が必要である。

1
2 **心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して**
3

4 **(1) 健康・長寿おきなわの推進**

5 県民一人ひとりが健康意識を高め、食生活や運動などに係る健康づくりの取組を県
6 民一体となって推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿
7 命日本一を目指し、各種施策を展開した。

8 **【「目標とするすがた」の状況等】**

9 施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準値と
10 比較し、「平均寿命日本一」では、平成27年に平均寿命を男性が1.63年延伸し80.27
11 年、女性が0.56年延伸し87.44年となったものの、全国平均の伸びが男性1.98年、女性
12 1.26年と沖縄県を上回ったことから、男性の全国順位は基準年の25位から36位へ、女
13 性は1位から7位と後退している。

14 「身边にスポーツに触れる（親しむ）機会が増えていること」は0.5ポイント減少
15 し、県民満足度が低下した。

16 **<目標とするすがたの状況>**

項目	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現年度)	R3年度の目標
平均寿命日本一	男性:78.04歳 (25位) 女性:80.08歳 (1位) (H21年)	男性:80.27歳 (36位) 女性:87.44歳 (7位) (H27年)	男性:81.40歳 女性:83.20歳
身边にスポーツに触れる（親しむ）機会が増えていること	29.0% (H24年県民健康調査)	29.1% (H30年県民健康調査)	県民満足度の向上

28 健康・長寿おきなわの推進に向けては、健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土等
29 の良さを再評価し、生活習慣病の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくり
30 を推進し、平均寿命及び健康寿命の延伸を図る必要がある。このため、県民一体と
31 なった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康的な生活習慣の定着を促進する必
32 要がある。

33 また、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、県民がスポーツに親しみ健
34 康の維持・増進が図られる生涯スポーツや競技スポーツ、県民がスポーツに触れる機
35 会を創出するスポーツコンベンションを推進する必要がある。

36
37 **ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくり**

38 **(成果等)**

39 健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習
40 慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進する取組を行
41 た。

1
2 健康づくり活動の促進については、社会全体で健康づくりに取り組む必要があるた
3 め、地域において健康づくり活動を行う団体「チャーガンジューおきなわ応援団」の
4 参加数の増加に努めた。これらの取組などにより、チャーガンジューおきなわ応援団
5 参加団体数は、平成29年度には93団体と、目標値の達成に向けて着実に前進してい
6 いる。

7
8 20~64歳の年齢調整死亡率（全死因）は、男女とも平成17年に比べ平成27年は減少
9 しているが、全国平均に比べると減少幅が小さいため、全国との差が拡大している。
10 更なる改善に向けて、従業員の健康づくりに取り組む事業所に対し、事業費の補助や
11 健康づくりに関する普及啓発を行っている。

12
13 生活習慣病予防対策については、地域で活動する食生活改善推進員の育成支援やエ
14 ネルギー表示等を行う栄養情報提供店の増加など、食生活改善をサポートする体制づ
15 くりに取り組んだ。その結果、成人肥満率については、基準値と比べて、女性40~60
16 歳代が7.1ポイント改善している一方、男性20~60歳代は2.1ポイントの改善にとど
17 まっており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

18
19 歯科保健対策については、歯科保健指導マニュアル作成や研修会開催等による乳幼
20 児期・学齢期のむし歯予防対策のほか、歯周病予防や歯の喪失予防に関する普及啓発
21 等に取り組んだ。これらの取組などにより、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割
22 合は、基準値の12.9%から26.8ポイント改善し平成28年で39.7%となり、現時点で目
23 標値を上回っている。

24
25 喫煙対策については、喫煙が健康に与える影響に関する普及啓発や禁煙治療を行
26 っている医療機関の情報提供を行うとともに、禁煙施設認定制度による受
27 動喫煙対策に取り組んだ。喫煙率は、男性が5.6ポイント改善している一方、女
28 性では改善がみられない状況であった。

29
30 介護予防対策については、元気な高齢者等の増加を図るために、理学療法士、作業療
31 法士等の職能団体と連携し、地域包括支援センター等を中心に介護予防ケアマネジメ
32 ントの向上や住民の通いの場づくり等に取り組んだ。これらの取組などにより、介護
33 認定を受けていない高齢者の割合は、平成29年度で82.0%と、基準値と比較して0.1
34 ポイント改善しており、現時点で目標値を達成している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
チャーチンジャーおきなわ応援団参加団体数	57団体 (H22年度)	93団体 (H29年度)	120団体
20歳～64歳の年齢調整死亡率(全死因) (※参考値 全国比)	男性:323.3 (1.16倍) (H17年)	男性:265.4 (1.23倍) (H27年)	男性:203.7
	女性:145.2 (1.13倍) (H17年)	女性:129.7 (1.21倍) (H27年)	女性:100.8
成人肥満率 (男性20～60歳代) (女性40～60歳代)	男性:42.0% (H15～H18年度)	男性:39.9% (H28年度)	男性:28.0%
	女性:36.9% (H15～H18年度)	女性:29.8% (H28年度)	女性:25.0%
80歳で20箇以上自分の歯を有する人の割合	12.9% (H18年)	39.7% (H28年)	30.0%
喫煙率	33.5% (H18年)	27.8% (H28年)	男性:20.0%
	7.7% (H18年)	9.2% (H28年)	女性:5.0%
介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (H23年度)	82.0% (H29年度)	82.0%

(課題及び対策)

健康づくり活動の促進については、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを感じ行動することが重要であり、社会全体としても引き続き健康づくりに取り組むことが必要である。また、平均寿命の延伸及び健康寿命の延伸につながる総合的な取組を推進することで「健康・長寿おきなわ」の復活を図る必要がある。

生活習慣病等の予防対策については、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとともに、県民が自ら食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を実践できるよう働きかけていく必要がある。

介護予防対策については、介護予防を効果的に進めていくとともに、介護保険法改正に伴う、新しい地域支援事業の円滑な実施や住民の通いの場づくりの形成が必要である。また、介護保険制度における地域支援事業などを充実させるため、地域包括支援センター職員に対する研修など人材育成を推進するとともに、リハビリテーション専門職の広域派遣等により市町村の介護予防事業を支援する必要がある。

1 イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成
(成果等)

2 県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツの推進や競技スポーツにおけるトップアスリートの育成、県民がスポーツに触れる機会の創出を図ることともに、地域振興にも寄与するスポーツコンベンションを推進する取組を行った。

3 生涯スポーツの推進については、県民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの創設・運営を支援した。総合型地域スポーツクラブは、平成30年度において34市町村で65クラブが育成されており、全市町村に占めるクラブ育成率は82.9%と、全国平均の80.8%を上回っている。スポーツ実施率（成人、週1回以上）は、平成30年度で41.4%となり基準値から前進しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

4 競技スポーツの推進については、沖縄県選手の競技力向上を図るために、(公財)沖縄県体育協会と連携し、各競技団体の課題解決に向けた取組を支援する企画提案型競技力向上対策事業、コーチ招聘事業、トップレベル選手育成事業等に取り組んだ。

5 また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化に取り組んでいる。

6 国民体育大会総合順位については、平成30年は43位となっており、目標の達成に向けて取組を一層強化する必要がある。

7 スポーツコンベンションの推進については、県民がスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、スポーツコンベンションの広報・誘致活動、県外・海外での見本市出展等による観光の誘客促進、スポーツイベントに係るモデル事業への支援等に取り組んだ。また、沖縄のスポーツ環境の認知度を高めるため、チーム・団体の円滑な受け入れを行うワンストップ機能を持った「スポーツコミッショナ沖縄」を設置し、平成27年4月から稼働している。これらの取組などにより、スポーツコンベンションの県内参加者数については、平成29年度に10万4,473人と、現時点で目標値を上回っている。

8 スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健健康な体をつくり、健康・長寿を達成するため、拠点となる沖縄県体育協会スポーツ会館の整備、県立武道館や奥武山庭球場等の整備、総合公園、運動公園等の整備を行った。これらの取組などにより、県立社会体育施設の平均稼働率並びに利用者数（奥武山総合運動場のみ）は、平成30年度に利用者数64万7,000人、平均稼働率73%となり、基準値より前進しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

9 また、芝生管理の専門的知識を有する人材を育成し、グラウンド芝生環境の向上を図るなど、スポーツ・レクリエーション環境の整備及びスポーツコンベンションに対応した施設の充実を図ったことで、サッカーキャンプの件数も過去最高となった。

10 沖縄県総合運動公園陸上競技場については、J2規格に準拠したスタジアムの整備を行ったことから、施設機能が向上した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
スポーツ実施率 (成人、週1回以上)	39.0% (H24年度)	41.4% (H30年度)	65.0%
国民体育大会総合順位	40位台	43位 (H30年)	30位台前半
スポーツコンベンションの県内参加者数	86,738人 (H22年)	104,473人 (H29年)	102,000人
県立社会体育施設の利用者数(真武山総合運動場のみ)	平均稼働率:68% 472,000人 (H23年)	平均稼働率:73% 647,000人 (H30年)	平均稼働率:84% 770,000人

<課題及び対策>

生涯スポーツの推進については、本県におけるスポーツ実施率が41.4%と、全国平均の51.5%と比べて10.1ポイント低い状況にあるため、県民のスポーツ参加を促進する環境整備が課題となっている。このため、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会を実現していくことが必要である。

競技スポーツの推進については、トップレベル選手の育成、指導者対策、ジュニア強化対策等が課題となっている。このため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や、各競技団体の主体的な課題解決を支援する取組、県外チーム招待やコーチ招へい、県外合宿等の各種事業の展開、優秀な指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、県民のスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、更なるスポーツコンベンション誘致が必要であるが、野球場等施設の老朽化や附帯設備等の充実、離島における実践相手の確保、サッカーキャンプにおける新規受入れ可能なグラウンドの整備などが課題となっている。このため、施設整備や整備水準の向上など、市町村等と連携しながらを課題解決に向けて取り組む必要がある。

また、「スポーツコミッション沖縄」については、多言語対応による効果的な情報発信や市町村・競技団体等との連携などが課題となっているため、体制強化を含め課題解決に取り組む必要がある。

スポーツ・レクレーション環境の整備については、各種スポーツコンベンションに対応した施設の充実を図るほか、地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や公共スポーツ施設等の整備・充実を図る必要がある。また、老朽化の進んだ既存施設については、施設利用者の安全の確保のための対策を計画的に進める必要がある。

(2) 子育てセーフティネットの充実

沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が發揮できる社会を実現するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「安心して子供を生み育てられる環境が整っていること」が17ポイント、「保育所や学童保育所を利用しやすいこと」が16.3ポイント、「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること」が9.7ポイント、「少年の非行や犯罪が少なくなること」が9.7ポイント、「子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつくられていること」が3.8ポイント、「収入が着実に増えること」が7.7ポイント増加し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状年)	R3年度の目標
安心して子供を生み育てられる環境が整っていること	18.3% (H21年県民意識調査)	33.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
保育所や学童保育所を利用しやすいこと	12.7% (H21年県民意識調査)	20.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること	14.4% (H21年県民意識調査)	24.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
少年の非行や犯罪が少なくなること	12.7% (H21年県民意識調査)	22.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつくられていること	23.0% (H24年県民意識調査)	26.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
収入が着実に増えること	10.0% (H24年県民意識調査)	17.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

子育てセーフティネットの充実に向けては、沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が發揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援に取り組む必要がある。

また、子どもの貧困対策については、子どものライフステージに応じた切れ目ない総合的な支援に取り組むとともに、県民運動の展開などに取り組む必要がある。

ア 母子保健、小児医療対策の充実

(成果等)

すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや親の健康の保持・増進に取り組んだ。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査が公費で14回受診できる体制を整備するとともに、市町村や関係機関と連携し、妊婦による早期の妊娠届出を促進し、妊婦健康診査の受診回数の増加に取り組んだ。

また、平成26年に低体重児出生の要因を分析するために専門家による調査事業を実施した結果、妊婦の喫煙とやせ等が低体重児出生に影響していることが明らかとなり、その結果を市町村や産科医療機関等へ周知するとともに、モデル市町村において、産科医療機関と連携した「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対する保健指導に取り組んだ。

このほか、妊娠・出産など女性特有の様々な悩みに対応するための女性健康支援センターにおける相談支援、児童・生徒に対する安全な妊娠・出産の知識を普及するための養護教諭等を対象とした研修会を行った。

また、医師や助産師等による不妊に悩む方に対する相談支援、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担軽減を図った。

乳幼児の健康の保持・増進については、市町村や医療機関等と連携した乳幼児健康診査システムの構築及びこのデータの分析結果に基づく保健指導を実施したほか、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施した。

また、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、子どもの健全な発育・発達を図るため、市町村が実施する子どもの医療費助成への支援を平成6年から開始した。

さらに、在宅の人工呼吸器を装着した難病患者（児）の安全確保のため、予備電源等の物品の購入等を支援したほか、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害に対応するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制を構築した。

小児救急電話相談については、休日・夜間（19時～23時まで）の子どもの急な病気への対応や医療機関への受診について看護師による相談を行う電話相談窓口を平成22年に設置した。その結果、相談件数は、年平均7,453件となっており、小児保護者からの評価の声も高く、子育て支援に寄与している。

これらの取組などにより、妊産婦への支援を行っているものの、晩婚化等に伴い母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えていることなどから、低体重児出生率（出生百対）は、平成29年には11.1となっており、基準値から横ばいで推移している。また、周産期死亡率（出生千対）は、平成29年には3.8となり、平成22年の基準値4.1から0.3ポイント改善し目標を達成したが、今後も引き続き、周産期医療体制を充実強化していくことが必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低体重児出生率(出生百対)	11.2 (H22年)	11.1 (H29年)	9.5
周産期死亡率(出生千対)	4.1 (H22年)	3.8 (H29年)	3.8

《課題及び対策》

母子保健、小児医療対策の充実については、安心して妊娠・出産ができる環境を整備するなど、母子保健の向上を図る必要がある。また、小児救急医療における軽症患者の時間外受診が多いことから、症状に応じて適切に医療機関を受診できる環境整備に取り組む必要がある。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊娠期に必要な妊婦健康診査について、市町村や関係機関の理解を深め、さらなる事業活用を図るとともに、市町村や産科医療機関における喫煙妊婦等の保健指導の拡大・定着を図る必要がある。

また、妊産婦や新生児の急変時に適切に対応するため、本島全域を範囲とした搬送体制を構築するとともに、新生児蘇生法や母胎救命システムの普及に取り組む必要がある。

さらに、妊娠に悩む女性や女性特有の心身の悩みを抱える女性を支援するため、女性健康支援センターの周知拡大を図るとともに、児童・生徒が将来子どもを望んだときに寛容・安全に妊娠・出産ができるよう、教職員等への妊娠・出産に関する正しい知識等の普及拡大に取り組む必要がある。

乳幼児の健康の保持・増進については、乳幼児健康診査の受診率向上のため、母子健診手帳交付時の保健指導における妊婦の乳幼児健康診査に関する理解を深めるほか、市町村や関係機関の母子保健職員に対する当該診査の理解を深める取組を実施する必要がある。

また、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、引き続き、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施するとともに、当該検査の精度を維持するため、外部精度管理を実施する必要がある。

このほか、子ども医療費助成について、通院の対象年齢の拡大を検討する必要があるほか、人工呼吸器を装着した難病患者（児）の在宅療養を支える環境づくりのため、貸与機材の使用状況等を調査する必要がある。

また、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害への対応を強化するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制に加え、県内各区域の保健所を中心としたネットワークを構築する必要がある。

(2) 子育てセーフティネットの充実 イ 地域における子育て支援の充実

1 小児救急電話相談については、保護者等の不安解消と小児救急医療機関の負担軽減
 2 を図るために、平成30年度から相談時間を平日は19時から翌朝8時まで、土日祝日は24
 3 時間対応に拡充した。今後は、さらなる電話相談の活用促進のための広報啓発に取り
 4 組む必要がある。

イ 地域における子育て支援の充実

(成果等)

8 地域における子育て支援の充実や働く親の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バ
 9 ランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組んだ。

11 新たな子育て支援については、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るために、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用し、保育所の創設や老朽改築などの保育環境整備を実施するとともに、認可外保育施設の認可化の促進支援を行ったことで、平成30年4月1日には、保育定員が2万2,606人（348か所）増え、5万6,123人（741か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保に取り組んでいる。

一方、出生率、合計特殊出生率共に全国1位であることや、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり等から、依然、待機児童が発生している。

このため、市町村においては、平成30年度から令和元年度末までの2か年間で約7,000人の保育の量を拡大する子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行ったほか、県においても、市町村と連携して「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン」を見直し、保育所等の定員を拡大し、待機児童の解消に向けて取り組んだ。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（現在・潜在）は、平成23年の9,000人から、平成30年には3,459人に減少しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、放課後児童クラブは年々設置数が増加しているものの、全国と比べ民間施設を活用した民立民営の放課後児童クラブが多いことから、利用料が割高となっており、クラブに登録できない児童が多い。

のことから、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進するため、放課後児童クラブの整備に要する経費を支援したほか、コーディネーターの配置によるクラブ立ち上げのノウハウや補助金等活用の助言を行った。また、市町村が行うクラブへの運営費等に対して支援を行った。

これらの取組などにより、公的施設等放課後児童クラブ新規設置数は、平成30年度は12か所となり、目標値の10か所を上回って改善しており、放課後児童クラブ平均月額利用料は、平成22年の1万1,000円から平成29年は9,199円に低減され、目標値の9,000円未満の達成に向けて着実に前進している。また、放課後児童クラブ登録児童数は、平成30年は1万9,324人となっており、目標値の2万1,000人以上の達成に向けて着実に前進している。

多様なニーズに対応した子育て支援については、安心して子育てと仕事の両立がで

(2) 子育てセーフティネットの充実 イ 地域における子育て支援の充実

1 きるよう、幼稚園教育が推進された歴史的背景から午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことに対応するため、預かり保育の実施拡大と拡充に向けて、公立幼稚園を運営する市町村に対して研修会を実施するなどの支援を行ったほか、預かり保育などに取り組む私立幼稚園等に対する助成を行った。

6 仕事と家庭の両立支援については、働く親のワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業に対するセミナーの開催や専門家派遣等により企業のワーク・ライフ・バランスの取組支援を行い、子育てと仕事の両立についての普及啓発に取り組んだ。

10 これらの取組などにより、預かり保育実施率（公立幼稚園）は、年々増加傾向で推移し、平成30年度は85.3%となり、既に目標値の80.0%を上回って改善している。

12 このほか、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るために、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児保育事業、夜間保育事業等に対して交付金等を措置し、運営支援を行った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
保育所入所待機児童数(現在・潜在)	9,000人 (H23年)	3,459人 (H30年)	0人 (維持)
公的施設等放課後児童クラブ新規設置数	11か所 (H24年)	12か所 (H30年)	10か所
放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (H22年)	9,199円 (H29年)	9,000円未満
放課後児童クラブ登録児童数	10,804人 (H23年)	18,324人 (H30年)	21,000人以上
預かり保育実施率(公立幼稚園)	82.1% (H22年度)	85.3% (H30年度)	80.0%

<課題及び対策>

33 新たな子育て支援については、保育所入所待機児童が全国と比べて多く、保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりや、子ども・子育て支援新制度の施行等に伴い、新たに確保を要する保育の定員を約7,000人と見込んでいる。このため、平成30年度より沖縄県待機児童対策協議会を設置し、引き続き市町村と連携して、保育所整備、認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。

特機児童の解消に必要となる保育士については、平成27年度から令和元年度までの5年間で約3,600人と見込んでいることから、その育成、確保が課題である。

このため、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組の支

援、潜在保育士の復職支援等に取り組むほか、保育士の処遇改善、労働環境改善における取組を強化する必要がある。

放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できていない児童が多発しているほか、全国と比べ利用料が割高であることから、引き続き、市町村と連携し、公的施設を活用したクラブの設置を促進する必要がある。

また、放課後児童健全育成事業においては、登録できない児童の解消を図るため、平成27年度以降の新設クラブへの賃借料補助事業が新設された一方で、既存の民立民営クラブに対して家賃補助を行う事業はなく、その負担は利用料へ転嫁され、本県におけるクラブの利用料は割高な状況となっている。全国と比べ民立民営のクラブが多い本県においては、既存クラブに対する支援の拡充を図る必要がある。

さらに、放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要がある。

多様化するニーズに対応した子育て支援については、さらなる充実を図るために、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などの子育て支援の充実を図る必要がある。

仕事と家庭の両立支援については、働く親の仕事と子育ての両立のため、事業主の職場環境改善の意識を更に高める必要があるほか、男性の育児や家事への参加・協力などの重要性を周知するため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を取り組む必要がある。

また、離島・過疎地における定住条件の整備を図るために、子育て環境の充実が重要であることから、離島・過疎地を含む県内市町村で、地域の実情に応じた多様な子育て支援体制を確保する必要がある。

ウ 子ども・若者の育成支援 (成果等)

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな可能性が發揮できるよう、子ども・若者の育成支援に取り組んだ。

支援ネットワークの構築については、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。また、ニート等の若年無業者対策として、知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成24~29年度において計410人が就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。

さらに、平成25年から子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関からの取組報告や課題の共有を図るとともに、平成26年度から子ども・若者総合相談センターの運営委託を行い、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行った。

これらの取組などを行ったが、若年無業者率（15~34歳人口に占める割合）は、全国と同様に増加傾向にあり、平成27年度は1.95%となり、基準値を0.04ポイント上回って増加している。

児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動については、学校における生徒の支援体制を構築し、未然防止や早期発見を図るために、平成7年度から中学校2校、高等学校1校へスクールカウンセラーの配置、平成20年度から4市2町へスクールソーシャルワーカーの19人の配置、平成24年度から中学校へ中学生いきいきサポート相談員（後に小中アシスト相談員）の配置を行った。

その後、配置拡充を図り、平成30年度は、スクールカウンセラーは397校に108人、スクールソーシャルワーカーは県内6教育事務所に20人、小中アシスト相談員は103校に48人配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。

また、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等を支援するため、平成24年度から一括交付金を活用し、支援を必要とする県立高等学校13校に対し、臨床心理士・社会福祉士等の資格を持った就学支援員を派遣し、生徒823人への支援を行ったほか、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。

これらの取組などにより、登校復帰率は、平成29年度は小学校20.7%、中学校36.3%、高校39.8%となっており、小学校を除き基準値と比べ増加傾向にあり、目標値の達成に向けて着実に前進している。一方、小中高校不登校率は、児童生徒を取り巻く環境の変化など様々な理由により増加傾向にあり、平成29年度は小学校0.78%、中学校3.70%は基準値を上回って増加している一方、高校は2.76%に減少している。

非行少年を生まない社会づくりについては、これを実現するため、青少年への深夜はいかい防止及び未成年者飲酒防止等の県民總ぐるみの運動を展開してきた。また、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上、スクールサポーター、少年補導職員等による非行少年の立ち直り支援・健全育成事業を推進し、不良行為少年の数は年々減少している。

これらの取組などにより、刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成29年は792人となり、基準年から年々減少しており、既に目標値を上回って改善している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%
登校復帰率	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	小 35.0%
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	中 40.0%
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	高 40.0%
小中高校不登校率	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	小 0.47%
	中 2.00% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	中 3.01%
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	高 1.80%
刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (H23年)	792人 (H29年)	971人以下

<課題及び対策>

本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこもり、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

非行少年を生まない社会づくりについては、刑法犯少年に占める中学生の割合が全国一高く、低年齢層の非行が多いことや、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙が課題となっている。このため、幼稚園児や小学生、保護者などを対象とした非行防止教室の充実や、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙を防止するための県民総ぐみ運動を引き続き展開するなど、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。

エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援

(成果等)

要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援に取り組んだ。

要保護児童等の支援については、児童虐待の未然防止・早期発見に努め児童の健全育成を図るために、要保護児童対策地域協議会の全市町村への設置や養育支援訪問事業の実施に向け、各市町村と連携し取り組んだ。

また、児童養護施設等を地域の社会的養護の支援拠点と位置づけ、特別なケアが必

要な被虐待児童やその里親等が抱える課題に対するきめ細やかな支援体制を構築したほか、市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員の資質向上に向け、各種研修を実施し専門性の強化を図った。

これらの取組などにより、要保護児童対策地域協議会の設置市町村数は、全41市町村となり、既に目標値に達している。

ひとり親家庭等の自立支援については、就労や生活基盤の安定を図るため、就職を希望するひとり親家庭の母等に対し、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や高等職業訓練促進給付金等の給付を行ったことで受講者等の資格取得及び就職へつながった。

また、職業能力の開発を必要とする者に対しては、専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行い早期就職を支援した。

さらに、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設利用料の支援、ひとり親家庭の高校生等の通学費負担軽減を行うとともに、事業効果の把握を行っている。

加えて、既存の母子生活支援施設のほか、新たな支援策として、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労支援、子育て支援、子どもへの学習支援等の総合的な支援を実施した。

これらの取組などにより、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は、平成29年には691世帯となっており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (H24年)	41市町村 (100.0%) (H29年)	41市町村
就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (H23年)	691世帯 (H29年)	800世帯

<課題及び対策>

要保護児童等の支援については、児童虐待は増加傾向にあることから、国が示した「新しい社会的養育ビジョン（平成29年度）」や「児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策（平成30年度）」も踏まえ、引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、養育支援訪問事業の実施市町村数の増加、児童相談所の職員体制の強化、学校や警察、市町村、DV相談機関など関係機関との連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進等を図る必要がある。

また、特別なケアを必要とする要保護児童やその家庭等への社会的養護体制の充実に向け、離島や北部地域を含めた県内全域をカバーする支援体制の構築が必要である。

ひとり親家庭等の自立支援については、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、生活状況は厳しい状況にある。このため、母子家庭等への医療費助成を継続するとともに、受給者の利便性の高い受給方法を検討するほか、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設の利用料を支援するため、引き続き、市町村及び関係機関と連携し、取組を推進する必要がある。また、ひとり親家庭の高校生等への通学費負担軽減による事業効果の分析を行い、今後の事業のあり方を検討する。

さらに、ひとり親家庭の支援制度について効果的な周知広報を行い、対象となる家庭に必要な情報が行き届くよう取り組むほか、ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るために、託児支援サービス付きの技能習得講座の実施や就業支援相談等に引き続き取り組み、ひとり親家庭等の自立支援を促進する必要がある。

新たな支援策として、一括交付金（ソフト）を活用して実施している民間アパートを活用した総合的支援策については、国に事業の制度化を求めるなど事業の継続実施に取り組む必要がある。

才 子どもの貧困対策の推進

（成果等）

平成27年度、本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

このため、平成28年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、貧困状態で暮らす子どもと保護者に支援者がつながる仕組みを構築するとともに、子どものライフステージに沿った切れ目のない総合的な施策を開拓した。

また、計画に基づき子どもの貧困対策を推進するため、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置したほか、国、県、市町村を始め、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等からなる「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、県民運動として対策に取り組んだ。

支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり適切な支援機関につなげるため、市町村においては、子供の貧困対策支援員を配置し、地域の子どもの生活実態等の把握や、学校及びNPO等の関係機関との情報共有、子どもを支援につなげるための取組を行った。県においては、支援員研修会や成果報告会を開催したほか、支援員への指導助言等を行う支援コーディネーターを配置し、支援員の資質向上や配置人數の増加を図った。

また、養育支援が必要な家庭等を訪問してアドバイス等を実施し、養育環境を安定させるため、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや支援を行った。

さらに、生活に困窮する地域住民が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう支援する民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・児童委員の資質向上のための研修実施や、民生委員・児童委員協議会への支援コーディネーターの派遣等による活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業の実施により生活困窮者等への支援の強化に取り組んだ。

このほか、困難を抱える子ども・若者を支援する団体に対して助成し、不登校・ひきこもり等の子ども・若者を支援につなげ、社会に出る足がかりを作るとともに、団体ごとに研修を実施し、複数の分野の支援者同士が相互理解を深めるなど、ネットワークの構築を図った。

教育と福祉の連携を図るために、教職員に対する研修等により、学校現場での子どもの貧困に起因する課題や県・市町村の事業、子供の貧困対策支援員等との連携などについて理解を深めてもらい、福祉との連携強化を図った。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、県民一体となった子どもの貧困解消に取り組むことを目的として、平成28年に沖縄子どもの未来県民会議を設立した。平成30年度には会議への参加団体が115団体に拡大するなど、県民運動として子どもの貧困対策を推進してきた結果、企業や県民から1億円を超える寄付が寄せられ、寄付金を財源として児童養護施設を退所する者等を対象とした子どもに寄り添う給付型奨学金事業などを実施し、同事業では、累計で40人の子どもたちの進学を支援することができた。

また、子どもの貧困問題に関する普及啓発として、イベント等を開催し、沖縄県の厳しい現状に対する県民の理解を深め意識醸成につなげることができた。

これらの取組などにより、平成30年度の困窮世帯の割合（小中学生）は25.0%となり、平成27年度調査より4.9ポイント改善している。また、養育支援訪問事業の実施市町村数は、平成29年度は26市町村となり、目標値の達成に向け着実に前進している。

乳幼児期の子どもへの支援については、子どもを安心して育てることができる環境の整備として、保育所等の整備を推進し、平成30年4月1日には、保育定員が2万2,606人（348か所）増え、5万6,123人（741か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保を取り組んでいる。

さらに、就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境を整備する必要があることから、通常の利用時間の前後において延長保育事業を実施する市町村に対して運営支援を行い、安心して子育てができる環境の整備を図った。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（現在・潜在）は、平成30年は3,459人となり、目標値の達成に向け着実に前進している。

小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安心して学習や生活ができる環境を整備するため、子供の居場所に対する大学生ボランティアの派遣や、居場所利用者に対するアンケート調査等により事業効果を分析し、調査結果の共有や好事例を紹介するなどして、市町村による子供の居場所づくりを支援した結果、平成30年10月1日時点で134か所の子供の居場所が設置されたほか、県立高校5校に支援員が常駐するサポートルームを設置し、生徒の就学継続を支援した。

また、要保護及び準要保護世帯等の小中学生への学習支援を15町村、児童扶養手当

(2) 子育てセーフティネットの充実 オ 子どもの貧困対策の推進

受給世帯等の高校生への学習支援を11か所で実施した結果、平成29年度は、支援した生徒のうち中学3年生162人が高校に合格（合格率98.8%）、高校3年生136人が大学等に合格（合格率80.5%）した。

加えて、地域住民等の協力等により、経済的な理由や家庭の事情で家庭学習が困難な生徒や、学習習慣が十分に身についていない中学生等に対し、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施した。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金の市町村支援事業については、交付を受けた33市町村が、就学援助の拡充を図る事業を実施し、就学援助の対象者や費目の拡大、支給単価の引上げ等に取り組んでいるほか、放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業についても、14市町村が実施しており、平成27年度以前から実施している5市町村と合わせると、合計19市町村が負担軽減に取り組んだ。

これらの取組などにより、地域における子どもの学習支援（無料塾等）は、平成29年度は40市町村で実施され、目標値の達成に向け着実に前進している。一方、高等学校中途退学率は、経済的な理由などにより基準値より増加し、平成29年度は2.0%と基準値を上回って増加している。

支援を必要とする若者への支援については、子ども・若者総合相談センターを設置し、社会生活を円滑に苦む上で困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、臨床心理士等による心理カウンセリングや助言を行うほか、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行っている。

また、地域若者サポートステーションにおいて、困難を有する子ども・若者に対し、基礎生活訓練（日常生活自立、社会参加等）などの社会適応プログラムを実施しているほか、子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関と課題の共有を図るなど、連携した支援につなげた。

さらに、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。

これらの取組などに取り組んだものの、若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）は、全国と同様に増加傾向にあり、平成27年度は1.95%となり、基準値より0.04ポイント上回って増加している。

保護者への支援については、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組の強化により、経済的な困窮や社会的孤立などの課題を抱える世帯の保護者等に対し、総合的な自立相談支援事業や就労準備支援事業のほか、家計改善のための相談支援事業等を実施した。

また、様々な課題を抱えて支援が必要なひとり親家庭に対し、住宅支援を中心に、就労支援、子育て支援等、各家庭の状況に応じた総合的な自立支援等を行った。

さらに、40歳未満の若年求職者を対象に、座学研修と短期雇用による企業での職場訓練を実施し、求職者のスキル向上とミスマッチの解消を図り就職の支援と職場定着

(2) 子育てセーフティネットの充実 オ 子どもの貧困対策の推進

支援を行ったほか、就職困難者等に対し、専門の相談員が個別的・継続的に面接し、相談者が就労し、自立するまでの支援を行った。

あわせて、求職中のひとり親家庭の父母を対象に、託児機能付きの研修と求人企業での職場訓練を実施することにより就職の支援を行った。

非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対しては、従業員研修に係る費用（旅費及び宿泊費）の一部を助成することにより、人材育成の支援並びに正規雇用化を促進した。

県内雇用状況の改善のため、既存の非正規従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行った。

これらの取組などにより、就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は平成29年に691世帯となり、目標値の達成に向け着実に前進している。正規雇用者数（役員を除く）の割合は59.6%となっていることから、目標値の達成に向け、一層の推進が必要である。

その他の取組として、公営住宅への優先入居については、生活基盤となる住環境の安定を図るため、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世帯を一般世帯に優先して入居できるよう運用した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
高齢世帯の割合(沖縄県子ども調査)	-	小中学生調査 25.0% (H30年度)	20.0%
義務支授訪問事業の実施市町村数	12市町村 (H23年度)	25市町村 (H29年度)	31市町村
保育所入所待機児童数(現在・潜在)	9,000人 (H23年)	3,459人 (H30年)	0人 (維持)
地域等における子どもの学習支援(無料塾等)	4市町村 (H23年度)	40市町村 (H29年度)	41市町村
高等学校中途退学率	1.9% (H23年度)	2.0% (H29年度)	1.4%
若年無業者率(15～34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.85% (H27年)	1.50%
就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (H23年)	691世帯 (H29年)	800世帯
正規雇用者(役員を除く)の割合	59.6% (H23年)	59.6% (H29年)	62.5%

1
2 **(課題及び対策)**
3

4 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開については、支
援を必要とする子どもや保護者につながり、適切な支援機関等へつながることが重要
であるため、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支
援センターの全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に
取り組む必要がある。

5 また、子供の貧困対策支援員については、配置されていない市町村もあるなど、支
援が十分でない地域もあるため、各団体に均衡あるきめ細かな支援に取り組むとともに、
支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

6 さらに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える課題は複合
的なことが多く、幅広い分野にわたり支援機関が関わっていることから、効果的に事
業を展開するため、府内及び市町村、関係機関等との連携強化を図る必要がある。

7 加えて、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや、民生委員・児童委
員制度の周知や担い手の確保及び活動環境の改善による支援の強化など、困難を抱え
る子ども・若者へ必要な支援が行き届くよう取組を推進する必要がある。

8 県民運動の展開については、さらなる協働促進を目的に、子どもの貧困問題に關心
のある層を取り込み、県民一体となった取組を推進する必要がある。

9 乳幼児期の子どもへの支援については、待機児童解消を着実に実施するため、引き
続き保育所の整備や保育士の確保等を行うほか、多様な保育ニーズに対応するため延
長保育の実施を拡大し、地域における子育て支援の充実や仕事と生活の調和（ワーク
・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があ
る。

10 小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安全・安心して過
ごせる子供の居場所について、居場所づくりが進んでいない地域があることから、子
供の居場所や子ども食堂など、困難世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増
やすための取組や、居場所等の活動が充実するよう地域の社会福祉協議会等との連携
を促進するなど、効果的な支援や環境づくりを行う必要がある。

11 また、子どもに対する学習支援について、市町村やNPO等と連携し、子ども一人
ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多
様な進学希望に対応した学習支援に取り組む必要がある。

12 さらに、困難を有する子どもたちに対し、学校・家庭・地域・福祉等の各分野の関
係機関が連携し、社会全体で支援する体制を整備する必要があるほか、学校・家庭・
地域が連携・協働して、子どもたちの成長を支える活動を推進するに当たり、支援内
容に応じた知識や技術を有する地域人材の確保が必要である。

13 加えて、生徒・保護者・教職員の相談件数が増加傾向にあり、臨床心理等の専門力
ウンセリングの必要性がより高まっているため、事業を拡大するとともに、就学支援
員（臨床心理士・社会福祉士等）の有資格者の人材確保が必要である。

14 あわせて、子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに關

1 する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組む必
要があるほか、子どもたちが安心して学業に励むことができるよう、中学生・高校生
のバス通学費等の負担軽減に取り組む必要がある。

2 支援を必要とする若者への支援については、子ども若者みらい相談プラザsora等
を拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営む
ことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進するとともに、
ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等と連携を図り、就学、
就労へ向けた支援を行う必要がある。

3 また、児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へつなげていく
ために、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、生活や就労の
相談支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

4 保護者への支援については、経済的な困難により、社会的な孤立や生活上の困難、
家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いことから、
関係機関と連携し、生活困窮者やひとり親家庭に対し、生活に関する相談など個
々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、就職のあっせんなど、保護者への就労や学
び直しの支援に取り組む必要がある。

5 また、貧困の連鎖を解消するためには、貧困状態にある子どもの保護者やひとり親
家庭の親などに対し、可処分所得の向上に資する施策を展開する必要がある。

6 このほか、県内企業における雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を働く
人へ分配することで、賃金の上昇へつなげ、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに
つなげていく必要がある。

7 本県若年者（15～29歳）の完全失業率は、平成29年平均で6.3%と前年より2.0ポイ
ント改善しているものの、全国（4.4%）と比べると、いまだ厳しい状況にあるほ
か、高校・大学の就職内定率や、高卒・大卒者の無業者率、離職率も全国と比べると
非常に高い状況にある。また、雇用環境は改善しているものの、雇用のミスマッチや
人手不足も顕在化している。

8 このため、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的
な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等によ
る就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。

9 また、求職者が減少するとともに個々に抱える状況が多様化していることから、個
々の課題に応じたきめ細かな就職支援を実施し、その効果を所得の向上につなげてい
く必要がある。さらに、正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援
等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業
員の待遇改善等に取り組み、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。

10 公営住宅への優先入居については、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世
帯を一般世帯に優先して入居できるよう、引き続き、制度の運用を行っていく必要が
ある。

1
2 以上のとおり、子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題
3 が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んで
4 いく必要がある。

5 また、貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援を始め、保護者に対する生
6 活や経済的な支援など、きめ細かな対策が必要であり、社会政策のみならず経済政策
7 も含めた総合的な政策を講じることで、その効果を所得の向上へとつなげていく必要
8 がある。

9 言い換れば、子どもの貧困問題を放置すれば、社会的損失のみならず経済的損失
10 へとつながり、県経済の発展にも影響を及ぼしかねないことから、今後も引き続き、
11 子どもの貧困を解消するための特別な財政措置のほか、必要に応じて効果的な特例制
度の創設を検討していく必要がある。

1
2 **(3) 健康福祉セーフティネットの充実**

3 年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支
4 え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策を
5 展開した。

6
7 【「目標とするすがた」の状況】

8 施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と
9 比較し、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすこと」は1.2ポイント、「障
10 害のある人の社会参加が拡大していること」は1.9ポイント、「介護サービスが充実
11 し、利用しやすいこと」は9.0ポイント増加し、県民満足度が向上したもの10%台か
12 ら20%台にとどまっている。

13 また、「良質な医療が受けられること」は10.5ポイント、「救急患者が適切な治療
14 を受けられること」は9.0ポイント、「食の安全・安心が確保されていること」は20.7
15 ポイント増加し、県民満足度が大きく向上した。

16 健康福祉セーフティネットの充実に向けては、介護・福祉サービスの向上、施設整
17 備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に、引き続き取り組む
18 必要がある。このため、高齢者や障害者の地域生活における支援体制を充実させるほ
19 か、福祉施設や公営住宅の整備、耐震化を推進する必要がある。また、地域医療構想
20 を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要がある。

22
23 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状)	R3年度の目標
高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすこと	20.0% (H24年県民意識調査)	22.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
障害のある人の社会参加が拡大していること	14.3% (H24年県民意識調査)	16.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
介護サービスが充実し、利用しやすいこと	11.9% (H21年県民意識調査)	20.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
良質な医療が受けられること	29.7% (H21年県民意識調査)	30.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
救急患者が適切な治療を受けられること	29.0% (H21年県民意識調査)	30.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
食の安全・安心が確保されていること	27.0% (H21年県民意識調査)	47.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

1
2 ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
3 (成果等)

4 少子高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、
5 適切なサービスの提供や施設整備を図るための取組を行った。

6 介護サービス等の充実については、介護人材の養成及び資質向上を図るために、平成
7 25年度から主任介護支援専門員を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けたフ
8 オローアップ研修等を実施した。これらの取組などにより、介護支援専門員養成数
9 は、目標値7,000人にに対し、平成29年度で6,368人となり、目標値の達成に向けて着実
10 に前進している。

11 また、福祉・介護人材の裾野を広げるため、介護福祉士養成施設等が小中高生等に
12 対して実施している職業講話や介護体験、オープンキャンパス、講演会等を支援し、
13 福祉介護人材の養成・確保に取り組んだ。

14 さらに、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設（地
15 域密着型を含む。）や認知症高齢者グループホームに対し、平成24年度から平成29年
16 度まで37施設の整備を支援した。これらの取組などにより、介護老人福祉施設（地域
17 密着型を含む）及び認知症高齢者グループホーム定員数は、平成29年度で5,958人と
18 なっており、目標値の達成に向けて着実に増加している。

19 高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わり
20 ながら生活する社会を構築するため、沖縄かりゆし長寿大学校の運営や、沖縄ねんり
21 んピックの開催、地域における老人クラブ活動等を支援した。また、シルバー人材セ
22 ンターの設置を支援している。

23 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、地域社会における支え
24 合い体制の構築を図るために、市町村が行う地域の支え合い活動の支援や、地域活動の
25 抱点整備に助成した。

26 また、認知症高齢者を見守る体制づくりを推進するため、認知症の人やその家族を
27 手助けする認知症サポーターの養成講座を実施した。これらの取組などにより、認知
28 症サポーター養成数は、平成29年度で7万8,857人と基準値の約4倍に増加してお
29 り、目標値の達成に向けて順調に増加している。

30 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
介護支援専門員養成数	4,735人 (H23年度)	6,368人 (H29年度)	7,000人
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数	4,929人 (H23年度)	5,958人 (H29年度)	6,481人
認知症サポーター養成数	19,833人 (H23年度)	78,857人 (H29年度)	108,000人

1
2 (課題及び対策)
3

4 本県の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成30年3月現在で21.1%
5 と、21%を超える超高齢社会の水準となっており、介護サービス提供体制の確保・構
6 築が必要である。今後、他の都道府県よりも緩やかではあるが（全国高齢化率27.7%
7 : 平成29年10月現在）、本県でも高齢化率が上昇し、それに伴い介護認定者数や高齢
8 者世帯も増えていくことが見込まれている。

9 介護サービスの充実については、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携
10 して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。また、居宅生活が困難な高齢
11 者のニーズに対応するため、引き続き介護老人福祉施設等の整備充実を図る必要があ
12 る。

13 さらに、介護事業所において人材の不足感が増していることや、令和7年（2025
14 年）には介護人材が約4,500人不足すると推計されるなど、人手不足が深刻化して
15 いるため、多様な人材の参入促進や資質向上のための研修の実施に加え、労働環境の改
16 善や待遇向上のための取組を引き続き推進する必要がある。さらに、将来的な介護人
17 材の不足を見据えた外国人介護人材の受け入れに向けた取組を関係機関等とも連携し、
18 推進していく必要がある。

19 高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わり
20 ながら生活する社会を構築していくため、沖縄かりゆし長寿大学校の運営等を通じて
21 高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加で
22 きるような取組が必要である。

23 住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、高齢者の権利擁護や高齢者訪問
24 支援活動など高齢者を守るために取組を推進するとともに、高齢者施設を併設した公
25 営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。

26 イ 障害のある人が活動できる環境づくり
27 (成果等)

28 障害のある人が安心して暮らし、生活が見えるよう地域社会の構築や障害者の自立
29 及び社会参加の支援を図るために取組を行った。

30 地域生活の支援については、在宅での障害福祉サービス事業者が増加する等その拡
31 充が進む中、障害者のための相談・生活支援の充実を図るために、各団体に相談支援ア
32 ドバイザーを配置し、障害者支援に関する研修や、市町村や事業所に対する助言等の
33 支援を行った。これらの取組などにより、福祉施設から地域生活への移行者数は、平
34 成29年で723人となり、目標値の達成に向けて着実に推進している。

35 発達障害者への支援については、沖縄県発達障害者支援センターを中心的な支援機
36 關として、発達障害児（者）やその家族への相談支援や支援者向け研修、発達障害の
37 普及・啓発活動を行ってきた。また、発達障害児（者）支援協力医療機関リストの作
38 成を行った。

(3) 県東福祉セーフティネットの充実 イ 障害のある人が活動できる環境づくり

成及び周知や医療機関への研修等に取り組んだ。これらの取組などにより、発達障害児（者）支援協力医療機関数は、平成29年度34機関となり、目標値の達成に向けて着実に増加している。

障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るため、障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員が相談窓口となり障害者の職業生活を支援したこと等により、就労・職場への定着支援が強化された。

また、工賃向上を図るため、障害者就労支援事業所への経営コンサルタントの派遣や、事業所職員向けに商品開発の研修会を実施するなど、就労施設の経営改善を支援した。これらの取組もあり、障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額は、平成22年度の1万2,892円から平成29年度には1万4,940円と年々増加しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

さらに、障害者を対象とした事業所における業務等の訓練や雇用開拓と定着の支援の支援を行ったほか、国・県・市町村が実施している雇用に関する支援制度の情報を一元化し、社会保険労務士による事業主向けの雇用相談及び情報発信を行うとともに、雇用の助成金等の案内冊子を発行し、助成金の活用を促進した。これらの取組もあり、障害者実雇用率は、平成29年で2.43%となり、現時点で目標値を達成している。

障害者の社会参加の促進については、心身の健康作りのため、全国障害者スポーツ大会への派遣や県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化等を支援した。また、平成24年度にNPO法人沖縄県障害者スポーツ協会を設立し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っている。

障害者スポーツ活動団体数は、基準値より前進しているが、余暇をスポーツ活動で過ごす若い世代の障害者が少なくなっているため団体の増加が鈍化しており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

誰もが活動しやすい環境づくりとして、障害者の権利擁護と普及啓発に関する取組を行った。具体的には、障害のある人に対する理解を深めるため、県民向けに普及啓発イベントを実施したほか、福祉のまちづくりに寄与する取組や活動を行っている個人や企業等の表彰を行った。

(3) 県東福祉セーフティネットの充実 イ 障害のある人が活動できる環境づくり

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
福祉施設から地域生活への移行者数	496人 (H23年度)	723人 (H28年度)	856人
発達障害児（者）支援協力医療機関数	19機関 (H22年度)	34機関 (H28年度)	35機関
障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	12,892円 (H22年度)	14,940円 (H28年度)	16,279.1円
障害者実雇用率	1.80% (H23年)	2.43% (H28年)	2.30%
障害者スポーツ活動団体数	22団体 (H22年)	31団体 (H28年)	38団体

(課題及び対策)

地域生活の支援については、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援等が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実に引き続き努めていくとともに、医療的ケアが必要な在宅の障害児が安心して暮らせるよう支援する必要がある。

社会福祉施設等の整備については、グループホーム等の創設等を推進しているが、団体ごとに事業所数の偏りがあることから各団体のニーズ等を勘案して施設整備を進めしていく必要がある。また、利用者の安全・安心を確保するため、障害者福祉施設等の改築や耐震化を図る必要がある。

発達障害児（者）への支援については、発達障害児（者）のライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が必要である。

障害者の雇用・就業の拡大については、障害者が経済的に自立するため、引き続き福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ（工賃の向上）を図る必要がある。

障害者の社会参加の促進については、誰もが積極的にスポーツレクリエーション、文化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環境整備を、市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。

障害者の権利擁護と普及啓発については、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利擁護に関する取組を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。

1
2 **ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進**3 **(成果等)**

4 県民のニーズに即した保健医療サービスの推進に向けては、県内各地域において、
 5 適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師等の育成及び
 6 確保を図るために取組を行った。

7 医療提供体制の充実・高度化については、地域医療構想を推進するため、病床機能
 8 の分化及び連携等について、地域の医療関係者による協議を行った。また、がん患者
 9 ・家族等の支援体制の充実させるため、がん罹患経験のある相談員による相談支援を
 10 実施した。また、各圏域において適切な医療提供体制を確保するため、宮古・八重山
 11 圏域の拠点病院である県立宮古病院、県立八重山病院を新築移転した。

12 医師の確保と資質向上については、地域医療を支える医師を育成、確保するため、
 13 球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床
 14 研修医の養成など、様々な取組を行った。これらの取組などにより、医療施設に従事
 15 する医師数（人口10万人あたり）は、基準値227.7人から現状値は243.1人と15.4人増
 16 加しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

17 看護師の確保と資質向上については、認定看護師などの専門性の高い資格取得の支
 18 援や民間看護師養成所への運営支援、院内保育所を設置する医療機関への運営費補助
 19 などを行った。これらの取組などにより、看護師就業者数（人口10万人対比）は、平
 20 成28年で1023.8人と、全国平均（905.5人）を上回っている。

21 また、新人看護職員研修を実施する医療機関への補助や研修責任者等研修、多施設
 22 合同研修の実施により研修体制の整備を図ったところ、新人看護職員の臨床実践能力
 23 の向上や定着促進につながった。これらの取組などにより、新人看護職員離職率は、
 24 基準値14.5%から平成28年には6.4%と大きく改善しており、目標値の達成に向けて
 25 着実に推進している。

26 保健師の確保については、無医地区等における住民の保健指導の強化を図るため、
 27 へき地保健指導所の運営を支援した。また、資質向上を図るため、新任保健師への研
 28 修会の開催や各保健所による技術的助言・指導を実施した。

29 救急医療・離島・へき地医療の充実については、ドクターヘリの運営費補助、自衛
 30 隊ヘリ等に添乗する医師等の確保に取り組んだ。また、休日・夜間の子どもの急性病
 31 気への対応や医療機関の受診について電話相談を行う「#8000」の実施や経過観察
 32 のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」の配布により救急医療機関の
 33 適切な受診を促し、医療従事者の負担軽減に寄与した。加えて、災害時の救急医療活
 34 動の迅速な展開を図るために、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成や災害医療に関
 35 わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用を開始した。

1
2 **<主な成果指標の状況>**

3 成果指標名	4 基準値	5 現状値	6 R3年度目標値
7 医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	8 227.7人 (H22年)	9 243.1人 (H28年)	10 261人
11 看護師就業者数（人口10万人対比）	12 881.2人 (H24年)	13 1023.8人 (H28年)	14 1180.7人
15 新人看護職員離職率	16 14.5% (H21年)	17 6.4% (H28年)	18 6.3%

19 **（課題及び対策）**

20 医療提供体制の充実・高度化については、地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、良
 21 質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。また、可能な限
 22 り住み慣れた地域で生活することができるよう、在宅医療を提供する体制の構築を図
 23 る必要がある。

24 北部医療圏においては、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域
 25 完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合に
 26 よる北部基幹病院の整備を図る必要がある。

27 医師の確保については、面接や診療科による偏在が課題となっており、病院勤務医
 28 の長時間労働などの課題もあることから、大学医学部等における養成を始め、研修の
 29 充実や勤務環境の改善など、引き続き医師を確保するための取組が必要である。

30 看護師の確保については、医療機関からの採用需要に対応できていない状況にある。
 31 このため、看護師の養成、修学支援、潜在看護師の復職支援などを実施するほか、院内保育所運営支援など勤務環境の整備を図り、離職防止対策などに取り組む必
 32 要がある。

33 また、医療の高度化、複雑化に伴って専門分化が進む中、特定の分野において専門
 34 の知識・技術を有する認定看護師や専門看護師など、多様化する医療ニーズに対応で
 35 きる人材を育成する必要がある。

36 離島及びへき地医療については、地域のみで十分な医療を提供できない場合がある
 37 ため、引き続き沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療連携体制の充実を図る必
 38 要がある。

1 **エ 福祉セーフティネットの形成**2 **(成果等)**

3 福祉セーフティネットの形成に向けては、福祉サービスの質の向上や福祉施設の整備を促進したほか、高齢者や障害者等の日常生活を支える地域福祉の推進に取り組んだ。

4 福祉サービスの向上については、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業を実施した。日常生活自立支援事業利用者数は、年々増加し、平成29年度で662人となり、現時点で目標値を達成している。

5 また、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者への情報提供に資することを目的に、社会福祉法人等が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門かつ客観的な立場から評価を行う福祉サービス第三者評価事業を実施し、平成24年度から平成29年度の間に延べ44施設が第三者評価機関による評価を受けた。

6 さらに、生活困窮者の自立を支援するため、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組を強化し、自立相談支援や就労準備支援のほか、住居確保のための給付金の支給や家計改善のための相談支援等を実施した。

7 地域福祉の推進については、民生委員・児童委員制度について県広報誌や広報番組等で周知を図るなど、扱い手の確保を含めた普及啓発に努めたほか、研修内容を充実させることで資質向上を図った。民生委員・児童委員の充足率は、地域における福祉課題の多様化・複雑化等により、民生委員・児童委員の業務量や負担感が増大していることを背景として、基準値を下回っている。

8 このため、平成29年度から民生委員の扱い手の確保と活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業を実施し、各地域の民生委員児童委員協議会への支援コーディネーター派遣や、関係機関との連携体制の構築、民生委員の技能向上を図るために体制づくり等を推進しているところである。

9 また、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定を促進するため、災害支援制度アドバイザーを県から派遣し、避難支援の具体化に向けた取組への助言や提案、研修会の実施等を行った。これらの取組などにより、避難行動要支援者名簿の作成等の推進については、平成24年度の15市町村（36.5%）から平成30年度には41市町村（100%）となり、現時点で目標値を達成している。

10 さらに、沖縄県社会福祉協議会に設置された、ボランティア等の市民活動を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への助成により、ボランティアの普及促進に取り組んだ。これらの取組などにより、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体の会員の総数は、平成23年度の1万7,377人から平成29年度には2万6,424人と約1.5倍に増加し、目標値の達成に向けて着実に前進している。

11 このほか、様々な福祉課題を抱える地域住民に対し相談・支援を行うコミュニティ

1 ソーシャルワーカーの育成を推進したことにより、配置市町村数・配置人数は平成24年度の10市10人から平成29年度には29市町村88人に増加している。

2 住宅セーフティネットについては、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を供給するため、平成24年度から平成29年度までの6年間で2,761戸の公営住宅を整備したことで、最低居住面積水準未満世帯の解消に一定の効果をあげている。

3 公営住宅管理戸数については、建て替え工事を進めるに当たり既設公営住宅を除去したことにより、基準値を下回っている。

4 **<主な成果指標の状況>**

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
日常生活自立支援事業利用者数	477人 (H23年度)	562人 (H29年度)	658人
民生委員・児童委員の充足率	88.2% (H22年)	86.2% (H30年度)	97.8%
避難行動要支援者名簿作成等の推進	15市町村 (36.5%) (H24年度)	41市町村 (100%) (H30年度)	41市町村 (100%)
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	26,424名 (H29年度)	29,000名
コミュニティーソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数	10市 10人 (H24年度)	29市町村 88人 (H29年度)	41市町村 150人
公営住宅管理戸数	29,834戸 (H23年度)	29,522戸 (H29年度)	29,676戸

28 **(課題及び対策)**

29 福祉サービスの向上については、誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要とする福祉サービスが適切に利用できる支援体制の整備を更に推進する必要がある。また、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行が進み、支援のニーズが高まっているため、よりきめ細かなニーズに33 対応できる仕組みづくりが必要である。さらに、生活困窮者等の潜在的な支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制を強化する必要がある。

34 地域福祉の推進については、地域において互いに支え合う地域共生社会の実現に向けて、地域福祉のネットワークづくりを更に推進する必要がある。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や扱い手の確保に引き続き取り組むとともに、コミュニティソーシャルワーカーを育成するための取組や、地域においてお互いに支え助け合う地域ボランティアの養成を引き続き推進する必要がある。

35 さらに、災害時における要配慮者の様々な福祉ニーズに的確に対応するため、避難生活における生活機能の低下防止などの支援体制を関係機関と連携し早期に構築する

1 必要がある。

3 住宅セーフティネットの構築については、持ち家率や居住水準が低い状況にあること加え、低所得者世帯の割合も最も高いことから、公営住宅の整備に取り組む必要がある。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう引き続き促進する必要がある。

オ 保健衛生の推進

(成果等)

10 保健衛生の推進については、県民の保健衛生環境の向上を図るために、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等の取組を行った。

13 食品衛生対策については、食品取扱施設を監視指導する職員の知識・技術の向上を目的とした、国及び研究機関が主催する各種講習会・研修会等への職員の派遣や、北部・中部・南部地域の大型飲食店、広域流通食品を製造加工する施設等の重点的な監視指導及び食品の検査を行った。これらの取組などにより、食中毒発生件数は、平成29年度で31件となり基準値を下回って改善しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

20 飲料水衛生対策については、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置後の検査受検について指導等を行っている。これらの取組などにより、簡易専用水道の検査受検率は、平成28年度で83.3%となっており、全国平均78.4%を上回っている。

25 感染症対策については、予防接種の接種率向上を図るために、市町村の従事者を対象に研修会を開催し、普及啓発を行った。麻しん予防接種率は、平成29年で93.6%と基準値より向上しているものの、目標値の達成に向けて取組を一層推進する必要がある。

30 難病対策については、難病患者の在宅療養における生活の質の向上を図るために、患者や家族に対して、訪問相談支援や医療相談支援を行った。また、難病患者の経済的自立を支援するため、就労相談支援を行った。この結果、難病患者における就労相談件数は、平成29年で326件となり、現時点で目標値を上回っている。

35 自殺対策については、行政及び関係団体による相談体制の充実、従事者研修やゲートキーパー等の人材養成及び普及啓発など、総合的に取組を推進したことで、県内自殺者数は平成24年から6年間連続して300人を下回っている。人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成22年の25.5から平成29年には17.0まで改善しており、現時点で目標値を達成している。

41 薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止の啓発活動として、学校、地域等における講習会の開催や街頭キャンペーンを実施した。また、本県においては、薬物依存

1 症リハビリ施設利用者の経済的負担等の課題があったことから、平成25年度から薬物再乱用防止教室を無料で実施している。

4 危険生物対策については、ハブ咬合症被害を未然に防止するため、ハブの危険性やハブ咬合症に関する周知啓発を実施した。これらの取組などにより、ハブ咬合症者数は、減少傾向にあり、平成29年で62人と、現時点で目標値を下回って改善している。また、ハブ咬合症時の治療薬を県内32医療機関に配備し、治療体制を確保しており、ハブ咬合症による死亡者数は、平成12年以降、0人を維持している。

10 動物愛護の推進については、動物の適正飼養の指導啓発したほか、犬猫の安易な引き取り依頼の拒否や、収容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動を実施した。これらの取組などにより、犬猫の合計収容数は減少傾向にあり、平成23年度の7,243頭から、平成29年度には3,027頭まで減少している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
食中毒発生件数	35件 (H22年)	31件 (H29年)	25件
麻しん予防接種率	92.2% (H22年)	93.6% (H29年)	95.0%
難病患者における就労相談件数	87件 (H24年)	326件 (H29年)	285件
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	25.5 (H22年)	17.3 (H29年)	17.0
ハブ咬合症者数	98人 (H21年)	62人 (H29年)	70人

(課題及び対策)

32 食品等の安全・安心の確保については、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。また、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及促進を図る必要がある。

35 また、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び漏水時等の衛生対策を図る必要がある。

38 感染症対策については、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化を図る必要がある。

41 難病対策については、難病患者への支援として、地域における支援体制や就労に関

する相談体制を充実させる必要がある。

自殺対策については、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的問題を含む包括的な取組が重要である。このため、行政を始め、民間の関係機関・団体等と連携し、それぞれの役割を分担して総合的な取組を推進する必要がある。

薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止普及啓発活動や再乱用防止対策を推進するとともに、国や警察と連携した取締り活動の強化に取り組む必要がある。

危険生物対策については、ハブ咬症被害の未然防止や危険外来種の駆除対策が大きな課題となっているため、効果的な駆除方法の確立に取り組む必要がある。また、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒をもつ生物による刺咬症事故も発生していることから、引き続き対策を推進する必要がある。

動物愛護管理及び狂犬病対策については、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図り、犬の飼い主を始め、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。

1 (4) 社会リスクセーフティネットの確立 2 (4) 社会リスクセーフティネットの確立

3 大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染、犯罪や交通事故等のあらゆるリスクから県民の財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、各種施策を展開した。

6 【「目標とするすがた」の状況等】

7 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
8 基準年と比較し、「地震、台風などの防災対策が充実していること」は14.8ポイント、
9 「犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること」は20.0ポイント、
10 「交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること」は9.2ポイント増加し、県民満足度が向上した。

11 また、「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること」は3.7
12 ポイント増加し、県民満足度が向上したもののが20%台にとどまっている。

15 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状)	R3年度の目標
地震、台風などの防災対策が充実していること	18.3% (H21年県民意識調査)	38.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること	27.1% (H21年県民意識調査)	47.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること	22.2% (H21年県民意識調査)	31.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること	19.2% (H21年県民意識調査)	32.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

28 社会リスクセーフティネットの確立については、大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るために、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する必要がある。

32 このため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、配偶者からの暴力（DV）対策、消費生活安全対策等に取り組む必要がある。

34 また、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等による災害に強い国土づくりに取り組む必要がある。

38 ア 安全・安心に暮らせる地域づくり 39 (成果等)

41 県民を様々な事件・事故等から守るために、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組んだ。

1 地域安全対策については、地域の安全性を高めるため、地域安全マップ指導者講習
 2 会や子ども・女性等安全・安心見守り事業、公共施設の防犯・安全点検などを始めとする「ちゅらさん運動」への取組及び県民への普及啓発活動、犯罪抑止対策を推進した。

3 これらの取組などにより、刑法犯認知件数については、8,047件（平成29年）と基
 4 準値の1万2,403件（平成23年）から4,356件減少し、現時点で目標値を下回って改善
 5 している。これは、平成15年から15年連続で減少している。

6 また、サイバー犯罪及びサイバーテロの発生を未然に防止するため、広報啓発活動
 7 を推進し、サイバーセキュリティ対策に関する県民の知識の底上げと意識の向上を
 8 図った。平成29年には、サイバー犯罪の防犯講演の受講者が過去最多を記録したほ
 9 か、官民一体となった国際テロ対策を実施した結果、県内において、サイバーテロ及
 10 び国際テロの発生は確認されていない。

11 さらに、暴力団を社会から追放・撲滅し、県民の安全と社会の平穏を確保するた
 12 め、青少年に対する暴排教室の開催や、行政機関及び事務所を対象とした不当要求責
 13 任者講習等を実施するなどして、県民の暴力団排除活動への気運を高めた。

14 あわせて、警察安全相談体制を強化するため、警察安全相談員を県警本部及び各警
 15 察署へ配置したほか、老朽化した警察施設の計画的整備、警察官の資質向上、交番相
 16 談員の配置による交番機能の充実・強化のほか、総密かつ適正な捜査の推進等に資す
 17 る各種装備資機材の充実・強化を図った。

18 そのほか、犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施など犯罪被害者を支える基
 19 盤を強化するとともに、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」や支援担当者に対する
 20 研修会の開催など、犯罪被害者に対する支援等を実施したことなどにより、社会全
 21 体で犯罪被害者の支援を行うという気運を醸成した。

22 DV防止対策等については、女性相談所及び各福祉事務所に配偶者暴力相談支援セ
 23 ナンターを設置しているほか、DV相談体制の充実を図るために、男性相談の窓口を開設
 24 するとともに、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援を可能な限り
 25 一箇所で提供するための「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設し
 た。

26 交通安全対策の推進については、飲酒運転の取締り体制の強化と各季の交通安全運
 27 動や飲酒運転根絶県民大会、高校生による飲酒運転根絶メッセージのラジオCM、交
 28 通信号機の集中制御化、事故危険箇所の指定・登録及び滑り止め舗装整備等の各種交
 29 通事故抑止対策を推進した。

30 これらの取組などにより、交通事故死者数については、平成29年に44人と基準値よ
 31 り前進しているが、近年、高齢者や二輪車事故等が増加傾向にあり、目標値の達成に
 32 向けて一層の施策推進が必要である。

33 水難事故対策の推進については、沖縄県や県警等の各種機関・団体で構成する沖縄
 34 県水難事故防止協議会を通して、県民・観光客へ水難事故防止に関する周知啓発等を

1 行った。

2 消費生活安全対策の推進については、消費者啓発講座を開催し、消費者トラブルへの
 3 対応や消費生活相談事例等を紹介するなど、消費生活の安全確保に関する意識啓発
 4 を推進した。

5 これらの取組などにより、消費者啓発講座受講者数については、平成29年度に
 6 1万697人と現時点で目標値を上回って改善している。今後も、消費者教育・啓発の
 7 ニーズの掘り起こしを図るとともに、アドバイザー派遣講座等の開催を重点的に推進
 8 することで、更なる受講者の増加を見込んでいる。

9 健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザなどの健康被害発生時に
 10 対応できるよう、毎月の対策委員会や訓練を開催するなど、体制整備を図った。

11 <主な成果指標の状況>

12 成果指標名	13 基準値	14 現状値	15 R3年度 目標値
16 刑法犯認知件数	17 12,403件 (H23年)	18 8,047件 (H29年)	19 10,000件以下
20 交通事故死者数	21 45人 (H23年)	22 44人 (H29年)	23 33人以下
24 消費者啓発講座受講者数	25 8,890人 (H23年度)	26 10,697人 (H29年度)	27 10,000人

28 <課題及び対策>

29 地域安全対策については、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るために、警察安全相
 30 談体制、人材育成や施設整備、各種装備資機材整備など警察基盤を強化するとともに、
 31 犯罪被害者の負担軽減・早期被害回復を図るために、犯罪被害者に対する支援活動等を
 32 推進する必要がある。

33 また、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、県民の安心感を更に向上させる
 34 ためには、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪への取組強化が必要である。

35 さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組
 36 を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。

37 DV防止対策等については、DV相談件数が増加傾向にあることから、女性相談員
 38 の質の向上及び人員体制の強化、市町村及び警察等関係機関との連携を強化するなど
 39 DV被害者に対する相談体制の拡充と強化及び適切な支援を実施する必要がある。加
 えて、DV問題が児童虐待とつながるケースが多く見られることから、女性相談支援
 40 機関と児童相談機関の連携をより一層強化する必要がある。

41 また、性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施
 42 するため、「性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）」の設置・運営
 による支援体制の強化を図る必要がある。

交通安全対策の推進については、事故防止対策として、飲酒運転根絶を図るために「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた各種対策を推進するほか、信号機の増設を始め、老朽化した信号機や道路標識等の新設・更新に取り組む必要がある。

水難事故対策については、県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用に関して、水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が必要である。

消費生活安全対策の推進については、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発、消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。

健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザなど県域を超えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期における対応策を検討し、現在の健康危機管理体制を一層強化する必要がある。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

(県東等)

歩いて暮らせる環境の創出を目指して、安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進に関する取組を行った。

消防防災体制及び危機管理体制の強化については、避難誘導体制の強化を図るために、学識経験者で構成される「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」において、新たに想定される津波浸水想定図の作成・公表等を行った。

これらの取組などにより、津波高潮ハザードマップ作成市町村数は、平成29年度で38市町村となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、消防力強化のため、市町村に対して、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防団の認知度向上・募集イベントなど消防団員の充実強化を図るための取組を市町村と連携して実施した。加えて、教育訓練として初任研修・専科教育、水難救助課程等を実施した。

これらの取組などにより、人口1万人あたりの消防団員数は、平成29年に12.1人と基準値より前進はしているが、高齢化に伴う退団者もいることなどから、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

さらに、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（防災行政無線）の再整備・高度化による災害に強い防災基盤の構築など、防災体制を強化した。

輸送手段及び避難地等の確保については、道路の災害防除を図るために、これまでに国道331号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った。

これらの取組などにより、平成29年の道路法面等危険除去箇所数は、30か所となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

生活基盤等の防災・減災対策については、民間住宅耐震診断の支援や鉄筋コンク

リート耐震技術者育成を図るなど、民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策を行った。加えて、災害時に応急対策の拠点や避難所となる施設（庁舎、学校等）で、既存の耐震不適格建築物に関しては、耐震診断結果の報告期限等を定めるなど、防災拠点建築物の耐震化を促進した。

これらの取組などにより、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成28年度で91.5%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、水道施設整備として、沖縄県企業局や市町村等により基幹管路の耐震化を行ったほか、市街地の浸水対策のため、下水道事業において雨水管きょを整備するなどの取組を行った。

高潮・波浪等への対策としては、海岸保全施設の防護機能を確保するため、北谷町の宮城海岸、名護市の嘉陽海岸などにおいて海岸保全施設の整備を行った。

これらの取組などにより、防護面積（高潮対策等）は、平成29年度で86.4haとなり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

あわせて、防風・防潮林を整備したほか、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策などの取組を行った。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (H25年度)	36市町村 (H29年度)	41市町村
人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (H22年)	12.1人 (H29年)	15.0人
道路法面等危険除去箇所数 (全箇所)	65箇所 (H28年)	30箇所 (H29年)	50箇所除去
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5% (H17年)	91.5% (H28年度)	95%
防護面積(高潮対策等)	86.0ha (H23年度)	86.4ha (H29年度)	92.7ha

（課題及び対策）

消防防災体制及び危機管理体制の強化について、本県は他県から遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することが指摘されている。

このことから、大規模災害等に備え、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤を整備する必要がある。

また、消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、人的・物的両面における消防防災体制の強化や救急搬送への受入体制強化が必要である。

あわせて、本県では地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組

1 繁率が低いなど、大規模災害に対する備えが課題となっていることから、自主防災組織や消防団の強化など避難等に資するソフト対策の充実や各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。

5 輸送手段及び避難地等の確保については、災害発生時に住民迅速かつ的確な避難行動をとることが重要であるため、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。

9 本県は亜熱帯性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることや台風の常襲地帯であることから、河川のはん渚や土砂災害、高潮被害などが発生している。

11 このため、生活基盤等の防災・減災対策については、予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策、治水・浸水・津波・高潮対策、土砂災害対策等に取り組む必要がある。

15 予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策について、本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから、民間住宅の耐震化が立ち遅れているという課題がある。

18 そのため、民間住宅については、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化を図る必要がある。

20 さらに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時ににおける円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を進めるとともに、公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設から耐震診断・改修を進める必要がある。

24 あわせて、上下水道施設については、災害等で広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。

26 都市の浸水対策については、都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少で雨水流出量が増大していることなどから、十分な雨水排除ができる排水設備の整備が必要である。

30 高潮等対策については、海岸保全施設の新設・改良等による防護機能の確保を図るとともに、防風保安林、潮害防備保安林の整備が必要である。

32 そのほか、土砂災害対策については、発生予兆対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等、総合的な対策に取り組む必要がある。

1 (5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
3 米軍基地から派生する諸問題の解決促進や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図るために、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

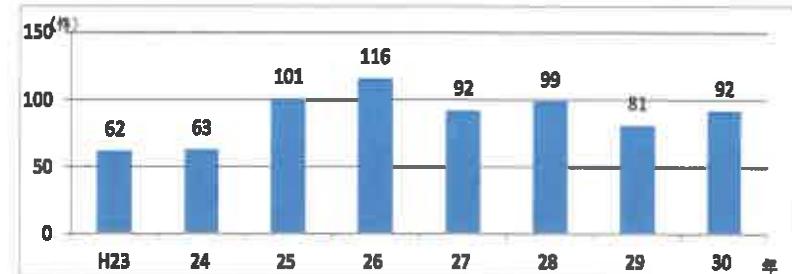
8 基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること」に対する県民満足度は10%前後で推移している。

11 また、「米軍基地から派生する事件・事故の減少」について、日米両政府に実効性のある再発防止策を求めてきたものの、事件・事故（刑法犯や交通事故等を除く）は30件増加し92件となった。

＜目標とするすがたの状況＞

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	H21年度の目標
米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること	9.1% (H24年県民意識調査)	11.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
米軍基地から派生する事件・事故の減少	82件 (H23年)	82件 (H30年)	—

【図表3-2-5-1】米軍基地から派生する事件・事故（刑法犯や交通事故等を除く）の推移



出典：沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」

39 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決については、日米両政府に対し事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めなど、戦後処理問題の解決を図る必要がある。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び取扱い問題の解決 ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

このため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題へ対応するとともに、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決、沖縄戦没者の遺骨収集に取り組む必要がある。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

(成果等)

米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えていたため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題への対応など関係する取組を行った。

米軍基地から派生する事件・事故の防止については、全国知事会や涉外関係主要都道府県知事連絡協議会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めた。

米軍基地の運用に伴う環境問題については、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共用水域等を継続的に監視することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の把握に努めた。

これらの取組などにより、すべての調査地点で基地に起因する基準超過は見られず、基地周辺公共用水域等における環境基準達成率は、平成29年度100%と現時点で目標値を達成している。

また、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」及び米軍基地内の環境情報を集約した「米軍基地環境カルテ」、基地内の地形変状状況を可視化した「地形変状状況可視化マップ」を作成した。加えて、米軍活動に起因する環境問題をわかりやすく県民等へ伝えられる人材を育成するため、研修やシンポジウム等を実施した。

さらに、航空機騒音については、騒音の常時監視測定に加え、平成27年度に米軍機から発生する低周波音の状況を把握するため、既存の航空機騒音測定局に低周波音自動測定機能を追加整備し低周波音の観測を開始した。これら調査の結果もとに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減等の要請を実施している。

これらの取組などにより、航空機騒音環境基準達成率は上昇しているが、米軍機等の運用に大きく左右されることなどから、一部地点で依然として環境基準超過の状況が維持し県民の生活環境に大きな影響を与えており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び取扱い問題の解決 イ 取扱い問題の解決

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (H22年度)	100% (H29年度)	100%
航空機騒音環境基準達成率	53% (H21年度)	71.9% (H29年度)	80%

(課題及び対策)

米軍基地から派生する事件・事故の防止について、米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、米軍人等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の網紀廉正を求めるとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずるよう求める必要がある。

米軍基地の運用に伴う環境問題について、米軍航空機騒音は、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても、油流出事故等による土壤汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしている。

このため、騒音や水質等を継続して調査・監視し、調査結果をもとに米軍等関係機関に要請を行う必要がある。また、米軍活動に起因する環境汚染の未然防止を徹底するための米軍施設内での排水等調査については、平成26年度以降実施できていないことから、引き続き米軍等に対し施設内への立入りを求めていく必要がある。

イ 取扱い問題の解決

(成果等)

戦後処理問題の早期解決に向けて、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決及び沖縄戦没者の遺骨収集に関する取組を行った。

不発弾処理対策については、国からの補助拡大や市町村から県への事業主体の変更による効率的な事業の推進等により、埋没不発弾量（推計）は平成29年に約1,963トンと着実に減少しているものの、埋没情報や発見の減少などから年間処理量が減少しており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

所有者不明土地問題については、その実態を把握するため、測量等調査や隣接地主等への情報聴取等を行ったほか、沖縄及び北方対策担当大臣や参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対して抜本的解決策の検討等を要望した。

これらの取組などにより、平成29年度末時点の 所有者不明土地管理解除率は 22.9 % (803筆) と、平成23年度末時点の21.8% (742筆) に比べ 1.1 ポイント (61筆) 改善されており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

その一方で、戦後70年以上が経過し、土地所有者を証明する書類や資料、証人等の

確保が困難を極め、全筆を返還できる見通しは立っていない。

沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報一元化の体制整備を図るほか、ボランティア等に対する活動費支援などの取組を行った結果、平成29年度末の沖縄戦没者未収骨柱数（推計）は2,868柱と改善している。一方、遺族や戦争体験者等の高齢化により年々収骨数が減少傾向にあるため、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
埋没不発弾量（推計）	約2,100トン (H23年)	1,963トン (H29年)	約1,835トン
所有者不明土地管理解除率	21.8% (742筆) (H23年度)	22.9% (803筆) (H28年度)	23.5% (825筆)
沖縄戦没者未収骨柱数（推計）	約3,800柱 (H23年)	2,868柱 (H29年)	約2,850柱

（課題及び対策）

不発弾処理対策については、県民の生命・財産を守るために、引き続きその早期処理を図ることが重要な課題である。

このため、沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき不発弾探査の加速化・効率化を図るとともに、国に対して必要な措置を求めていく必要がある。

所有者不明土地問題については、駆逐70年以上が経過し、所有者の特定が難しくなっていることから、国へ立法措置を含めた抜本的解決を求めていく必要がある。

沖縄戦没者の遺骨収集については、その遺族や戦争体験者等の高齢化により難くなっている。そのため、新たな手法による未収骨情報の収集や、収集活動を若い世代に引き継ぐため学生ボランティア等へ積極的な支援を行うなど、組織的・計画的な取組による遺骨収集の加速化が求められる。

（6）地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 ア 地域特性に応じた生活基盤の整備

安らぎと活力ある地域の形成に向けて、高齢社会に対応した住環境の整備、老朽化する社会資本ストックの適正な維持を図るなど、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化を推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「住環境が良好なこと」が5.3ポイント、「目的地まで円滑に移動できること」が1.2ポイント、「どこでも快適にインターネットにつながること」が0.5ポイント増加し、県民満足度が向上した。

＜目標とするすがたの状況＞

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住環境が良好なこと	43.5% (H21年県民意識調査)	48.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
目的地まで円滑に移動できること	30.8% (H21年県民意識調査)	31.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
どこでも快適にインターネットにつながること	38.7% (H24年県民意識調査)	37.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

地域特性に応じた生活基盤の充実・強化については、人口減少や少子高齢化が進む離島、古風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図る必要がある。

このため、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備のほか、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に取り組む必要がある。

ア 地域特性に応じた生活基盤の整備

（成果等）

島しょ地域である沖縄県の特性や社会環境の変化に対応した住宅、水道、電気、道路等、生活基盤の整備・拡充に向けて、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保及び地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に関する取組を行った。

住宅の整備については、公営住宅において、県営大謝名団地、県営南風原団地などで整備事業を行っている。整備工事に際しては、既設公営住宅の除去後、新住棟の完成まで一定の期間を要することなどから、管理戸数は2万9,522戸（平成29年度）と基準値に比べて減少しているが、目標値の達成に向けては着実に前進している。

1 安定した水資源の確保と上水道の整備については、水道施設の整備として石川浄水
2 場への高度浄水処理施設及び北谷浄水場の整備や送水管路設工事等を行った。

3 また、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上のため、平成29年度
4 に粟国村で水道用水供給範囲拡大による水道広域化を実施した結果、広域化実施前と
5 比べて水道料金が約50%軽減された。

6 下水道の整備について、県では那覇、宜野湾、具志川及び西原の4浄化センターに
7 おいて下水道施設の増設及び老朽化施設の改築・更新を行った。加えて、下水道事業
8 実施市町村と連携し、下水道施設整備を促進した。

9 安定したエネルギーの確保については、電力の安定供給を図るため、電気事業者が
10 主体となり 離島へ電力を供給する送電用海底ケーブルの敷設を行った。

11 これらの取組などにより、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、平成
12 29年3か所となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

13 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、36市町村において208路線の
14 市町村道整備に取り組んだ結果、市町村道の改良済延長については、平成27年度で
15 4,189kmと増加しており、生活基盤の強化、地域活性化及び生活環境の向上に寄与し
16 ている。今後も、継続的な整備により、改良済延長は順調に増加する見込みであり、
17 目標値の達成に向けて着実に前進している。

18 また、金武湾港の整備を行うとともに、伊平屋空港の整備に向けて各種調査を実施
19 した。

20 <主な成果指標の状況>

21 成果指標名	22 基準値	23 現状値	24 R3年度 目標値
25 公営住宅管理戸数	28,834戸 (H23年度)	29,522戸 (H28年度)	29,670戸
26 送電用海底ケーブル新設・更新箇所数	0か所 (H23年度)	3か所 (H28年度)	9か所
27 市町村道の改良済延長	4,044km (H21年度)	4,188km (H27年度)	4,284km

28 (課題及び対策)

29 住宅の整備については、最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が平成25年
30 で10.8%と、全国でもワースト2位であることから、同水準を満たしていない世帯の
31 解消に取り組むことが重要である。

32 安定した水資源の確保と上水道の整備については、今後の水需要や水質の安全性を
33 確保するための施設整備、老朽化した施設の計画的更新、耐震化を進めるとともに、
34 小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上を図る必要がある。

1 下水道の整備については、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の町村で、本島中南部
2 に比べ汚水処理施設の整備が遅れているため、人口動態変化を注視し、汚水量の増加
3 に見合った施設を整備する必要がある。

4 安定したエネルギーの確保については、沖縄県の電力供給体制が独立していること
5 に加え、離島が多いなど構造的な不利性を有しているという課題がある。

6 このため、効率的な電力活用や再生可能エネルギーの導入等に取り組み、電力の安
7 定的かつ適正な供給を図る必要がある。

8 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、県民生活を支える道路の整備
9 に当たり、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティの維持・形成や地域の活性化
10 等へ配慮するとともに、幹線道路網の形成、交通安全等に配慮した整備が必要であ
11 る。

12 また、空港及び港湾は、県民の重要な交通インフラのひとつであることから、地域
13 の実情に対応した整備に取り組む必要がある。

14 イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供

15 (成果等)

16 地理的条件にとらわれず、リアルタイムでの情報の入手・共有・発信・活用等を可
17 能にする情報通信技術を活用し、情報格差の是正や行政手続サービスの拡充等に向
18 け、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に関する取組を
19 行った。

20 情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区と都市部との情報
21 格差は是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るために、沖縄本島と各離島を
22 結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組んだほか、離島及び過疎地域の10市町村において
23 超高速ブロードバンド環境の整備を促進した。

24 これらの取組などにより、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率は、平成29年
25 で97.2%へと上昇しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

26 また、児童・生徒の情報リテラシーの向上については、県立学校へ教育用コンピ
27 ュータのリース、無線LAN環境の整備、電子黒板の設置などICT活用環境の整備
28 を行ったほか、教育の情報化におけるICT活用促進を図るため、情報モラル教育の
29 充実に資する研修や教育情報化推進リーダーの養成などを行った。

30 電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るため、一般住民等を対
31 象とした行政手続のオンライン化に取り組んだ結果、電子申請利用件数（県民向け）
32 が平成29年度で2万2,543件となり、現時点で目標値を上回って改善している。

33 さらに、県が保有する各分野における地理空間情報を提供することができる統合型
34 地理情報システム（統合型GIS）を平成25年度に更新し、操作性的向上及び防災関
35 連情報等内容を充実させた。

36 これらの取組などにより、統合型GISの閲覧件数については、平成23年度の基準

より増加している。特に不動産や建築分野などの利用が多いため、目標値の達成に向けて、掲載情報の拡充等を図る必要がある。
このほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築により行政サービスの高度化を図るなど、情報通信技術の利活用を推進した。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
超高速プロードバンドサービス基盤整備率 (※参考 基盤利用率)	87.3% (H23年) (※参考 基盤利用率)	87.2% (H29年) (46.8%)	100.0%
(※参考 超高速プロードバンドサービス基盤整備率(離島))	(52.3%)	(83.7%)	(100.0%)
電子申請利用件数(県民向け)	5,910件 (H23年度)	22,643件 (H29年度)	18,000件
統合型GISの閲覧件数	41,354 件 (H23年度)	93,815件 (H29年度)	180,000件

(課題及び対策)

情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から遠隔に位置するという地理的条件や属性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を支援する必要がある。

また、情報通信技術等を活用した教育を促進するため、離島地区の学校において通信回線及び情報通信機器等の整備を行うほか、教員のICT活用能力の向上や教育情報化推進リーダーの養成など教員を支援する体制を整備する必要がある。

電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るために、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等の拡充や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充等を図る必要がある。

また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、今後の上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。

【主要な関連制度】(1) 電気の安定的かつ適正な供給の確保

1 【主要な関連制度】

2 (1) 電気の安定的かつ適正な供給の確保

3 (目的及び概要)

本土と電力系統がつながっておらず広域融通の枠外に位置することや、電力供給がコスト高とならざるを得ない多くの離島を抱えていること、地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料による発電に頼らざるを得ないことなど、他地域にはない地理的不利性を有している沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保するための制度として創設された。

優遇措置の概要	国税	石油石炭税の免除	電気事業法第2条第1項第15号に規定する電気事業者が、沖縄にある事業場において発電の用に供するために石炭等を引き取る場合、当該引き取りに係る石油石炭税を免除する。
	地方税	固定資産税の軽減	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で法令で定めるものに対して課する固定資産税については、課税標準を2/3に軽減する。
	その他	一般担保	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄電力株式会社に対する貸付金について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

*上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

（適用実績及び効果）

石油石炭税の免除額は年々増加傾向にあり、固定資産税の軽減額と合わせた実績額は平成29年度で約46億円となっている。

【図表3-2-6-1】 石油石炭税の免除及び固定資産税の軽減実績額



出典：沖縄県商工労働部調べ

なお、本制度による税の軽減・免除額については、小売電気料金や沖縄電力株式会社から他の電気事業者への卸電力料金の原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減につながっている。
具体的には、平成24年度から平成29年度までの6年間の平均値をもとに試算すると、一般家庭のモデルケース（260kWh/月）で月額約140円（0.54円/kWh×260kWh/月）の負担軽減効果がある。

【表3-2-6-2】電気料金への影響額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
減免額合計① (百万円)	3,046	3,868	4,213	4,275	4,598	4,559
販売電力量② (百万kWh)	7,314	7,556	7,531	7,649	7,813	7,761
影響額①/② (円/kWh)	0.42	0.51	0.56	0.58	0.59	0.59

出典：沖縄県商工労働部調べ

また、沖縄振興開発金融公庫が一般電気事業者（平成30年3月末現在の対象事業者は沖縄電力株式会社のみ）に対して融資を行う際、一般担保を設定することが可能となっている。一般担保を設定することにより、担保設定に伴う登記関係事務等が不要となる場合があるなど、事業者の負担が軽減されるとともに、融資の迅速化が図られている。

【表3-2-6-3】一般担保制度を利用した公庫からの借入額（単位：億円）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
50	150	100	100	100	100

出典：沖縄振興開発金融公庫からの借入に関する公告（沖縄電力株式会社）

《課題及び今後の方向性》

- 本措置によって電気料金の低減に一定の効果を上げているものの、地理的不利性により依然として他地域と比べて電力の供給コストが高い状況にある。
- 安定的かつ適正な電気の供給は県民生活や経済活動における重要な課題であるため、本制度の維持が必要である。

【表3-2-6-4】電源別発電費（1kWhあたり）の比較

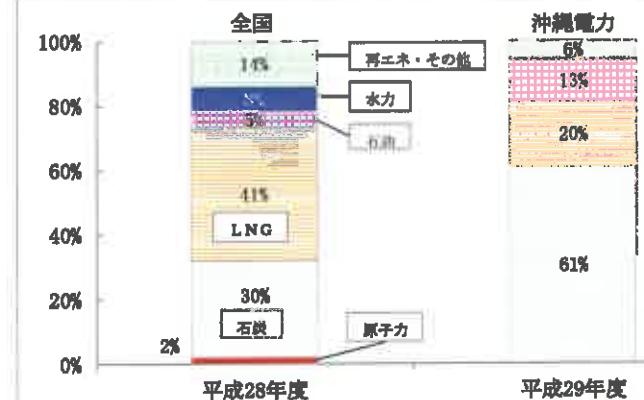
	沖縄電力	電力会社9社平均
水 力	なし	5.01円/kWh
原子力	なし	7.16円/kWh
火 力	12.93円/kWh	8.65円/kWh

※算出方法：電源別発電費+電源別発電電力量

※原子力発電所停止の影響を排除するため、原子力についてはH20-22の3年平均で算出。

出典：各社有価証券報告書

【図表3-2-6-5】電力会社の発電电力構成比



※「再エネ・その他」にLPG（液化石油ガス）を含む。

出典：電気事業連合会調べ。

1 **(7) 共助・共創型地域づくりの推進**

2 一人ひとりが世代や性別に関わりなく、お互いに支え合い、地域づくりに主体的に
 3 参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会を実現するため、各種施策を展
 4 開した。

5 **【目標とするすがた】の状況等**

6 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
 7 基準年と比較し、「住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること」
 8 は13.9ポイント、「女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること」
 9 は18.7ポイント増加し、いずれも県民満足度が向上した。

10 **<目標とするすがたの状況>**

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること	11.1% (H21年県民意識調査)	25.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること	9.1% (H21年県民意識調査)	24.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

21 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助
 22 の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える
 23 問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画
 24 し貢献できる活気に満ちた救助・共創の地域社会の実現に取り組む。

26 このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携
 27 を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能
 28 の強化を図る必要がある。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化の
 29 ため、交流と共創による地域づくりを推進する必要がある。

31 **ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進**32 **(成果等)**

33 県民の社会参加活動の促進については、地域貢献活動等を行うNPO法人の設立手
 34 続等に対する支援を行い、平成22年度から平成29年度の間に273法人が設立認証され
 35 たほか、NPO法人の運営手続への指導助言を実施した。

36 また、沖縄県社会福祉協議会に設置された、ボランティアやNPO団体などの活動
 37 を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の活動費等を助成
 38 することにより、ボランティアやNPO活動の普及促進に取り組んだ。

39 これらの取組などにより、平成29年度までのNPO認証法人数が722法人、県内市
 40 町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数が2万6,424人
 41 となっており、いずれも目標値の達成に向けて着実に前進している。

42

1 協働の取組の推進については、NPO法人と県の協働の取組推進に向け、沖縄県N
 2 POプラザの運営やNPO法人に関する情報発信、広報啓発に取り組んだほか、NPO
 3 法人を対象とした会計、税務などの講座を開催し、NPO法人の運営を支援した。
 4 また、民生委員・児童委員の担い手確保については、地域住民の最も身近な相談・
 5 支援のボランティアである民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・
 6 児童委員の資質向上のための研修の実施や民生委員・児童委員協議会への支援
 7 コーディネーターの派遣等による活動環境の改善により、地域住民のつながりや相互
 8 支援の強化に努めた。

9 さらに、市町村において、学習支援活動や登下校安全確保等の教育活動に地域住民
 10 をボランティアとして派遣する取組を支援したことで、毎年20万人前後のボランティア
 11 が学校支援に参加した。

13 これらの取組などにより、民生委員・児童委員充足率は、3年に一度の民生委員・
 14 児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた平成28年度は83.6%であったところ、
 15 平成30年度は86.2%となり改善したが、基準値を下回っている。

16 また、NPOと県の協働事業数は、平成29年度は331事業となり、既に目標値を上
 17 回って改善している。

18 学校支援ボランティア参加延べ数は、平成29年度は19万6千人となり、目標達成に
 19 向け着実に前進している。

21 男女共同参画社会の実現については、啓発講座の実施、女性相談、DV防止に関する
 22 広報活動等を実施したことで、男女共同参画に関する意識の醸成に努めた。

24 地域の活力と成長力の推進については、離島・過疎地域の条件不利性を克服し、バ
 25 ランスのとれた持続的な人口増加を図るために、移住者受入れに取り組む市町村と問題
 26 や課題を共有するとともに、市町村の創意工夫を支援するため、平成27年3月に沖縄
 27 県移住受入協議会を設置し、県と市町村の連携を強化した。

28 また、首都圏等において移住相談会を開催するなど、移住する際の注意点や地域の
 29 習慣等に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験ツアーを開催し、移住者
 30 受入れの課題把握を行った。

31 加えて、平成28年度からは、移住応援サイトである「おきなわ移住の輪-結-」の運
 32 用を通して、移住に関する情報発信を行っている。

33 これらの取組などにより、移住応援サイトアクセス数は、平成29年度は6万1,585
 34 件となり、既に目標値を達成している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
NPO認証法人数	509法人 (H22年度)	722法人 (H29年度)	750法人
県内市町村会員へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	28,424名 (H29年度)	29,000名
民生委員・児童委員充足率	88.2% (H22年)	88.2% (H30年度)	87.8%
NPOと県の協働事業数	71事業 (H22年度)	331事業 (H29年度)	255事業
学校支援ボランティア参加登録数	120千人 (H23年度)	198千人 (H29年度)	250千人
移住応援サイトアクセス数	—	81,585 (H29年度)	50,000

<課題及び対策>

県民の社会参加活動及び協働の取組の促進については、社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化している。地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更に拡大することが課題である。

このため、市民活動団体のNPO法人化の支援や運営基盤の強化、NPO法人に関する情報公開を引き続き推進する必要がある。

また、民生委員・児童委員については、担い手確保が課題となっている。要因としては、地域住民に民生委員・児童委員の存在や活動内容が正しく知られていないこと、貧困や虐待、生活困窮者の自立支援等、対応する福祉課題の複雑化・多様化により、業務量が増加していることなどが挙げられる。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や担い手確保に引き続き取り組むとともに、地域住民がお互いに支え助け合う共生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。

さらに、地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、各地域住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化を図る必要がある。

男女共同参画社会の実現については、女性がライフステージに応じて安心して生活し、様々な分野でその持てる力を十分に發揮できる社会の実現が必要である。

このため、引き継ぎ、関係団体と連携し、広報啓発に取り組むほか、男女共同参画を更に加速させる講演会や研修会の開催などの取組を、市町村を含めた県全体で推進する必要がある。

地域の活力と成長力の推進については、人口が減ると地域社会を支える活動の担い手そのものが減少し、離島などの一部町村では、地域社会の崩壊につながることも懸念されることから、離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図るとともに、防犯、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支えあいが可能となるよう、世代のバランスをとり、地域社会の維持・発展を図る必要がある。

<イ 交流と共創を支える人材の育成と活動支援>

<成果等>

交流と共創を支える人材の育成と活動支援については、グリーン・ツーリズム 実践団体の連携体制の構築と共通の課題に対する検討を行うため、平成28年度に「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立した。また、グリーン・ツーリズム実践団体の資質向上に向けた研修会を各地区で開催するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を推進した。加えて、農山村及び離島地域等における、地域住民ぐるみでの農村環境の保全管理活動や地域イベント等に対して支援した。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、平成22年の4万人から、平成29年には11.6万人に増加し、多面的機能活動取組面積は、平成22年度の9,402haから、平成29年度には2万914haに増加しており、いずれも目標値の達成に向け着実に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
グリーン・ツーリズムにおける交流人口	4万人 (H22年)	11.6万人 (H29年)	13万人
多面的機能活動取組面積(取組率)	8,402ha (26%) (H22年度)	20,914ha (54%) (H29年度)	22,000ha (57%)

<課題及び対策>

交流と共創を支える人材の育成と活動支援については、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念されることから、地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

また、海に囲まれた沖縄県の新鮮な水産物や漁労技術、自然環境や景観、伝統文化等は農山漁村を特徴づける優れた地域資源であり、交流と共創による活性化の取組が必要である。

さらに、農山漁村の活性化を図るため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山漁村と県民・観光客等のふれあいの創出、他産業との連携による取組等を推進する必要がある。

このため、地域の魅力ある素材の発掘、担い手や地域リーダーの育成、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実など、地域住民の自主的で創意工夫によるむ

1 らづくりを支援するとともに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景づくり、歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持に取り組む必要がある。

2 また、観光リゾート産業など他産業と連携し、農家民宿を中心とする体験交流プログラムの提供、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動を拡充する必要がある。

9

1
2 3 希望と潜力にあふれる豊かな島を目指して
3

4 (1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

5 世界を結ぶ架け橋として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展するための
6 空港、港湾、陸上交通基盤を整備するほか、交通、物流コストの低減、国際的な交通
7 ネットワークの構築を図り、国際的な競争力を強化するため、各種施策を実施した。

8
9 【「目標とするすがた」の状況等】

10 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
11 基準年と比較し、「県内空港の旅客者数」が那覇空港で693万人増加し2,116万人、離
12 島空港で155万人増加し468万人、「那覇空港の海外路線数（就航都市数）」が8路線
13 増加し15路線、「クルーズ船寄港回数（県全体）」が403回増加し515回、「海路による
14 入城観光客数（県全体）」が777万1,900人増加し88万8,300人となった。

15 「重要港湾の取扱貨物量」は、港湾情勢等の変化などもあり、69万トン減少し2,275
16 万トンとなり、基準値から後退している。

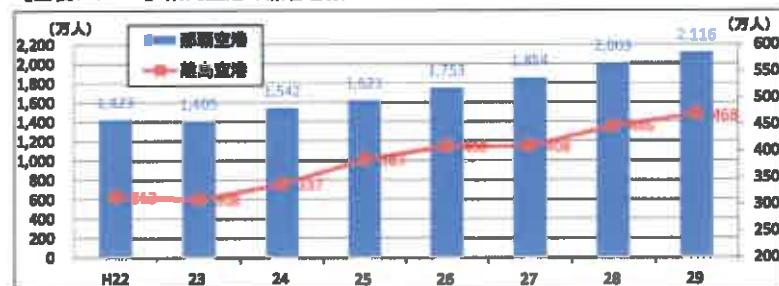
17

18 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状（基準年）	沖縄県の現状（現状）	R3年度の目標
県内空港の旅客者数の増加	那覇空港1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H23年度)	2,125万人
	離島空港 313万人 (H22年)	468万人 (H23年度)	480万人
那覇空港の海外路線数（就航都市数）の増加	7路線 (H24年)	15路線 (H23年度)	15路線
重要港湾の取扱貨物量の増加	2,344万トン (H22年)	2,276万トン (H23年)	2,520万トン
クルーズ船寄港回数・海路による入城観光客数（県全体）	112回 116,400人 (H23年)	515回 888,300人 (H23年)	833回 2,000,000人

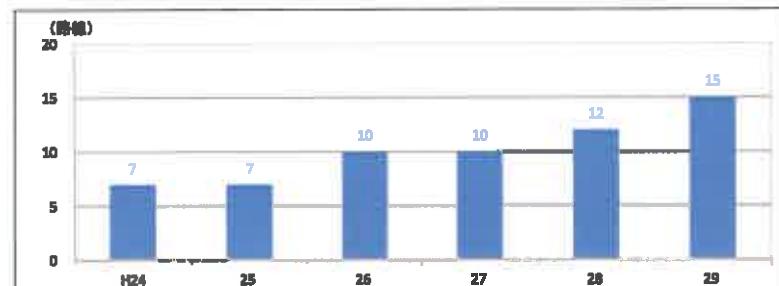
(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

【図表3-3-1-1】県内空港の旅客者数



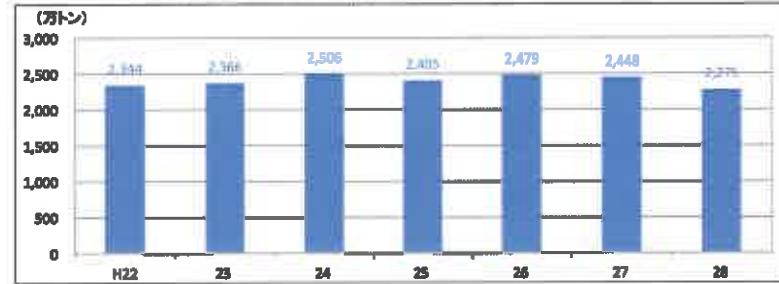
出典：那覇空港 国土交通省「空港管理状況調査」を基に作成、離島空港 沖縄県土木建築部

【図表3-3-1-2】那覇空港の海外路線数（就航都市数）



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

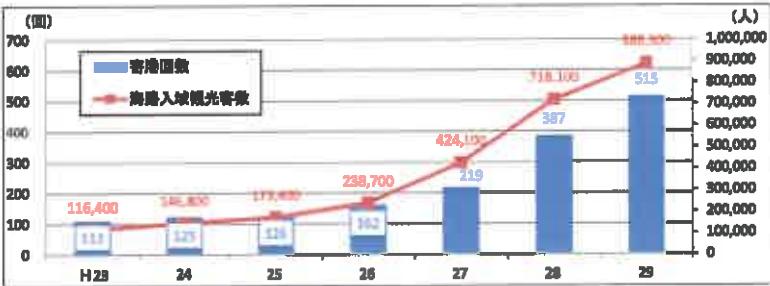
【図表3-3-1-3】重要港湾の取扱貨物量



出典：沖縄県土木建築部

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備 ア 國際空港・物流拠点の核となる空港の整備

【図表3-3-1-4】県全体のクルーズ船寄港回数及び海路入域観光客数



出典：各港湾資料を基に沖縄県土木建築部作成、海路入域客 沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

自立型経済の構築に向けた基盤の整備については、万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋としての交流を通して、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めます。また、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など、強くしなやかな自立型経済の構築に必要不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化する必要があります。

このため、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上を図るとともに、那覇港、中城湾港等の整備、各拠点を結ぶ道路網の整備のほか、公共交通システムの充実、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に取り組む必要があります。

ア 國際空港・物流拠点の核となる空港の整備

(成果等)

陸上交通により他県と結ばれていない沖縄にとって、航空機は極めて重要な移動手段であり、航空機が発着する空港は県民の移動や離島からの救急搬送の拠点として、さらには、観光をはじめとする産業振興や交流・物流の拠点として重要な役割を果たしていることから、将来の発展を見据え、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上に取り組んだ。

那覇空港の機能強化については、滑走路増設整備において、国は環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続を終え、平成26年1月9日に公有水面埋立法に基づく埋立承認を得るなど、着実に工事を進めている。令和2年に予定している増設滑走路の供用開始により、那覇空港の滑走路処理容量（年間）は13.5万回から18.5万回に増加するとされていたところ、平成31年3月に国において、首創運用方式を工夫することにより24万回とすることが可能と発表された。

また、那覇空港における旅客ターミナルの整備については、国際線利用者の急増に対応するため、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連

路通路を整備した。さらに、平成30年度には際内連絡ターミナルビルを供用開始し、施設の受入能力が強化されるとともに、それまで別棟だった国内線・国際線・LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、利便性が大幅に向上了。

これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客数については、平成22年度の1,423万人から、平成29年度には2,116万人と693万人増加し、目標値の達成に向けて着実に前進している。

離島空港の整備及び機能向上については、平成25年3月に新石垣空港の供用が開始され、増便や機材の大型化が進んだ。その結果、新石垣空港の年間旅客者数（国際線）は、平成22年度の1.6万人から平成29年度の8.6万人と約7万人増加しており、現時点で目標値を上回って改善している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の滑走路処理容量(年間)	13.0万回 (H22年)	13.5万回 (H29年)	18.5万回
那覇空港の年間旅客者数	1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
新石垣空港の年間旅客者数(国際線)	1.6万人 (H22年度)	8.6万人 (H29年度)	8.0万人

（課題及び対策）

那覇空港の機能強化については、旅客数が年々増加しており、第二滑走路や、国際線と国内線を連結し一体化された旅客ターミナル施設の処理能力を最大限活用する必要がある。

また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。

さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。

離島空港の整備及び機能向上について、宮古・八重山地域では、C I Q（人員や貨物の出入国時に必要とされる手続を包括した総称）機能が十分でないなど、国際線受入れのための体制整備が課題となっている。

このため、地域の拠点となる空港については、国際線受入機能の整備に取り組む必要がある。

また、島空港について、施設の更なる整備・機能向上等と併せて、利用者の利便性・快適性の向上に取り組むほか、海外の富裕層をターゲットとした将来的な観光振興の一貫として、プライベートジェット機等の受入体制構築を促進する必要がある。

1 イ 人気・物流を支える港湾の整備
2 （成果等）
3 島しょ県である本県において、港湾は物流輸送の大部分を支える産業基盤であり、
4 国内外との交流の拠点としても重要な役割を果たしていることから、国際交流・物流
5 拠点や魅力ある港湾を目指し、那覇港、中城湾港の整備、周辺の拠点港湾等の整備に
6 関する取組を行った。

7
8 那覇港の整備については、港湾機能の強化を図るために、ガントリークレーンを2基
9 増設したことにより、冷凍コンテナ電源の整備を行ったことで、2隻同時接岸時にも
10 一時的なサービス標準の施設提供が可能となり、荷役時間が短縮された。加えて、臨
11 港道路浦添線が平成30年3月に開通したことにより、那覇港と背後圏との物流機能の
12 強化、那覇港や那覇空港と県内各拠点とのアクセス性が向上した。物流の高度化と併
13 せて流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るために、那覇港総
14 合物流センターを整備し、令和元年5月に開業した。

15
16 これらの取組及び人気観光客数の増加等により、那覇港の取扱貨物量については、
17 平成23年の1,004万トンから平成29年には1,216万トンと増加しており、目標値の達成
18 向けて着実に前進している。

19
20 また、那覇港の観光客受入体制の充実については、泊ふ頭8号岸壁における旅客
21 ターミナル及びボーディングブリッジの整備、新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）における
22 大型クルーズ船の受入機能の強化、練地の整備を行うとともに、クルーズ船で寄港
23 した旅行客に対する歓送迎セレモニーの実施等により、観光客の満足度向上を図った。
24

25
26 これらの取組などにより、那覇港におけるクルーズ船寄港回数については、平成23
27 年の56回から平成29年には224回に増加し、目標値の達成に向けて着実に前進してい
28 る。さらに、那覇港の年間旅客者数については、平成23年の59万人から平成29年には
29 165.7万人と106.7万人増加しており、現時点で目標値を上回って改善している。

30
31 中城湾港の整備については、新港地区において、定期航路の就航実現に向けた実
32 証実験を行ったことなどにより、鹿児島航路と先島航路の定期運航が開始されたほ
33 か、京阪航路でも定期航路化を目指して平成29年8月より実証実験を行っている。ま
34 た、産業支援港湾としての港湾機能向上を図るために上屋建築工事を行い、平成27年度
35 には西ふ頭、平成29年度には東ふ頭に各1棟が供用されているほか、自動車貨物集積
36 拠点の形成を図るために、モーターパーク等の施設整備を行っている。

37
38 これらの取組などにより、中城湾港（新港地区）の取扱貨物量（供用沿岸壁対象）
39 については、平成23年の61万トンから平成29年には95万トンと基準値より前進してい
40 るものの、平成28年度に供用して間もない東ふ頭の利用が計画を下回っていることな
41 ど、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

42
43 また、大型クルーズ船の寄港要請に対するため、航行の安全性を確認した上で受
44 入体制を構築した結果、平成30年3月には16万総トン級のクルーズ船が寄港するな
45 ら、中城湾港（新港地区）におけるクルーズ船寄港回数は増加傾向にある。

園域の拠点港湾等の整備については、本部港において国際クルーズ船が寄港可能となる耐震強化岸壁の整備等を行った。加えて、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路等の整備を、石垣港においては岸壁、防波堤の整備をそれぞれ行った。本部港と平良港では国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民の連携が図られているほか、石垣港では平成30年4月にクルーズ船専用岸壁の暫定供用がなされるなど、国際クルーズ船の寄港回数及び旅客数の増加や、地元経済への波及効果が期待されている。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇港の取扱貨物量	1,004万トン (H23年)	1,216万トン (H29年)	1,278万トン
那覇港におけるクルーズ船寄港回数	56回 (H23年)	224回 (H29年)	250回
那覇港の年間旅客者数	58万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
中城湾港(新港地区)の取扱貨物量 (供用済岸壁対象)	81万トン (H23年)	95万トン (H29年)	230万トン

《西漢賦》

那覇港の整備については、沖縄県の新たなリーディング産業として期待される臨空・臨海型産業の集積に向け、集貨・創貨を促進し流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、国際・国内貨物を取り扱う総合物流センター等の整備、航路網の充実、那覇空港との効率的な機能分担等により国際的な物流拠点によるさわしい連携機能の強化を図っていく必要がある。

新港ふ頭地区については、那覇港の貨物の7割が集中し、RORO船の大型化や内外貿易貨物の大型化により、貨物が集中しており、港湾施設の狭隘化により作業効率が低下している。新港ふ頭における、作業効率の低下を解消するため、新たな内外貿易ニットロードターミナル等の整備や既存ふ頭の再編を行う必要がある。

浦添ふ頭地区については、長期構想検討委員会にてユニットロード貨物を中心とした内外貿易貨物の物流拠点として位置付けられており、貨物の増加により、整備的重要性が高まっている。浦添ふ頭においても、貨物の増加に対応するため、新たな内外貿易ニットロードターミナルの整備を推進する必要があります。

また、貨物船と旅客船・フェリーの混在、台風時及び冬季風浪時の港内波浪等が問題となつており、利便性の向上や効率的で安全な運航の確保が必要である。

さらに、近年の船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地等の充実、市港貨物の円滑な輸送を確保する臨港道路等の整備が課題となっている。

このため、防波堤や附帯岸壁、占用地を上層、海底道路等、港湾施設の整備、充

Digitized by srujanika@gmail.com

対・強化を図る必要がある。

クルーズ船の誘致については、世界及び東アジアのクルーズ需要への対応、旅客の満足度向上や国際クルーズ拠点形成を図るため、新港ふ頭における第2クルーズバースの整備や補添ふ頭における岸壁・クルーズターミナル整備など、更なるクルーズ船誘致に向けた取組を進化させる必要がある。

あわせて、国際海洋リゾート港湾に向け、浦添ふ頭コースタルリゾート地区の形成を推進するほか、観光客の安全性・快適性・利便性の確保など、受入体制の充実、強化に向けた対応が必要である。

中城湾港の整備については、新港地区において、航路サービスが十分でないため、中部圏域の貨物の多くが陸上輸送コストのかさむ那覇港から搬出しているという課題がある。

このため、那覇港との連携機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。

また、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、港湾関係者や関係自治体等と協議をしながら、安全性・利便性を考慮した施設等の整備を行い、持続可能な受入体制強化を図っていく必要がある。

園城の拠点港湾等の整備について、本部港（北部）及び平良港（宮古）においては、国際クルーズ船が寄港可能な岸壁やターミナル施設整備、石垣港（八重山）においては第2クルーズ岸壁や大型旅客船ターミナルの整備など、国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能を強化する必要がある。

四、船上空調装置の実験

（成語篇）

陸上交通は、県民生活や観光客の利便性向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、走時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等、多様なニーズに対応するため、各拠点を結ぶ路網の整備、公共交通システムの充実に取り組んだ。

各拠点を結ぶ道路網の整備については、平成27年3月に那覇空港自動車道の豊見城東道路、平成29年3月に沖縄西海岸道路の糸満道路が全線供用開始したほか、平成30年2月には浦添北道路及び浦添西環線（港川）道路の暫定供用を開始した。

また、交通渋滞への短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良（渋滞がトルネック対策）を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は平成30年度に186箇所に減少しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

公共交通システムの充実については、モノレール延長整備事業に取り組んでおり、
廿里駅～てだこ浦西駅までの約4.1kmを延長し、令和元年10月に開業する予定である。
また、てだこ浦西駅周辺においては、神奈川自動車と浦添西原線、都市モノレール

が連結する優れた交通結節機能を確保するため、インターチェンジや1,000台規模のパークアンドライド駐車場等の整備を実施しており、自動車から公共交通への転換促進が見込まれる。

モノレールの乗客数については、観光客の増加やモノレール沿線での都市開発、施設整備等により、平成29年度において4万9,716人/日となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

新たな公共交通システムの導入としては、一括交付金を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業を行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点まで215台導入された。同じく平成24年度から「わった～バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できるIC乗車券システムOKICAのサービスが開始された。このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長（国道58号・久茂地～伊佐間）、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け、那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

これらの取組などにより、バスの利用環境が改善され、利用者の減少に歯止めがかかりつつあるものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度7万2,161人と基準値を下回っている。

さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性があることが示された。

構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まえながら、5つのステップで段階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねのルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等についてとりまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
主要渋滞箇所数	—	180箇所 (H30年度)	181箇所
モノレールの乗客数	35,551人/日 (H22年度)	40,716人/日 (H29年度)	50,004人/日
乗合バス利用者数	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日

各拠点を結ぶ道路網の整備について、道路は県民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしているが、広域交流拠点と各区域拠点間の有機的な連絡が実現していない。また、沖縄は自動車への依存が高く、自動車保有台数の増加、中南部都市圏への人口集中、レンタカー利用の増加等により慢性的な交通渋滞が発生しているという課題がある。

このため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備とともに、本島南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路等の幹線道路網の早期構築が必要である。

公共交通システムの充実については、交通渋滞が慢性化し、乗合バスの定時運行ができずバス離れが進むなど、道路交通サービス低下の懸念が生じている一方、高齢社会に対応した移動環境や交通手段の確保が課題となっている。

このため、自動車から公共交通への転換を目的に、公共交通の需要喚起、利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通等が連結する南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築について、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら調査研究を推進する必要がある。加えて、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環を創りあげるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道を研究する必要がある。

エ 國際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化

（成果等）

国際交流・物流拠点の形成に不可欠な国際競争力のある空港・港湾の機能強化を目指して、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に関する取組を行った。

国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国内外とのネットワークの拡充を図るため、空路については、沖縄路線における着陸料、航行援助施設使用料、航空機燃料税の軽減措置が継続されており、貨物便の路線拡充により、平成21年10月にスタートしたANAの貨物ハブ路線（海外5路線）は、再編を経て平成30年10月に海外6路線となった。また、沖縄の国際的な観光拠点としての機能を高めるため、チャーター便や新規路線の就航に向けた誘致活動及び支援の実施、既存便の増便・大型化等の交通ネットワーク拡大を促進した。

これらの取組などにより、那覇空港の国際路線数（就航都市数）は、これまでの東アジア地域に加え、タイやシンガポールといった東南アジア地域への新規就航が実現するなど、平成24年の7路線から平成29年には15路線に増加し、現時点で目標値を達成している。

一方で、那覇空港の国際貨物取扱量については、シンガポール貨物便の開設等によ

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備 エ 国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化			
1	り、平成22年度の15万トンから平成29年度には18万トンに増加しているものの、国内	2	の他空港の利用増加などもあり、目標値の達成に向けては一層の推進が必要である。
3	4 海路については、国際貨物の増大に向け、平成27年4月に台湾の主要9港湾の管理	5 会社である台湾港務株式会社（TIPC）と那覇港管理組合のパートナーシップ港の	6 覚書が締結された。
7	8 また、那覇港を利用する荷主を対象とした実証実験を行った結果、これが契機とな	9 り民間企業の業務提携がなされ台湾との定期航路が開設された。これにより、那覇港	10 から世界各国への輸出が可能となった。
11	12 中城湾については、鹿児島航路の実証実験を継続してきたことから固定荷主が付	13 き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運航を開始したほか、先島航	14 路についても別の船会社が平成26年11月から定期運航を開始し、定期船の就航を実現
15	16 できた。加えて、平成29年8月からは、京阪航路の定期航路化を目指し、実証実験を	17 行っている。	18
19	20 輸送コストの低減及び物流対策の強化については、農林水産物の輸送コスト低減を	21 図るため、本土向けに出荷する農林水産物の輸送費の一部を補助した。その結果、当	22 時取組による農林水産物の県外出荷量は、平成25年度の5万300トンから平成29年度
23	24 には6万4,800トンに増加した。畜産分野では、物流対策の強化を図るために、流通保	25 管施設を設置し、香港を中心としたアジア市場の量販店等向けにプロモーション活動	26 を実施した結果、県産食肉等の輸出量は平成24年の26.6トンから平成29年には101ト
27	28 ンとなった。	29 また、国際物流拠点として県内各地において、国際物流拠点の形成を促進するための	30 物流関連施設整備を行った。さらに、県産品輸出事業者に対し、コンテナ借上げ事業
31	32 による物流支援を実施したことで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡	33 大及び輸出量増大へつなげることができた。	34
35	36	37	38
39	40	41	42
＜主な成果指標の状況＞			
成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
那覇空港の国際路線数(就航都市数)	7路線 (H24年)	15路線 (H29年度)	15路線
那覇空港の国際貨物取扱量	15万トン (H22年度)	18万トン (H29年度)	40万トン
(課題及び対策)			
国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国際的な観光及び物流の拠点としての機能を高めるため、空港、港湾のインフラ整備と併せて、国内・海外との交通・物流ネットワークの拡充を図っていくことが課題である。			
このため、航空路線については、公粗公賛の軽減措置及び拡充とこれらの利用促進を図るとともに、那覇空港隣内連絡ターミナル及び下地島空港国際線等旅客施設の供			